

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

トルコ編

2007年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル トルク編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。(<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/manual.html>) 本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2007 年 3 月

日本貿易振興機構
経済分析部
知的財産課

目次

第 編 産業財産権の取得

第 1 章 はじめに

1	知財法制度の歴史概略	1
1-1	オスマン帝国時代～1995 年以前	1
1-2	1995 年以降	1
2	保護対象の種類と根拠法	2
3	条約への加盟状況	3
3-1	知的財産に関する一般協定	3
3-2	特許・実用新案に関する国際協定	4
3-3	意匠に関する国際協定	5
3-4	商標に関する国際協定	5
3-5	文学芸術作品に関する国際協定	6
4	関連政府機関	7
4-1	トルコ特許庁 (TPI)	7
4-2	産業貿易省	9
4-3	文化観光省	9
4-4	内務省	10
4-5	農業村落省	10
5	出願件数の推移	10
5-1	特許出願件数の推移	10
5-2	商標出願件数の推移	11
5-3	意匠出願件数の推移	11

第 2 章 特許権の取得

1	保護対象	12
1-1	保護対象	12
1-2	保護適格者	12
1-3	出願適格者	12
1-4	職務発明	12
2	特許の種類	12
3	登録要件	13
3-1	新規性	13

3-2	技術水準を超えること（進歩性）	14
3-3	産業上の利用可能性	14
3-4	不登録事由に該当しないこと	14
4	出願前調査	14
5	出願から権利取得までの手続	15
5-1	手続概要	15
5-2	出願日	17
5-3	必要書類	18
5-4	優先権の主張	19
5-5	方式審査	20
5-6	出願公開	20
5-7	技術水準に関わる調査	20
5-8	実体審査を伴わない場合	21
5-9	実体審査を伴う場合	21
6	分割出願	22
7	追加特許	23
7-1	追加特許の出願	23
7-2	追加特許の主特許への変更	23
8	異議申立と実体審査の請求	23
8-1	実体審査を伴わない場合	23
8-2	実体審査を伴う場合	24
9	再審査評価委員会に対する不服審判請求	25
10	出訴	25
10-1	再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴	25
10-2	無効訴訟の提起	25
11	権利取得の効果	26
11-1	保護期間	26
11-2	権利取得により付与される権利	26
11-3	出願公開により付与される権利	26
12	国際出願	27
12-1	特許協力条約（PCT）による出願	27
12-2	欧州特許条約（EPC）による出願	27

第3章 実用新案権の取得

1	保護対象	29
1-1	保護対象	29

1-2 保護適格者	29
1-3 出願適格者	29
1-4 職務発明	29
2 登録要件	29
2-1 新規性	30
2-2 産業上の利用可能性	30
2-3 不登録事由に該当しないこと	30
3 出願前調査	30
4 出願から権利取得までの手続	30
4-1 手続概要	31
4-2 出願日	31
4-3 必要書類	32
4-4 優先権の主張	32
4-5 方式審査	32
4-6 出願公開	32
4-7 技術水準に関わる調査報告書の不作成	33
4-8 登録査定	33
4-9 登録公告	33
5 利害関係人による（付与前）異議申立	33
6 再審査評価委員会に対する不服審判請求	33
7 出訴	34
8 権利取得の効果	34
8-1 保護期間	34
8-2 権利取得により付与される権利	34
8-3 出願公開により付与される権利	34
9 国際出願	34

第4章 意匠権の取得

1 保護対象	35
1-1 保護対象	35
1-2 保護適格者	35
1-3 出願適格者	35
1-4 職務発明	35
2 登録要件	36
2-1 新規性	36
2-2 独自性	36

2-3 新規性、独自性喪失の例外	36
2-4 不登録事由に該当しないこと	36
3 出願前調査	36
4 出願から権利取得までの手続	37
4-1 手続概要	37
4-2 出願日	37
4-3 必要書類	37
4-4 優先権の主張	39
4-5 方式審査	39
4-6 登録査定	39
4-7 登録公告	39
5 複合出願	40
6 利害関係人による異議申立	40
7 再審査評価委員会に対する不服審判請求	40
8 出訴	40
8-1 再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴	40
8-2 無効訴訟の提起	40
9 権利取得の効果	41
9-1 保護期間	41
9-2 権利取得により付与される権利	41

第5章 商標権の取得

1 保護対象	42
1-1 保護対象	42
1-2 保護適格者	42
2 登録要件（不登録事由に該当しないこと）	42
3 出願前調査	43
4 出願から権利取得までの手続	43
4-1 手続概要	43
4-2 出願日	43
4-3 必要書類	44
4-4 優先権の主張	45
4-5 方式審査、実体審査	45
4-6 出願公開	46
4-7 登録査定	46
4-8 登録公告	46

5	異議申立の請求	46
5-1	第三者による（付与前）所見提出	46
5-2	第三者による（付与前）異議申立	46
6	再審査評価委員会に対する不服審判請求	48
7	出訴	48
7-1	再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴	48
7-2	無効訴訟の提起	48
8	権利取得の効果	49
8-1	保護期間	49
8-2	権利取得により付与される権利	49
9	周知商標の認定	50
9-1	周知商標の種類	50
9-2	認定を受ける方法	51
9-3	保護期間	54
10	国際出願（マドリッド協定議定書による出願）	54
11	商号	54
11-1	商号と商号の衝突	54
11-2	商号と商標の衝突	54

第6章 地理的標識の登録

1	保護対象	56
1-1	保護対象	56
1-2	保護適格者	56
1-3	出願適格者	56
2	地理的標識の種類	56
2-1	原産地呼称	56
2-2	地理的表示	57
3	登録要件（不登録事由に該当しないこと）	57
4	出願から権利取得までの手続	58
4-1	手続概要	58
4-2	必要書類	58
4-3	審査	59
4-4	出願公開	60
4-5	登録	60
5	利害関係人による異議申立	60
6	再審査評価委員会に対する不服審判請求	61

7	出訴	61
7-1	再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴	61
7-2	無効訴訟の提起	61
8	登録の効果	61
8-1	保護期間	61
8-2	登録により付与される権利	61
9	地理的標識との商標の関係	62

第 編 模倣行為に対する救済

第 1 章 はじめに

1	知的財産権をめぐる状況	63
1-1	経緯概要	63
1-2	侵害物品の取り締まり実績	63
1-3	侵害物品の第三国への輸出	64
2	法的救済の種類	65
3	関連政府機関	66
3-1	関税局、税関当局	66
3-2	知的財産特別裁判所	66
3-3	法務省（公訴官）	67

第 2 章 模倣行為に関する証拠収集

1	証拠収集の必要性	68
2	証拠収集の代行依頼先	68
3	証拠収集の方法	68
3-1	明細付き商業送り状（インボイス）による購入	68
3-2	公証人による購入	68

第 3 章 当事者間による解決

1	警告	70
2	和解	70

第 4 章 税関における水際措置

1	保護対象	71
1-1	保護対象の権利	71

1-2 模倣品の定義	71
2 手続概要	72
3 権利侵害疑義物品の通関停止の申請手続	72
3-1 申請書の提出	72
3-2 権利侵害疑義物品の到着前に申請した場合	72
3-3 権利侵害疑義物品の到着後に申請する場合	73
3-4 税関から侵害疑義物品について連絡を受けるための工夫	73
3-5 保証	74
4 職権に基づく権利侵害疑義物品の通関停止	74
5 訴訟提起もしくは仮処分命令の要求	75
6 押収された権利侵害疑義物品の取り扱い	75
7 税関の決定に対する異議申立	75
7-1 知的財産権者による異議申立	76
7-2 権利侵害疑義物品の所有者による異議申立	76

第5章 民事訴訟

1 対象となる侵害行為	77
1-1 特許権の侵害	77
1-2 実用新案権の侵害	78
1-3 意匠権の侵害	78
1-4 商標権の侵害	78
1-5 地理的標識の権利の侵害	80
2 侵害に対する救済の種類と内容	80
2-1 暫定的措置の承認申請	80
2-2 侵害認定訴訟の提起	82
2-3 侵害の停止・防止を求める訴訟の提起	83
2-4 原状回復請求訴訟の提起	83
2-5 損害賠償請求訴訟の提起	84
2-6 押収の請求	85
2-7 所有権の確認の請求	86
2-8 破棄の請求	86
2-9 裁判所決定の公告の請求	87
3 当事者適格	87
3-1 産業財産権者	87
3-2 使用権者	87
3-3 留置権および用益権の所有者	88

4	訴訟手続	88
4-1	手続概要	88
4-2	訴状	88
4-3	被告による答弁書	90
4-4	原告による反証	90
4-5	被告による第二答弁書	90
4-6	審理（調査）	90
4-7	裁定	90
4-8	判決	90
5	非侵害の宣言的判決訴訟	90
6	提訴管轄	91
6-1	権利者による第三者に対する手続の提訴管轄	91
6-2	第三者による権利者に対する手続の提訴管轄	91
7	上訴	92
7-1	上訴状の提出	92
7-2	控訴裁判所による審理・判決	92
7-3	第一審裁判所における再審理・判決	92
7-4	控訴裁判所による再審理	93
第6章 刑事訴訟		
1	対象となる侵害行為、刑事罰の内容	94
1-1	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の侵害	94
1-2	地理的標識の権利の侵害	95
2	刑事罰を科すための要件	95
2-1	罪刑法定主義	95
2-2	犯罪構成事実	96
2-3	違法性	96
2-4	有責性	97
3	訴追請求者	97
3-1	産業財産権者	97
3-2	トルコ特許庁（TPI）	98
3-3	その他	98
4	手続	98
4-1	手続概要	98
4-2	訴追請求状の提出	98
4-3	捜査押収命令の請求	99

4-4 警察による捜査・押収	99
4-5 公訴官による正式起訴	101
4-6 審理	101
4-7 判決	102
4-8 破棄	102
5 不起訴決定に対する不服申立	102
6 上訴	103
6-1 第一審裁判所への不服申立を通じた上訴	103
6-2 控訴裁判所への上訴	103

第 編 関連法の活用

第 1 章 不正競争法

1 保護対象	104
2 救済措置	104

第 2 章 著作権法

1 保護対象	105
2 救済措置	105
2-1 民事的救済	105
2-2 刑事的救済	105

第 3 章 薬事法

第 編 使用許諾契約

第 1 章 使用許諾の付与

1 特許権の使用許諾	108
1-1 排他的使用権と非排他的使用権	108
1-2 使用権者による使用権の移転・二次使用権の付与	109
1-3 特許権者による使用許諾の申出	109
1-4 強制実施権	109
2 意匠権の使用許諾	111
3 商標権の使用許諾	111

第2章 使用許諾の制限

1 使用地域	112
2 使用対象	112
3 政府の承認	112
4 登録簿への記載	113
5 使用料	113

第 編 営業秘密の保護

1 不正競争法に基づく保護.....	114
2 刑法に基づく保護.....	114
3 民法・債務債権法に基づく保護.....	114

付録

[付録1] 特許 願書
[付録2] 実用新案 願書
[付録3] 特許・実用新案 官費
[付録4] 意匠 願書
[付録5] 意匠 官費
[付録6] 商標 願書
[付録7] 商標 官費
[付録8] 税関申請書

第 編 産業財産権の取得

第 1 章 はじめに

1 知財法制度の歴史概略

1-1 オスマン帝国時代～1995 年以前

オスマン帝国時代には、伝統的職能団体「ギルド」が構成員の権利問題に対処し、社会生活上重要な役割を果たしたが、知的財産の分野で活動したギルド（作家ギルド、出版業ギルド等）は無かった。

オスマン帝国史上、著作権に対応した最初の重要な規則は、創作物の所有者の著作権を制定した 1850 年の「作家委員会規則（Encümen-i Daniş Nizamnamesi）」であった。最初の著作権規則として知られる 1857 年の規則では、著作者にその生存中有効な特権を付与し、検閲を合法化するという、2つの極めて重要な改正が行われた。

最初の法律は、1910 年の「著作権法（Hakkı-ı Te' lif Kanunu）」であった。この規則は、有名な法学者 Ernst E. Hirsch 博士により作成、修正され、「文学的および美術的著作物に関する法律第 5846 号」へと改正された。法律第 5846 号は 1951 年 12 月 31 日付官報に公布され、1952 年 1 月 1 日から施行された。

特許に関する最初の制定法は 1879 年「特許法」である。当時、この法律は世界で 6 番目の特許法であった。この特許法は、1995 年に特許および実用新案について定めた「特許法令第 551 号」に置き換えられるまで改正されなかった。法令第 551 号が参考にしたのは 1989 年共同体特許条約と 1980 年ドイツ特許法である。

商標に関する最初の制定法は 1872 年規則である。この規則は 1888 年に「商標規則」に置き換えられた。両規則とも 1857 年フランス商標法に基づいている。1888 年商標規則は、1965 年に「商標法令第 551 号」が制定されるまで有効に存続した。この商標法は 1995 年制定の「商標法令第 556 号」に置き換えられた。

1-2 1995 年以降

1995 年 6 月、トルコは商標法と特許法を新たな商標法令と特許および実用新案法令に改正するとともに、工業デザインや地理的表示等その他の知的財産権のための新たな法律を制定した。このように急激な変化が生じたのは、トルコ・EU 間の関税同盟を形成する協議会の決議（Turkey - EU Joint Association Council Resolution Nr. 1/95）に基づき、ト

第1章 はじめに

トルコが自国の知的財産法を欧州連合の法律と整合させることに同意したためである。1995年6月に先立って、議会での長い審議を経て著作権法令第5846号が改正され、1994年の法令によってトルコ特許庁が設置された。

さらに1995年は、トルコがWTOの原加盟国の一員として、1995年1月1日発効のWTO-TRIPS協定を実施した年でもあった。トルコは、TRIPS協定において、途上国として2001年1月1日まで5年の経過期間を認められたが、EUへの正式加盟を早める努力の一環としてEUに対して行った他の約束があったため、この経過期間の満了前に大半の知的財産法を制定した。

1995年施行の新法により確立した新知的財産制度によって、以下のような大きな変化がもたらされた。より実効的な登録制度が設けられ、登録業務が産業貿易省からトルコ特許庁に移管された。登録手続に対する異議申立の制度が導入された。知的財産権に関する特別裁判所が設置され、権利侵害に対する処罰措置が抑止力となる程度まで増やされた。更に、地理的表示が初めて規定されたほか、工業デザインに対する限定的な著作権保護が意匠法の制定により大幅に拡大された。

トルコは以降、知的財産権法制度とその実施を国際基準に合わせるべく、多大な努力を重ねてきた。

2 保護対象の種類と根拠法

図：トルコの知財関連国内法と保護対象（2007年3月現在）

	根拠法	保護対象	権利の種類	存続期間
産業財産権制度	特許法令第551号	発明	特許 追加特許 秘密特許 (特許証の交付)	実態審査を伴う場合 出願日から20年(延長不可)
				実体審査を伴わない場合 出願日から7年(20年へ延長可)
		考案	実用新案(実用新案証の交付)	出願日から10年(延長不可)
	意匠法令第554号	工業デザイン	意匠権	出願日から5年(5年ごと4回更新可)
	商標法令第556号	商標	商標権	出願日から10年(10年ごと更新可)
				周知商標の場合、認定後から周知商標の地位を失うまで無期限
地理的記号法令第555号	原産地呼称 地理的表示	地理的記号	無期限	

文学的および美術的 著作物に関する法律 第 5846 号	著作権	著作権	70 年
------------------------------------	-----	-----	------

3 条約への加盟状況

トルコは、国際的な動向を踏まえ、知的財産権分野のほぼ全ての国際条約に加盟している。トルコ憲法第 90 条により、トルコが加盟した国際条約は、国内法と同等の効力を有する。トルコ国内法と国際条約との間に矛盾が生じた場合は、国際条約が優先する。トルコの知的財産法令は、登録された知的財産権所有者に対して、国内法の方が不利な場合に国際条約のより有利な規定の適用を求める権利も与えている。

表：トルコの知財関連国際条約への加盟状況（2007 年 3 月現在）

3-1 知的財産に関する一般協定	
世界知的所有権機関（WIPO）	○
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）	○
3-2 特許に関する国際協定	
工業所有権の保護に関するパリ条約	○
1947 年国際証明機関の設立に関するヘーグ協定	○
特許申請に係る手続要件に関する欧州条約	×
特許の国際分類に関する欧州条約	×
特許協力条約（PCT）	○
国際特許分類に関するストラスブール協定（IPC）	○
微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約	○
欧州特許条約（EPC）	○
3-3 意匠および地理的表示に関する国際協定	
意匠の国際分類に関するロカルノ協定	○
意匠の国際登録に関するヘーグ協定	△
3-4 商標に関する国際協定	
工業所有権の保護に関するパリ条約	○
マドリッド議定書	○
標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定	○
商標法条約（TLT）	△
標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定	○
3-5 文学芸術作品に関する国際協定	
文学芸術作品の保護に関するベルヌ条約（パリ改正条約）	○
実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約	○

(注) ○：加盟、×：未加盟、△：承認済み、加盟手続未完了

3-1 知的財産に関する一般協定

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）

1967 年にストックホルムで署名され、1970 年に発効した。トルコは、1975 年から WIPO 協

第1章 はじめに

定の締約国の一員となった。

(2) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

トルコは 1995 年 1 月 1 日発行の WTO - TRIPS 協定の締約国の一員である。トルコは途上国に含まれており、TRIPS で予定された 5 年の経過期間を享受している。

3-2 特許・実用新案に関する国際協定

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約

パリ条約は産業財産権の保護に関する最初の条約で、1883 年 3 月 20 日にパリで 11 カ国により署名された。トルコは、ローザンヌ講和条約附属書の貿易協定第 14 条および第 15 条に従い、パリ条約への加盟に同意した。パリ条約ヘーグ改正条約は、1930 年に法律第 1619 号により承認された。1934 年のパリ条約ロンドン改正条約は、1957 年 2 月 7 日付官報第 9529 号に公布の法律第 6894 号により承認された。1975 年 11 月 20 日、閣議は、第 1 条から第 12 条に対する留保付きで 1967 年のパリ条約ストックホルム改正条約に加盟することを決定した。1975 年 11 月 20 日付官報第 12206 号に公布の閣議令第 7/10464 号により第 1 条から第 12 条に対する留保が解除され、パリ条約ストックホルム改正条約に留保なしの加盟となった。

(2) 1947 年国際証明機関の設立に関するヘーグ協定

オランダ、ベルギー、フランス、ルクセンブルクは、1947 年 6 月 6 日に特許に関する「国際証明機関」の設立に関する協定に署名した。この機関は、新規性について職権で調査する権限を与えられている。トルコは、法律第 6563 号によりこの協定に加盟し、法律第 1408 号によりその改正協定にも加盟した。

(3) 特許申請に係る手続要件に関する欧州条約

トルコは、1953 年 12 月 11 日にパリで署名されたこの条約に加盟していない。

(4) 特許の国際分類に関する欧州条約

トルコは、1954 年 12 月 19 日にパリで署名されたこの条約の締約国ではない。

(5) 特許協力条約 (PCT)

1970 年 6 月 19 日にワシントンで署名された。PCT の制度により、1 つの出願で全締約国における出願手続が可能となった。トルコは、1995 年 7 月 12 日付官報第 22341 号に公布の法律第 4115 号により PCT に加盟し、締約国となった。

(6) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

1971 年に採択され、1979 年に改正された。トルコは、1995 年 7 月 12 日付閣議令第 95/7094 号によりこの協定に加盟し、1996 年に締約国となった。

(7) 微生物の寄託の国際承認に関するブタベスト条約

1977 年に署名されたこの条約の目的は、カルチャーコレクションとも呼ばれる微生物株の寄託を行うことである。世界各国に 36 の国際寄託機関がある。トルコは、1997 年 8 月 5 日付閣議令第 97/9731 号によりこの条約に加盟し、1998 年から締約国となっているが、国内には寄託機関がない。

(8) 欧州特許条約 (EPC)

1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された。EPC により、1 つの出願で多数の国で特許の付与を受けることができる。但し、締約国内に自動的に効力が発生する訳ではなく、国毎に指定する必要があり、明細書をその国の公用語に翻訳して提出しなければならない。

トルコは、2000 年 1 月 29 日付官報第 23948 号に公布の法律第 4504 号により EPC への加盟を承認した。2000 年 11 月 1 日から施行され、EPC 出願においてトルコを指定できるようになった。加盟後に提出された EPC 出願は保護されるが、2000 年 11 月 1 日より前に出願された EPC 特許は適用されない。

EPC 第 66 条は、出願日を与えられた出願は、出願において指定された各締約国の手続に従って出願された正規の国内出願と同一の効力を有すると定めている。EPC 出願の国内での取り扱いについては、2001 年 1 月 9 日付官報第 24282 号に公布の EPC 施行規則に示されている。同規則第 7 条により、欧州特許出願は、出願日から国内特許出願として取り扱われる。

3-3 意匠に関する国際協定

(1) 意匠の国際分類に関するロカルノ協定

トルコは、1997 年 8 月 5 日閣議令第 97/9731 号によりこの協定に加盟した。協定は 1997 年から施行されている。

(2) 意匠の国際登録に関するヘーグ協定

トルコは 2004 年にヘーグ協定ジュネーブアクトを承認したが、加盟手続を終えていない。

3-4 商標に関する国際協定

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約

前述の通り、トルコはパリ条約の締約国である。

第1章 はじめに

(2) マドリッド議定書

トルコは、1930年に法律第1619号により標章の国際登録に関するマドリッド協定ヘーグ改正協定に加盟したが、1995年に脱退した。トルコは、1957年法律第6894号により虚偽の原産地表示に関するマドリッド協定にも加盟した。しかし、トルコは、1997年10月22日付官報第23088号に公布の1997年8月5日閣議令第97/9731号により、1997年に標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に加盟し、国際登録制度の参加国となった。国際登録制度は1999年1月からトルコで実施されている。

(3) 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定

トルコは、1995年7月12日閣議令第95/7094号によりニース協定に加盟した。ニース協定は1996年から施行されている。

(4) 商標法条約 (TLT)

トルコは、2004年に商標制分野における手続の調和を図る商標法条約を承認したが、加盟手続を終えていない。

(5) 標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定

ウィーン協定は1973年に署名された。トルコは、1995年7月12日閣議令第95/7094号によりこの協定に加盟した。協定は1996年から施行されている。

3-5 文学芸術作品に関する国際協定

(1) 文学芸術作品の保護に関するベルヌ条約

1886年9月9日のベルヌ条約は、文学芸術作品の分野における最初の国際条約で、これらの著作物を国際的に保護するものである。

ローザンヌ講和条約附属書の貿易協定第14条および第15条により、トルコは、ベルヌ条約への加盟に同意した。しかし、外国著作物のトルコ語への翻訳に関してトルコに特権を与えることについて意見の相違が見られたため、トルコは1950年までベルヌ条約を適用しなかった。1950年にこの意見の相違が解消され、トルコは、1948年ベルヌ条約ブラッセル改正条約に加盟した。1995年7月12日、トルコ議会は、法律第4117号により、1979年にパリで改正されたベルヌ条約パリ改正条約への加盟を第33条第1項に対する留保付きで承認した。しかし、この条項も2003年10月21日付官報第25266号に公布の閣議令第2003/6170号により承認された。

(2) 実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約

トルコ議会は、1995年7月12日公布の法律第4116号によりローマ条約への加盟を承認し、

閣議は、2003 年 10 月 21 日付官報第 25266 号に公布の閣議令第 2003/6170 号により加盟を決定した。

4 関連政府機関

トルコは大陸法系の国で、議会、政府、裁判所間の権力分立の原則を採用している。政府は、個々の知的財産法に基づく行政上の職務を有している。こうした職務が課せられている、もしくは特別な権限が与えられている場合、政府機関は、行政手続の過程で法律を実施するための施行規則を公布する権利と権限を有する。

表：トルコの知的財産関連政府機関とその職務

政府機関	職務
4-1 特許庁 (TPI)	産業財産権の登録
4-2 産業貿易省	商号の登録
4-3 文化観光省	著作物に関する事業証明書の登録
4-4 内務省	海賊版の製造販売の防止
4-5 農業村落省	植物新品種の登録

4-1 トルコ特許庁 (TPI)

トルコ特許庁 (以下、「TPI」という) の設立および機能に関する法令第 544 号により設置された。法令第 544 号は 1994 年 6 月 24 日付官報第 21970 号に公布され、同日施行された。同法は承認を得て、TPI の設立および機能に関する法律第 5000 号に改正された。TPI は公的機関で、特別予算を有する産業貿易省関係の独立法人として設立された。

TPI の目的は、特許、実用新案、商標、工業デザイン、地理的表示に関する産業財産権の確立と保護を図ることである。TPI はこうした産業財産権の登録に関する施行規則を公布し、登録を行い、知的財産権調査のための文書情報センターとなっている。

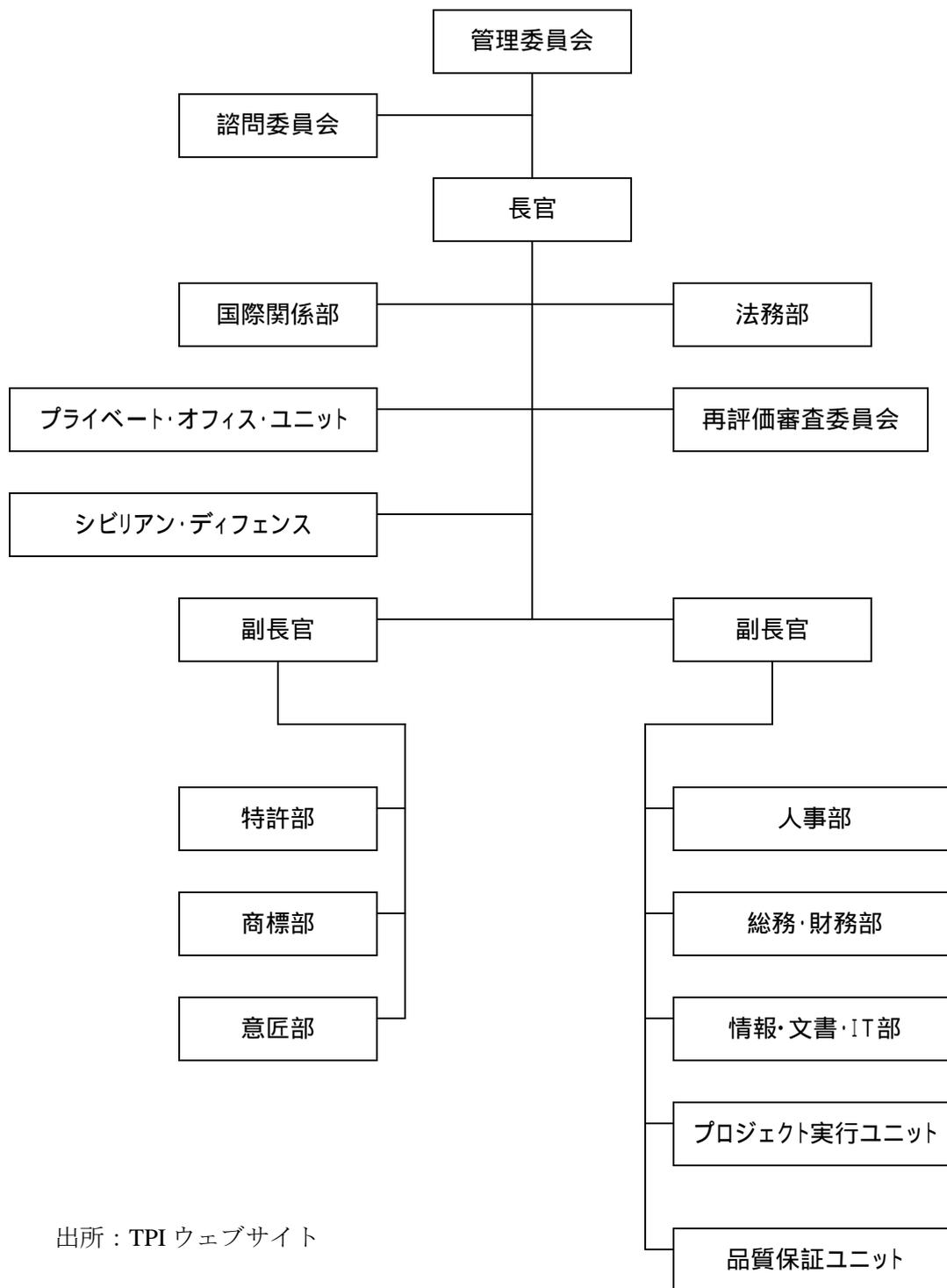
TPI は、主に理事会、長官、個々の知的財産権の対象物を取り扱う各部局により構成される。長官は、TPI とその部局の運営全般に責任を負う。特許、商標、工業デザインの部局は副長官の監督下にある。再評価・審査委員会は、特許、商標、工業意匠の部局の決定を処理する。情報・文書・IT 部局はもう 1 人の副長官の監督下にある。この部局は文書・電子文書の調査を行う。TPI 内には文書・電子文書の調査および登録知的財産権の登録書類の閲覧のために文書センターが設置されている。

住所: Türk Patent Enstitüsü Başkanlığı, Hipodrom Caddesi No: 115
06330 Yenimahalle, Ankara, Turkey

第1章 はじめに

ウェブサイト（英語）：http://www.tpe.gov.tr/portal/default_en.jsp

図：トルコ特許庁（TPI）組織図



出所：TPI ウェブサイト

4-2 産業貿易省

産業貿易省は、商号登録を所管する商取引登録所を設置し、商取引登録所と商工会議所間の連携を図っている。また、産業貿易省が関係する TPI とその職員に対する監督職務を有している。

同省はウェブサイトにはオンライン商号検索システムを設けており、登録商号へのアクセスが可能となっている。

住所 : Sanayi ve Ticaret Bakanlığı, Eskişehir Yolu, 7. Kilometre
ODTÜ Karşısı No 154 Ankara, Turkey
ウェブサイト (トルコ語) : www.sanayi.gov.tr

4-3 文化観光省

文学的および美術的著作物の登録を一任されている公的機関はない。文学的および美術的著作物に係る権利の取得は、登録を要しない。著作物に係る所有権は、当該著作物の創作によって当然に取得される。権利所有者は自由に、構成員の著作権の利用と保護に対処する職能団体を組織し、既存の職能団体の構成員となることができる。

文化観光省には著作物の創作と権利取得を妨げる権利はない。同省の職務と権限は、より良い文化的環境のために著作物の創作を奨励し、諸活動を調整するのに必要な措置を講ずることに関するものである。知的財産権に関して、同省は著作物の複製物のための帯ラベルを交付する特殊な権限を与えられているほか、専門職協会を監査する権限と職務も与えられている。

このほか、文化観光省は職能団体の行財政上の管理、美術品の展示、国の資産を PR するための映画祭の開催等も行っている。

文化観光省には著作権・映画総局が設置されており、文学的および美術的著作物に関する法律並びに映画・ビデオ・音楽の著作物に関する法律で定義された活動について、主に著作物が国内で流通、展示される前の当該著作物に関する事業証明書の登録および発行を担当している。

住所 : Kültür ve Turizm Bakanlığı,
Atatürk Bulvarı No:29, 06050 Opera, Ankara, Turkey
ウェブサイト (トルコ語) : www.kultur.gov.tr

第1章 はじめに

4-4 内務省

内務省付属の警察組織は、海賊版の製造または販売を防止する上で極めて重要な役割を有し、その意味から「文芸著作物事務局」が設置されている。この機関の主な職務は、知的財産法に沿って、地方部門が行った処理に従い、諸団体間の協力を図ることである。警察組織が置かれていない農村地域では保安隊が上記の職務を行う。保安隊は軍に属するが、行政面での機能を果たしている。

住所: İç İşleri Bakanlığı
Bakanlıklar Ankara, Turkey
ウェブサイト (トルコ語) : www.icisleri.gov.tr

4-5 農業村落省

農業村落省は、植物新品種の登録を担当する。

住所: Tarım ve Köyişleri Bakanlığı, Eskişehir Yolu, 9. Kilometre
Lodumlu, Ankara, Turkey
ウェブサイト (トルコ語) : www.tarim.gov.tr

5 出願件数の推移

5-1 特許出願件数の推移

年	国内	トルコ特許庁 (TPI)	特許協力条約 (PCT)	欧州特許条約 (EPC)	合計
1995	178	1.514	-	-	1.692
1996	187	692	26	-	905
1997	210	599	730	-	1.539
1998	214	593	1.687	-	2.494
1999	273	523	2.232	-	3.028
2000	266	443	2.735	-	3.444
2001	299	124	2.794	2	3.219
2002	388	91	1.363	37	1.879
2003	465	42	340	315	1.162
2004	636	68	216	1.319	2.239
2005	944	95	142	2.317	3.498
2006 (注)	393	41	43	1377	1.854
合計	6.579	15.349	12.308	5.367	39.603

出所: TPI ウェブサイト

(注) 1月～11月

5-2 商標出願件数の推移

年	国内	外国	合計
1995	12.650	3.248	15.898
1996	15.652	4.515	20.167
1997	15.908	4.803	20.711
1998	14.578	4.964	19.542
1999	17.837	5.855	23.692
2000	20.866	7.761	28.627
2001	19.054	9.123	28.177
2002	28.225	7.480	35.705
2003	29.476	8.443	37.919
2004	36.898	9.558	46.456
2005	48.979	10.133	59.112
2006 (注)	25.032	3.367	28.399

出所: TPI ウェブサイト

(注) 1～11月

5-3 意匠出願件数の推移

年	国内	外国	合計
1995	1.506	28	1.534
1996	1.658	166	1.824
1997	1.951	185	2.136
1998	1.831	219	2.050
1999	1.697	244	1.941
2000	2.200	263	2.463
2001	2.557	274	2.831
2002	3.630	274	3.904
2003	3.998	286	4.284
2004	4.528	373	4.901
2005	4.928	406	5.334
2006 (注)	2.234	207	2.441
合計	32.718	2.925	35.643

出所: TPI ウェブサイト

(注) 1～11月

第2章 特許権の取得

1 保護対象

1-1 保護対象

特許法令第 551 号（以下、「特許法令」という）の目的は、発明活動を奨励し、発明を産業上利用し、技術的、経済的、社会的発展を図るため、発明に対して特許証または実用新案登録証を付与することである（特許法令第 1 条）。

特許法令上に「発明」の具体的な定義は無いが、学説によれば「発明」とは「技術課題を解決する新規性のある概念」である。

1-2 保護適格者

保護適格者は「トルコ共和国領土内に居住する自然人およびトルコ共和国領土内で活動する法人またはパリ条約により出願の資格を有する者」だが、これに該当しない自然人または法人でも、相互主義に従ってトルコ国民に法的保護または事実上の保護を与えている国の国民、法人であれば、トルコ国内で保護を受けられる（特許法令第 2 条）。

但し、トルコ国内に居住しない出願人は、トルコの特許代理人を通じて特許出願を提出しなければならない（特許法令第 171 条）。

1-3 出願適格者

特許を受ける権利は、発明者またはその承継人に帰属し、移転できる（特許法令第 11 条）

1-4 職務発明

従業者による発明は、民間企業または公共事業における雇用期間中に職務遂行上なされ、または企業または公共事業の経験および事業活動に大きく依存する場合は、職務発明に該当する（特許法令第 17 条）。職務発明を行った従業者は使用者に対して、発明を文書で報告する義務を負う（特許法令第 18 条）。使用者は職務発明に対して、部分的または全面的に権利を主張することができるが、使用者が主張する場合、従業者は使用者に対して相当額を求めることができる（特許法令第 19 条～23 条）。

2 特許の種類

トルコでは 3 種類の特許がある。通常の「特許」のほか、「追加特許」と「秘密特許」が

ある。本章でいう「特許」とは、特段断りの無い限り、通常「特許」を指す。

「追加特許」は主要特許に関する発明を改善発展させる発明であり、通常「特許」と異なり進歩性の要件を求められない。本章の「8 追加特許」で詳述する。

「秘密特許」とは、TPI が国防上重要であると特定した発明に関する出願を、出願日から 5 ヶ月間まで守秘することができるものである。国防利益が危急の場合、国防省は TPI に対して 5 ヶ月の期間満了前に、特許出願の秘密裡の処理を請求することができる（特許法令第 125 条）。秘密管理下で発行された特許は秘密特許登録簿に掲載され、守秘期間を 1 年ごとに延長することができる。TPI は国防省の授権により、いつでも秘密性を廃止することができる（特許法令第 126 条）。

3 登録要件

①新規性があり、②公知の技術水準を越えており、③産業上の利用ができる発明は、特許を受けることができる（特許法例第 5 条）。

3-1 新規性

(1) 原則

既存技術水準の一部を構成しない発明は、新規性があるものとみなされる（特許法令第 7 条）。すなわち、新規性が有るかどうかは、公知の技術水準の範囲を越えているか否かによって判断される。

発明の主題に関する情報が、出願日前に世界の何れかの場所で、書面、口頭、実施その他の方法により公然と入手可能な場合には、特許を受けられない（特許法令第 7 条）。

公開された出願は、技術水準の一部とみなされる。例えば、自らの出願日前に提出された別の特許または実用新案出願の内容が、自らの出願日以降に公開された場合であっても、この公開された出願は技術水準に含まれる（特許法令第 7 条）。

(2) 新規性喪失の例外

但し、以下の条件で情報が開示された場合は、新規性喪失の例外となる（特許法第 8 条）

①発明者による開示

②当該情報が以下のものに含まれている場合の、トルコ特許庁による開示

- ・発明者による別の出願であって、トルコ特許庁によって開示されるべきではなかったもの

第2章 特許権の取得

- ・発明者に知らせず、もしくは発明者の承諾を得ずに、第三者が行った出願であって、当該情報を発明者から直接もしくは間接的に得たもの

③当該情報を発明者から直接または間接的に得た第三者による開示

3-2 技術水準を超えること（進歩性）

特許法令は「進歩性」について記載しておらず、発明が技術水準を越えることが進歩性の要件の充足であるとみなしている。判断には、発明が関連する技術分野の熟練者の知識が考慮される。つまり、当該発明が、既存の技術水準から見て、技術の熟練者が容易に推測できないものの結果である場合は、技術水準を超えるとみなされる（特許法令第9条）。

3-3 産業上の利用可能性

産業上利用できない抽象理論については、特許を受けられない。発明は、農業を含む産業の何れかの分野において、生産または実施ができる場合は、産業上の利用可能性があるともみなされる（特許法令第10条）。

「産業」という用語は広義に解釈され、商業および熟練を要する職業、鉱業、漁業、狩猟業、観光業等から派生する全てのものが含まれる。企業体は要求されていないが、自営業は産業には含まれない。

3-4 不登録事由に該当しないこと

特許法令第6条は、特許を受けることができない主題および発明を列挙している。

以下の主題は、本来的に発明ではないため、特許を受けられない。

- ①発見、科学理論、数学的方法
- ②知的活動、商行為および遊戯に関する計画、方法、規則
- ③文芸作品、科学作品、美的創造物、コンピュータ・ソフトウェア
- ④技術的特徴のない、情報の収集、整理、提示および変換に関する方法
- ⑤人体または動物の治療のための診断、治療および手術の方法

また、以下は、発明として認識されてはいるが、保護対象から特に除外されている。

- ⑥公序良俗に反する発明
- ⑦動植物品種および動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

⑥について、特許出願を拒絶するには、発明が公序良俗に反するものでなければならず、「公序良俗に反して使用する可能性もある」というだけでは足りない。公序良俗に反するか否かで大いに議論されている問題は、遺伝子技術、特にクローンである。

4 出願前調査

特許出願前に自ら先行技術調査を行うことで、時間と費用を節約することができる。
下記のウェブサイトアクセスすれば、無料で 5,000 万件以上の特許文書の調査が可能である。

トルコ特許庁 (TPI) (トルコ語) : <http://tr.espacenet.com>

トルコ特許庁 (TPI) (英語。入力はトルコ語) : <http://online.tpe.gov.tr/eng/>

欧州特許庁 (EPO) (英語) : <http://ep.espacenet.com>

また、出願前の予備調査をトルコ特許庁 (以下、「TPI」) に請求することもできる。予備調査には 2 種類ある。

① 1 つは欧州特許庁 (EPO) の審査システム「EPOQUE」データベースによる国際的な調査である。申請者は所定の用紙 EBI-1 に記入し、140 新トルコリラ (約 US\$ 100) の手数料を納付し、当該用紙と銀行の領収書を TPI に送付する。

② もう 1 つはトルコの国内特許のみに関する調査である。出願人は所定の用紙 EBI-2 に記入し、15 新トルコリラの手数を納付し、当該用紙と銀行の領収書を TPI に送付する。

5 出願から権利取得までの手続

5-1 手続概要

(1) 手続の種類

特許法令は、2 種類の特許権取得手続を定めている。

① 1 つは実体審査を伴う手続であり、特許権の存続期間は出願日から 20 年間である。

② もう 1 つは、実体審査を伴わない手続であり、特許権の存続期間は出願日から 7 年である。この手続が定められた目的は、財務基盤の弱い出願人に特許保護を与え、小企業による発明を奨励することである。

後者の実態審査を伴わない手続は簡易である一方、権利付与後に覆される恐れも高いことから、権利の不安定性が指摘されてきた。07 年 3 月現在、現行の特許法令に代わる特許法案があり、その法案には、実体審査を経て特許が付与された後に異議申立が行なわれるという、EPC と同様の手続が定められている。2007 年中には議会の議題として取り上げられるとみられている。

(2) 出願から技術水準に関わる調査報告書の公開まで

上記の両手続は、出願から技術水準に関わる調査報告書の公開までは同一である。

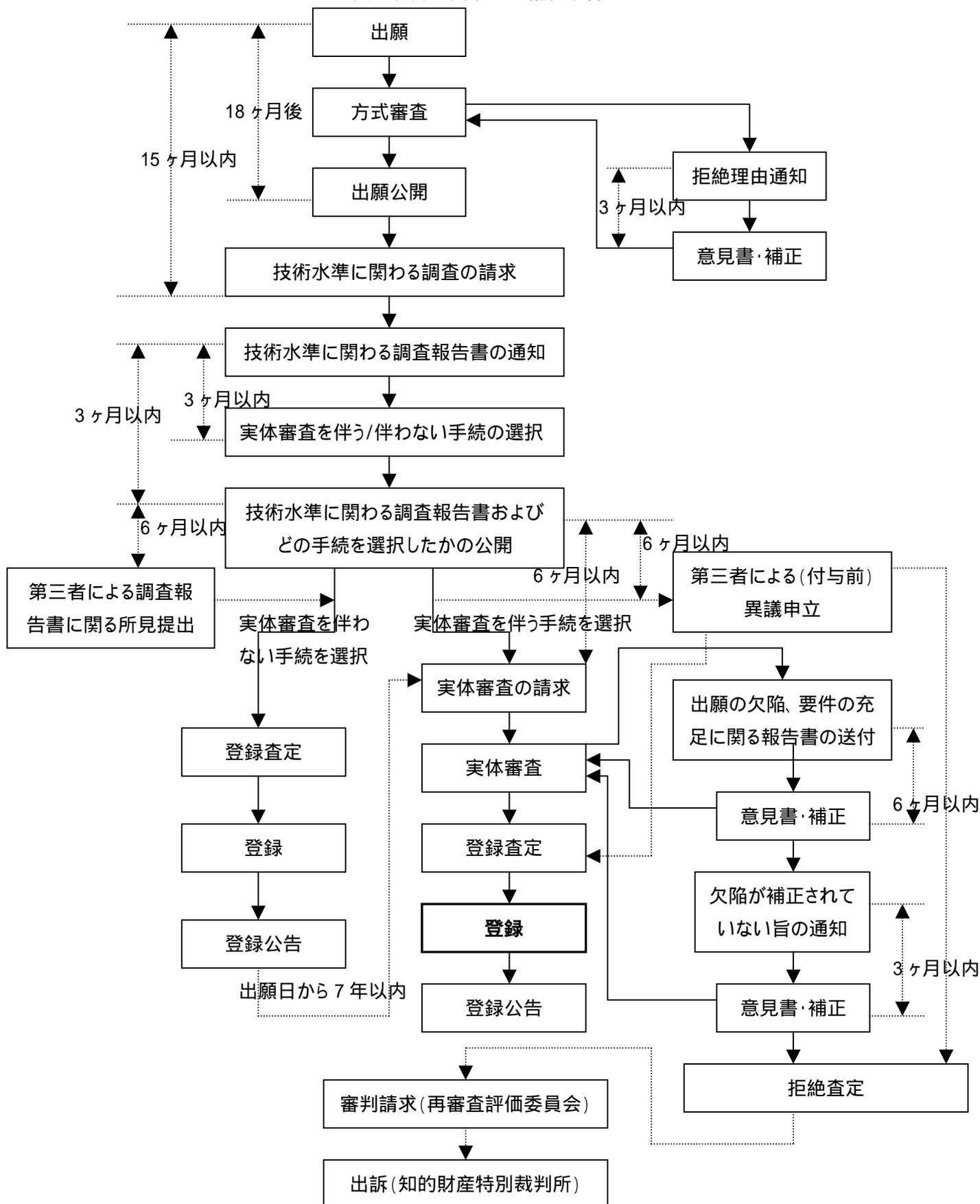
① 出願人が TPI へ出願する。

② TPI が出願書類について、出願に関する審査および方式審査を行う。

③ TPI が出願を公開する (出願日または優先日から 18 ヶ月後)。

第2章 特許権の取得

図：特許の出願から権利取得まで



- ④出願人が TPI に対して、技術水準に関わる調査を請求する（出願日または優先日から 15 ヶ月以内）。
- ⑤TPI は出願人に対して、技術水準に関わる調査報告書を通知する。
- ⑥出願人は、実体審査を伴う手続もしくは実体審査を伴わない手続の何れかを選択する（TPI からの通知日から 3 ヶ月以内）。
- ⑦TPI が、技術水準に関わる調査報告書および出願人がどちらの手続を選択したかを公開する（出願人への通知日から 3 ヶ月後）。

以降は、選択した手続によって異なる。

(3) 実体審査を伴わない手続を選択した場合

- ⑧第三者は TPI に対して、調査報告書に関する所見を提出できる（技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 カ月以内）。
- ⑨TPI は出願人に対して、第三者から提出された意見書と証拠書類を通知する（6 ヶ月の期間満了後）
- ⑩出願人は TPI に対して、当該意見に応答できる（通知後 3 カ月以内）。
- ⑪登録査定、登録、登録公告

(4) 実体審査を伴う手続を選択した場合

- ⑧第三者は TPI に対して、異議申立を行うことができる（技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 カ月）
- ⑨TPI は出願人に対して、第三者から提出された異議申立と証拠書類を通知する（異議申立後、直ちに）
- ⑩出願人は TPI に対して、当該異議申立に応答することができる（6 ヶ月の異議申立期間終了後 3 ヶ月以内。応答期間はさらに 3 ヶ月の延長申請が可能）。
- ⑪出願人は TPI に対して、実体審査を請求する（技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 ヶ月以内）。
- ⑫TPI は出願人に対して、出願の欠陥、要件の充足性に関する調査報告書を送付する。
- ⑬出願人は TPI に対して、意見書または補正書を提出することができる（6 ヶ月以内）。
- ⑭TPI は出願人に対して、補正されていないと判断した場合、その旨通知する。
- ⑮出願人は TPI に対して、意見書または補正書を提出することができる（3 ヶ月以内）。
- ⑯登録査定、登録、登録公告

5-2 出願日

出願日は、出願人が出願書類を、TPI または同庁が授権した当局へ提出した日である（特許法令第 43 条）。但し出願日は、出願手数料を納付し、書類が特許法令に定める方式要

第2章 特許権の取得

件を満たした後に有効となる（特許法令第53条）。

5-3 必要書類

特許を取得するには、施行規則に定める様式と内容に従って、下記事項を構成する出願を提出しなければならない（特許法令第42条）。

明細書およびクレームは、出願時には英語、ドイツ語またはフランス語でも提出できるが、出願日から1ヶ月以内に、トルコ語の翻訳文を提出しなければならない。トルコ語翻訳文の提出にあたっては、手数料の支払いが必要である。TPI側は、当該期間の満了に関して出願人に指摘または通知する必要は無い（特許法令第42条）。

(1) 願書

特許願書は、TPIのウェブサイトから入手できる（但し、トルコ語のみ）。願書は2部構成となっており、前半部分は出願人が、後半部分はTPIが記入する。

願書には、発明者を表示しなければならない。出願人が発明者または単独発明者でない場合は、特許出願権を発明者からどのように取得したか、願書に記載しなければならない。これらの記載が無い場合は、出願は審査されない（特許法令第44条）。

(2) 特許明細書

明細書は、技術の熟練者が当該発明を実施することができる程度に、明確かつ十分に記載しなければならない（特許法令第46条）。

特許法令施行規則によれば、明細書には、発明の名称並びに当該発明が関係する技術分野および従来技術の水準を記載しなければならない。出願人は、技術課題およびその解決法を分かり易くしなければならない。明細書には図面中の図についても記載し、当該発明が産業上利用できる方法を示さなければならない。

微生物学的方法に関する発明であって、関連する微生物を利害関係人が入手できない場合、①明細書に当該微生物の特徴に関する情報が記載されており、②出願人が出願日以前に管轄寄託機関に微生物株を寄託している場合は、明細書の明瞭性の要件を満たすものとみなされる（特許法令第46条）。

(3) クレーム（特許の請求範囲）

出願は1又は2以上のクレームを包含するものとするが、クレーム数は請求される発明の性質を考慮して合理的でなければならない。

クレームは、保護が求められる発明の特徴を定義するものとする。保護の範囲はクレームに限定され、クレームに記載されていないものは保護されない。クレームは簡潔明瞭でなければならず、明細書による十分な裏付けがあるものとし、明細書の範囲を超えてはならない（特許法令第 47 条）。

(4) 図面

クレームまたは明細書において図面に言及する場合は、図面を提出しなければならない。

(5) 要約

要約には発明に係る技術分野を記載しなければならない。要約は、技術情報の提供のみを目的とし、発明の範囲を解釈しまたは技術水準の範囲を判断するために、要約を利用することはできない（特許法令第 48 条）。

TPI は、第三者により良い情報を提供するため必要な場合には、要約を修正でき、修正は出願人に通知される（特許法令第 48 条）。

(6) 出願手数料の納付を示す書類

出願手数料は、出願と同時に、または出願日から 7 日以内に納付しなければならない。手数料の納付がない場合、出願は取り下げられたとみなされる（特許法令第 42 条）。

TPI における全ての処理および出願には、公的手数料の料金表が適用される。TPI は料金表を定期的に改定しており、通常、毎年 1 月 1 日に始まる各会計年度の当初に改定する。代理人手数料は公的手数料に含まれず、別途代理人に支払わなければならない。現在、代理人業務に適用される最低料金または限度額を定めた料金表はない。

5-4 優先権の主張

トルコは工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟しており、条約加盟国で先出願された内容に基づき、優先権主張を伴って出願できる。出願人が優先権を主張するには、自己の出願と同時または自己の出願日から 2 ヶ月以内に優先権の主張を提出する。優先権主張が出願日から 3 ヶ月以内に不備を解消する等して具体化されない場合には、主張はなかったものとみなされる（特許法令第 52 条）。

トルコで開催される博覧会、もしくは国際博覧会に関するパリ条約の加盟国で開催される公的な博覧会において、特許により保護を受けることが可能な製品を出品したパリ条約加盟国の自然人または法人は、出品日から 12 ヶ月以内に出願することを条件に、優先権を主張することができる（特許法令第 50 条）

第2章 特許権の取得

5-5 方式審査

(1) 出願の受理に関する審査

特許法例第 43 条に定める出願日の決定に関する条件を満たさない場合、出願手数料が 7 日以内に納付されない場合、または英語、ドイツ語もしくはフランス語でなされた出願が 1 カ月以内にトルコ語に翻訳されない場合、TPI は出願を拒絶し、出願人に拒絶通知を送付する（特許法令第 53 条）。その後 TPI は、これらの欠陥が補正されたか否かを審査する。

期限内でも欠陥と判断される場合、出願人は、3 カ月以内に当該欠陥を補正するよう要求される。補正されない場合、出願は拒絶される。

(2) 方式審査

出願日の確定後、TPI は、出願および発明が不登録事由に該当しないか、および産業上利用可能か否かを審査する（特許法令第 54 条）。

発明が新規性を欠く、または産業上利用できないと明白に判断される場合、審査は中断される。出願人は、こうした TPI の拒絶理由通知に対して意義申立ができ、さらにこの手続中、クレームを補正することまたは出願を 2 以上の分割出願に分けることができる（特許法令第 54 条）。

5-6 出願公開

出願は、出願日から、または優先権が主張されている場合は優先日から 18 カ月後に公開される。但し、出願人の請求があれば、出願は 18 カ月の期間の満了前に公開される（特許法令第 55 条）。

5-7 技術水準に関わる調査

(1) 技術水準に関わる調査の請求

出願人は、出願日から、または優先権が主張されている場合は優先日から 15 カ月以内に技術水準に係る調査を請求し、手数料を納付しなければならない（特許法令第 56 条）。

TPI は、特許法令の規定に従い、出願の方式要件が満たされ、または欠陥が補正されたと判断する場合、技術水準に関わる調査の請求を行うよう、出願人に通知する。この通知がなされた時点で、当該期間（15 ヶ月）が満了している場合、出願人は、当該通知の日から 1 カ月以内に調査の請求を提出することができる（特許法令第 56 条）。

請求の提出がない場合、出願は取り下げられたとみなされる（特許法令第 56 条）。

(2) 技術水準に関わる調査報告書の通知・公開

TPI は、方式審査後、技術水準に関わる調査の請求を受けて、技術水準に関わる調査を行う。TPI または TPI が指定する国際調査機関は、明細書、図面およびクレームを参照して、出願の主題を構成する発明の新規性および進歩性の評価において検討されるべき技術水準を含む調査報告書を作成する（特許法令第 57 条）。

TPI は調査報告書を出願人に通知し、通知から 3 カ月後、調査報告書を公開する。その間に出願人は、審査による特許取得か、審査によらない特許取得かの選択をしなければならない。出願人による選択は、技術水準に係る調査報告書とともに公開される（特許法令第 57 条）。

(3) 欠陥を理由とする技術水準に関する調査報告書の不作成

明細書またはクレームが十分な明瞭性を欠くため、技術水準に係る報告書を作成できない場合がある。こうした場合 TPI は、出願人に 3 カ月以内に欠陥を補正するよう請求する（特許法令第 29 条、第 58 条）。当該欠陥が期間内に補正されない場合、調査報告書の作成が不可能である旨の決定が出願人に通知される。但し、出願人はこの決定に異議申立をする権利を有する。

部分的な欠陥の場合、欠陥のないクレームについて報告書が作成される（特許法令第 58 条）。

5-8 実体審査を伴わない場合

(1) 登録査定

TPI は、第三者による所見提出期間（調査報告書の公開後 6 カ月）の満了後、実体審査を行わず、調査報告書または第三者の所見を審理せずに、特許付与を決定することができる（特許法令第 60 条）。

出願人による手数料の納付後、TPI は出願人に対して、存続期間を出願日から 7 年とする特許証を交付する（特許法令第 60 条）。

(2) 登録公告

TPI は、特許証の交付を公報で公告する。また、特許および技術水準に関わる調査報告書に関する書類、ならびに調査報告書に関して第三者から提出のあった意見書を公衆の閲覧に供する（特許法令第 60 条、第 61 条）。

5-9 実体審査を伴う場合

第2章 特許権の取得

(1) 実体審査

出願人は、技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 カ月以内に、発明の主題が明確に説明されているか、発明に新規性および進歩性があるか否かの審査を請求できる（特許法令第 62 条）。

TPI は、第三者による異議申立期間（技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 カ月以内）の満了後、または第三者による異議申立があった場合には異議申立への応答期間の満了後、審査を開始する。出願人が異議申立に応答しないことは、審査開始の妨げとはならない（特許法令第 62 条）

また、審査は審査手数料が納付されていることを条件に開始される（特許法令第 62 条）。審査手数料は、技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 カ月以内のいつでも、納付できる（特許法令第 62 条）。

このクレームを審査した結果として、TPI は、法的根拠を付した出願の欠陥、要件の充足性に係る報告書を作成する。TPI は当該報告書を出願人に送付し、補正の提出および欠陥の補正のための 6 カ月の期間を出願人に認める（特許法令第 62 条）。

補正は TPI によって審査される。TPI は、審査報告書に記載された欠陥が補正されていないと判断した場合、根拠を添えて出願人に通知し、抗弁を提出するための 3 カ月の期間を出願人に認める。出願人は、不利な所見を排除するために意見を提出することができ、必要とみなす場合は補正を提出することもできる（特許法令第 62 条）。

(2) 登録査定

TPI は、出願人の意見および補正を審査後、最終決定を行う。TPI は、クレームの全部または一部について特許を付与することを決定できる。審査の結果、特許性要件を満たし異議申立が提起されていない場合、TPI は特許付与を決定し、その旨を出願人に通知する（特許法令第 62 条）。

出願人による手数料の納付後、TPI は出願人に対して、存続期間を出願日から 20 年とする特許証を交付する（特許法令第 62 条）。

(3) 登録公告

TPI は、特許証の交付を公報で公告する（特許法令第 63 条）。

6 分割出願

特許出願は、単一の発明であるか、もしくは複数の発明が単一の主要発明概念の周辺に存在し、各々がこの主要発明と関係している必要がある。この何れにも準じない出願は、別個の独立した出願に変更しなければならない（特許法令第 45 条）。

但し、各分割出願は、主題が原出願の範囲を超えない限り、原出願と同一の出願日を与えられる（特許法令第 45 条）。

原出願について優先権が主張されている場合は、各分割出願は、原出願について主張されている優先権を享受する（特許法令第 45 条）。

7 追加特許

追加特許については、特許法令第 8 部に規定がある。別段の規定が無く、追加特許の特徴と整合する場合には、特許の規定が適用される（特許法令第 124 条）。

7-1 追加特許の出願

特許権者または特許を受ける権利を有する者は、包括的性質の主要発明概念を共有し、主要特許に関する発明を改善発展させる発明について、追加特許を出願できる。主特許の査定が出るまでは、特許出願に関連した追加特許を出願可能だが、拒絶査定が出た場合は追加特許は付与されない（第 121 条）。

進歩性の要件は追加特許には摘要されない（特許法令第 121 条）。追加特許の優先日は出願日とする（特許法令第 122 条）。

7-2 追加特許の主特許への変更

出願人は、出願手続中はいつでも、追加特許の出願を主特許に変更できる。TPI から出願人に対して、追加特許の出願が主特許との間に必要な関連性が無い旨の通知が行われた場合も、通知から 3 ヶ月以内であれば変更可能である（特許法令第 123 条）。

主特許へ変更される追加特許について、年金の支払い起点は変更日となるが、保護期間は主特許と同じである（特許法令第 123 条）。

8 異議申立と実体審査の請求

8-1 実体審査を伴わない場合

(1) 第三者による(付与前)所見の提出

第2章 特許権の取得

第三者は、調査報告書の公開後 6 カ月以内に、調査報告書に関する所見を TPI に提出することができる。6 ヶ月の期間満了後、TPI は第三者により提出された意見書と証拠書類を、出願人に通知する（特許法令第 60 条）。

出願人は、通知日から 3 ヶ月以内に当該意見に応答し、さらにその間にクレームを補正できる（特許法令第 60 条）。

(2) 特許権者または第三者による（付与後）実体審査の請求

実体審査を伴わず付与された特許は、出願日から 7 年以内に特許権者または第三者が請求すれば、実体審査に付すことができる。実体審査の手数料は、請求した者が納付する（特許法令第 60 条）。

請求があった場合は、実体審査を伴う特許付与に関する特許法令第 62 条が適用され、第三者が異議申立を提起できるよう、実体審査請求が公報に公告される（特許法令第 60 条）。

8-2 実体審査を伴う場合

(1) 第三者による（付与前）異議申立

第三者は、技術水準に関わる調査報告書の公開後 6 カ月以内に、出願特許が特許要件を満たしていないという、以下のいずれかの根拠に基づいて、異議申立をすることができる。

- ①新規性の欠如
- ②進歩性の欠如
- ③明細書の不備（発明に関する説明が不十分）

TPI は異議申立後直ちに、第三者により提出された異議申立と証拠書類を、出願人に通知する（特許法令第 62 条）。

出願人は TPI に対して、6 ヶ月の異議申立期間満了後から 3 ヶ月以内に応答することができる。さらに 3 ヶ月の応答期間の延長を申請することができる。出願人はこの期間中、明細書、図面およびクレームを補正することができる（特許法令第 62 条）。

TPI は出願人が応答できる期間が終了した後、出願特許の特許要件充足性を審査する。審査終了後、TPI は報告書を作成し、出願の有効性を実質的に評価する。この報告書において、出願が特許取得要件を満たしていないとされた場合、出願人は報告書に対して応答するか、報告書に従って 6 ヶ月以内に不備を是正する。

6 ヶ月後、TPI は出願人の答弁書または是正を審査し、クレームの全部または一部につい

で特許を付与するか、もしくは却下するかについて、最終決定を下す。

9 再審査評価委員会に対する不服審判請求

第三者が行った（付与前）異議申立に対する TPI の審決について、異議申立当事者および出願者は TPI に対して、不服審判を請求できる。

TPI の一部局である再審査評価委員会はこれを受けて、担当部者が審決を出す際に審査した証拠および適用規則および出願書類を再審査し、当該審決に瑕疵がなかったかどうかを判断する。従って、新たに証拠を提出する必要はないが、トルコ行政法の一般原則によれば、再審査段階を含めた行政手続のいずれの段階でも、新たな証拠を追加提出することは禁じられていない。

再審査評価委員会による最終的な行政決定は、TPI による暫定的な審決とは異なり、確定的な拘束力を有する。

10 出訴

10-1 再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴

再審査評価委員会の行政決定について不服がある場合は、アンカラにある知的財産特別民事裁判所に出訴することができる。

10-2 無効訴訟の提起

以下のことが確定した場合、登録特許は無効を宣言される（特許法令第 129 条）

- ①発明の主題が登録要件を満たさないこと。
- ②発明の主題が技術の熟練者が実施できるよう十分に明瞭に説明されていないこと。
- ③特許の主題が出願の範囲を超えること。分割出願、または特許を受ける権利の専有について定めた第 12 条が適用される主題に基づいており、当該出願の範囲を超えること。
- ④特許権者が特許を受ける権利について定めた第 11 条によって、特許権を有さないこと。

不利益を被る者または利害官公庁は、管轄の知的財産特別民事裁判所に対して、当該特許の登録から 5 年以内に、無効を請求することができる。上述の④による特許の無効は、特許を受ける権利を有する者も請求することができる（特許法令第 130 条）。

無効訴訟において裁判所は、TPI が当該特許を付与した際には検討されなかった新しい証拠が裁判所に提出された場合、特許の再審査を行うことができる。

第2章 特許権の取得

訴訟手続きにかかる期間は、裁判所の業務量に応じて、約 8～18 カ月間である。人口の少ない地域では業務量が少ないため迅速に行われるが、大都市では日数がかかる。第 1 審判決に対する上訴には、約 10～16 カ月間を要する。控訴裁判所はこの上訴期間の短縮に努めている。

弁護士報酬は、地方の弁護士で約 5,000 米ドル以上、標準的な国際弁護士で約 20,000 米ドルを要する

1.1 権利取得の効果

11-1 保護期間

実体審査を伴う手続によって付与された特許権の存続期間は、出願日から 20 年とされ、延長できない。

実体審査を伴わない手続によって付与された特許権の存続期間は、出願日から 7 年である。但し、出願日から 7 年以内に特許権者または第三者の請求によって実体審査がなされ、登録査定があった場合には、出願日から 20 年に延長される（特許法令第 72 条）。

11-2 権利取得により付与される権利

特許権者は、発明の場所、技術分野、および輸入品か国産品かを問わず、クレームの範囲において保護を受ける（特許法令第 73 条）。

さらに、自らの許可なく第三者が下記の行為を行うのを防止する権利を有する（特許法令第 73 条）。

- ①特許製品の製造、販売、使用もしくは輸入、または個人利用以外の使用目的のための在庫保有
- ②特許を受けた方法の使用
- ③特許を受けた方法の使用の申し出
- ④特許を受けた方法を使用して製造された製品の販売提供、使用または輸出

但し、特許により付与される権利は、一定の状況で制約を受ける。非産業的または非営利的な行為、実験のための特許の使用、薬局で処方箋により個人向けに薬品を調合する行為、認可手続の間の医薬品特許の使用等は、特許により付与される権利の範囲外であると定められている（特許法令第 75 条）。

11-3 出願公開により付与される権利

特許権者に与えられる保護は、公報における出願公開日から当該出願が有効に存続する間、特許出願人にも与えられる（特許法令第 82 条）。

但し、特許法令に定める救済策は、登録済みの特許権のみに適用される。よって第 82 条は、登録済み特許権が侵害を受けた際、侵害発生時すなわち損害賠償の起点を出願公開日であるとの主張が可能であることを意味する。

特許出願人の許可なく、特許出願がなされている発明を実施する者が、特許出願日以前に、特許出願の存在または特許出願の範囲を知り得た場合は、公開日前の期間も保護対象となる。

1 2 国際出願

12-1 特許協力条約（PCT）による出願

PCT による出願を行うと共に、トルコの国名コード「TR」を記載し、トルコを指定国に選択した場合は、当該国際出願はトルコ国内出願として取り扱われる。

トルコ特許法制度において出願人は、実体審査を伴う手続もしくは伴わない手続の何れかを選択できるが、PCT による出願の場合は、国際段階で実体審査請求が提出されたとみなされる。

トルコは EPC の加盟国でもあり、EPO 特許はトルコで有効であるため、PCT 出願において EPC を指定することにより、EPC を通じて間接的にトルコを指定することもできる。

12-2 欧州特許条約（EPC）による出願

明細書、クレーム、図面を含む欧州特許証のトルコ語翻訳文は、欧州特許権の取得から 3 カ月以内に TPI に提出しなければならない（トルコにおける欧州特許条約の適用に関する規則第 12 条）。

欧州特許のトルコ語翻訳文は TPI により公開され、TPI の公報で公告される。保護範囲を決定する際、トルコ語翻訳文は決定要因となる（同規則第 13 条）。

上述の条件を満たす場合、欧州特許は、欧州特許庁による当該特許の公告日から、トルコにおいて国内特許と同様に取り扱われる（同規則第 11 条）

出願人は、トルコ国内でその発明を使用する者に通知することによって、翻訳文公開前に

第2章 特許権の取得

特許保護を受けることができる。

第 3 章 実用新案権の取得

実用新案権については特許法令の第 11 部に個別に記載があるが、実用新案権についてのみ適用される規定が無い場合には、実用新案権の特徴との不整合がない限り、特許に関する規定が適用される（特許法例第 166 条）

1 保護対象

1-1 保護対象

簡単な公式や原理を用いる技術的解決法を構成する考案は、法定要件を満たす場合、実用新案登録証により保護される。

特許出願を実用新案出願に変更することはできるが、1つの発明について、特許権と実用新案権の両方を取得することはできない。

1-2 保護適格者

保護適格者は「トルコ共和国領土内に居住する自然人およびトルコ共和国領土内で活動する法人またはパリ条約により出願の資格を有する者」だが、これに該当しない自然人または法人でも、相互主義に従ってトルコ国民に法的保護または事実上の保護を与えている国の国民、法人であれば、トルコ国内で保護受けられる（特許法令第 2 条）。

但し、トルコ国内に居住しない出願人は、トルコの特許代理人を通じて実用新案の出願を提出しなければならない（特許法令第 171 条）。

1-3 出願適格者

実用新案の出願権は、考案者またはその承継人に帰属し、移転できる（特許法令第 157 条）。

1-4 職務発明

特許に関する規定が適用される（特許法令第 166 条）。※12 ページ参照。

2 登録要件

①新規性があり、②産業上の利用ができる考案は、実用新案を受けることができる（特許法令第 154 条）。進歩性が要求されない点が、特許の場合とは異なる。

第3章 実用新案権の取得

2-1 新規性

(1) 原則

出願の主題である考案が、書面その他での開示により、出願日前にトルコまたは世界の何れかの場所で、公衆が利用可能であった場合、または実施されていた場合は、新規であるとはみなされない（特許法令第 156 条）。

自らの出願日前に提出された別の特許または実用新案出願の内容が、自らの出願日以降に公開された場合であっても、この公開された出願によって、自らの出願の新規性は害される（特許法令第 156 条）。

(2) 新規性喪失の例外

但し、出願人自身もしくはその前任者が、出願日または優先日から 12 ヶ月前までに行つた開示によっては、新規性を喪失したとはみなされない。

2-2 産業上の利用可能

産業上利用できない抽象理論については、実用新案を受けられない（特許法令第 10 条、第 154 条）。産業上の利用可能性に関する条件は特許と同じである。

2-3 不登録事由に該当しないこと

特許法令第 6 条は、実用新案を受けることができない主題および発明を列挙している。

以下の主題は、本来的に発明ではないため、特許を受けられない。

- ① 発見、科学理論、数学的方法
- ② 知的活動、商行為および遊戯に関する計画、方法、規則
- ③ 文芸作品、科学作品、美的創造物、コンピュータ・ソフトウェア
- ④ 技術的特徴のない、情報の収集、整理、提示および変換に関する方法
- ⑤ 人体または動物の治療のための診断、治療および手術の方法

また、以下は、発明として認識されてはいるが、保護対象から特に除外されている。

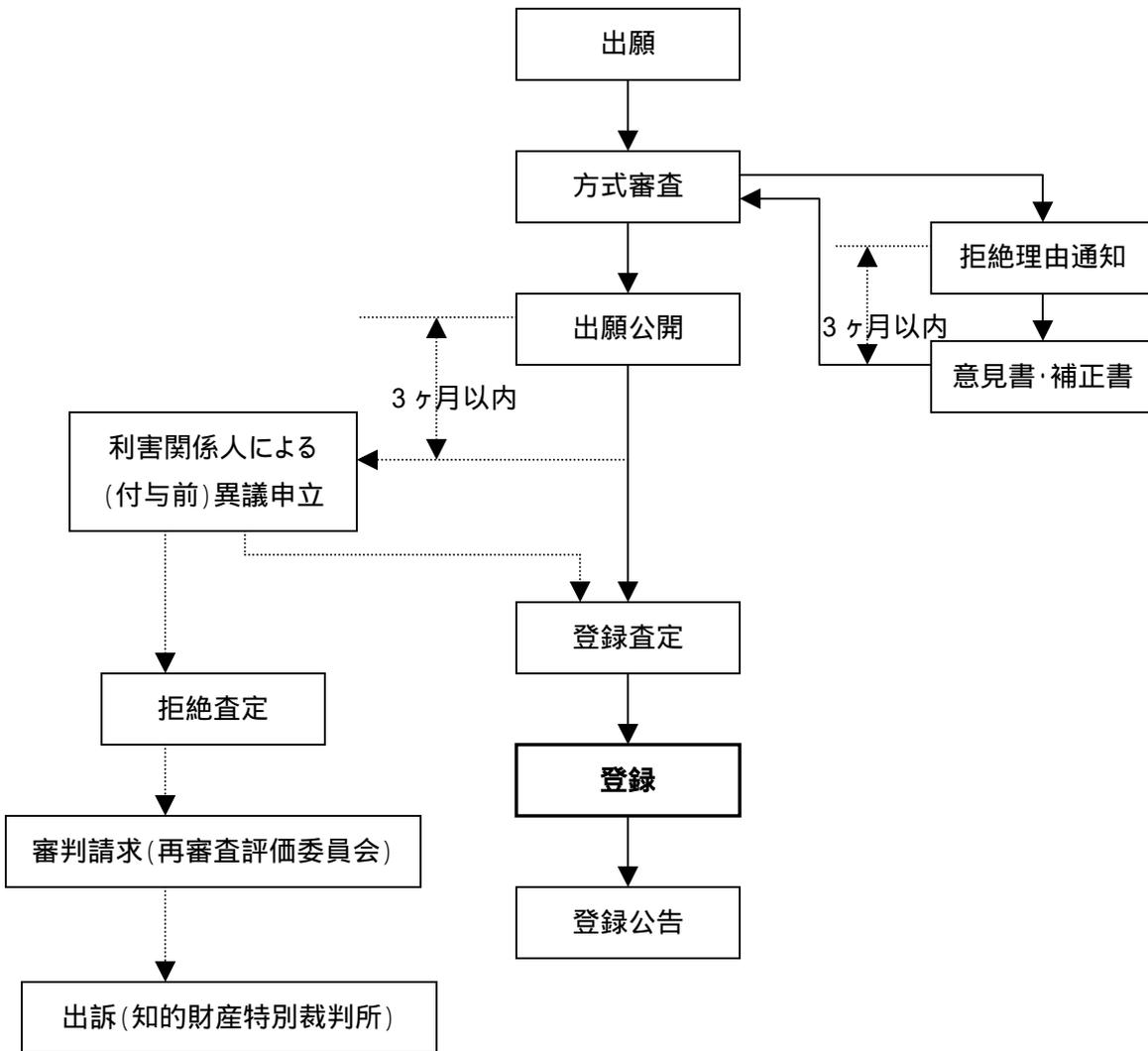
- ⑥ 公序良俗に反する発明
- ⑦ 動植物品種および動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

3 出願前調査

特許の場合と同様である。※14 ページ参照。

4 出願から権利取得までの手続

図：実用新案の出願から権利取得まで



4-1 手続概要

- ①出願人が TPI へ出願する。
- ②TPI が出願書類について、方式審査を行う。
- ③TPI が出願を公開する
- ④利害関係人は TPI に対して、異議申立を行うことができる（出願公開から 3 ヶ月以内）
- ⑤登録査定、登録、登録公告

4-2 出願日

出願日は、出願人が出願書類を、TPI または同庁が授権した当局へ提出した日とされる（特許法令第 43 条、第 159 条）。出願日は、出願手数料を納付し、書類が特許法令に定

第3章 実用新案権の取得

める方式要件を満たした後に有効となる（特許法令第 53 条、第 159 条）。

4-3 必要書類

実用新案出願にあたっては、願書、実用新案明細書、クレーム、図面、要約および出願手数料を添付しなければならない。明細書およびクレームは、出願時には英語、ドイツ語またはフランス語でも提出できるが、出願日から 1 ヶ月以内に、トルコ語の翻訳文を提出しなければならない。トルコ語翻訳文の提出にあたっては、手数料の支払いが必要である。TPI 側は、当該期間の満了に関して出願人に指摘または通知する必要は無い（特許法令第 42 条、第 160 条）。

4-4 優先権の主張

トルコは工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟しており、条約加盟国で先出願された内容に基づき、優先権主張を伴って出願できる。出願人が優先権を主張するには、自己の出願と同時または自己の出願日から 2 ヶ月以内に優先権の主張を提出する。優先権主張が出願日から 3 ヶ月以内に不備を解消する等して具体化されない場合には、主張はなかったものとみなされる（特許法令第 52 条、第 160 条）。

トルコで開催される博覧会、もしくは国際博覧会に関するパリ条約の加盟国で開催される公的な博覧会において、実用新案登録証により保護を受けることが可能な製品を出品したパリ条約加盟国の自然人または法人は、出品日から 12 ヶ月以内に出願することを条件に、優先権を主張することができる（特許法令第 50 条）

4-5 方式審査

出願日の確定後、TPI は、出願が書類および写しの部数といった方式要件を満たすか、新規性および産業上利用可能性があるか、ならびに不登録事由に該当しないか否かを審査する（特許法令第 154 条、第 155 条、第 160 条）。

TPI は、上記要件を満たさないと明白に判断する場合、出願人に理由を付して通知する。出願人は、通知日から 3 ヶ月以内に、異議を申し立てることができる（特許法令第 160 条）。

TPI は、出願人による意見書・補正書を検討して、クレームの全部または一部に実用新案登録証の付与を構成する最終決定を行う（特許法令第 160 条）。

4-6 出願公開

方式要件が満たされている場合、TPI は出願人に対して、明細書、クレームおよび図面を

公開する旨の決定を通知し、公報に公開する（特許法令第 160 条）。

4-7 技術水準に関わる調査報告書の不作成

特許の場合と異なり、実用新案出願について、TPI は技術水準に関する調査を行う必要はない（特許法令第 160 条）。但し、出願人または登録者が TPI に対して、自己の実用新案について技術水準に係る調査報告書の作成を特別に請求した場合は、TPI は調査を行い報告書を交付する（特許法令第 160 条）。

4-8 登録査定

利害関係人によって提起された異議申立へ答弁した場合、もしくは補正を行った場合、または異議申立期間が満了した場合、TPI は第三者による異議申立を審査することなく、実用新案登録証を付与するか否か決定する（特許法令第 162 条）。

TPI は出願人に、当該決定を通知するとともに、手数料を 3 ヶ月以内に支払うよう請求する。通知日から 3 ヶ月以内に手数料の納付がない場合または当該起案の延長申請が行われない場合、出願は取り下げられたとみなされる（特許法令第 162 条）。

4-9 登録公告

TPI は、実用新案登録証の交付を公報で公告する（特許法令第 162 条）。

5 利害関係人による（付与前）異議申立

利害関係人は、出願公開から 3 カ月以内に、出願が付与要件を満たしていないという根拠、特に新規性や明瞭性を欠くという根拠に基づいて、異議申立をすることができる。出願人が実用新案登録証を求める権利を欠くことに関する異議申立については、TPI は受理せず、管轄裁判所に提起しなければならない（特許法令第 160 条）。

3 ヶ月の異議申立期間の満了後、TPI は出願人に対して異議申立を通知する。出願人は、通知受領後 3 カ月以内に、意見書または補正書を提出できる（特許法令第 160 条）。

TPI は、提出された意見書または補正書を審査し、当該登録を承認するか否かを決定する。

6 再審査評価委員会に対する不服審判請求

特許の場合と同様である。※25 ページ参照。

第3章 実用新案権の取得

7 出訴

特許の場合と同様である。※25 ページ参照。

8 権利取得の効果

8-1 保護期間

付与された実用新案権の存続期間は、出願日から 10 年とされ、延長できない（特許法令第 164 条）

8-2 権利取得により付与される権利

実用新案権者は、特許権者に付与されるものと同じ保護を受ける（特許法令第 164 条）。

8-3 出願公開により付与される権利

実用新案権者に与えられる保護は、公報における出願公開日から当該出願が有効に存続する間、実用新案出願人にも与えられる（特許法例第 82 条、第 166 条）。

実用新案出願人の許可なく、出願がなされている考案を実施する者が、特許出願日以前に、実用新案出願の存在または出願の範囲を知り得た場合は、公開日前の期間も保護対象となる（特許法例第 82 条、第 166 条）。

9 国際出願

特許の場合と同様である。※27 ページ参照。

第 4 章 意匠権の取得

1 保護対象

1-1 保護対象

工業デザインは、意匠法令第 554 号（以下、「意匠法令」という）によって保護を受けることができる。意匠法令の目的は、意匠を保護し、産業および競争の発展を促すことである（意匠法令第 1 条）。

意匠法令は、「意匠」の定義を「物品またはその装飾の、全体もしくは一部の外観を構成するものとして知覚される、輪郭、色、折り方、形状、音性、弾力性、材料そのほか特徴などの様々な模様全体」と明記している。「物品」には、コンピュータ・プログラムおよび半導体回路配置は含まれない（意匠法令第 3 条）。

なお、工業デザインは、意匠権以外の権利によっても保護を受けられる。包装、ロゴ、看板等は商標権としても保護され、デザインが著作物の基準を満たす場合には著作権法によっても保護され得る

1-2 保護適格者

保護適格者は「トルコ協和国領土内に居住する者もしくは商工事業体を有する自然人および法人、またはパリ条約もしくはベルヌ条約もしくは世界貿易機関設立協定の規定による出願の資格を有する者」だが、これに該当しない自然人または法人でも、相互主義に従ってトルコ国民に法的保護または事実上の保護を与えている国の国民、法人であれば、トルコ国内で保護を受けられる（意匠法令第 2 条）。

但し、トルコ国内に居住しない出願人は、トルコの特許代理人を通じて意匠を出願しなければならない（意匠法令第 67 条）。

1-3 出願適格者

意匠権を受ける権利は、意匠の創作者またはその承継人に帰属する（意匠法令第 13 条）。

1-4 職務発明

従業員が職務遂行中に意匠を創作した場合、契約に別段の記載があるか、業務の性質から別段に理解されない限り、意匠権は使用者に帰属する（意匠法令第 14 条）。但し、意匠が雇用契約以外の役務契約において創作された場合、契約に別段の記載がない限り、意匠権は依頼者に帰属する（意匠法令第 16 条）。他方、大学の学部や大学院で学術研究を行

第4章 意匠権の取得

う教職員が意匠を創作した場合、意匠権は教職員に帰属する（意匠法令第15条）。

2 登録要件

①新規性があり、②独自性がある工業デザインは、保護を受けられる（意匠法令第5条）

2-1 新規性

意匠は、同一の意匠が、出願日または優先日前に、世界の何れの場所においても公衆が利用可能となっていない場合には、新規性があるとみなされる。販売、使用、公表、広告、展示その他同様の全ての行為があった場合には、公衆が入手可能であったとみなされる（意匠法令第6条）。

2-2 独自性

意匠の独自性は、実施当事者に与える全体的印象が、他の意匠による全体的印象と、著しく異なっている場合に認められる（意匠法令第7条）。

「他の意匠」とは、①出願日前に、世界で公開済みのもの、②トルコ特許庁（TPI）が登録意匠として公告済みであって、比較する意匠の出願日に保護期間が満了していないものである。

独自性の評価においては、意匠の一般的特徴に重点が置かれ、意匠の創作における意匠創作者の自由も考慮される。すなわち、当該製品の技術的機能を表し、デザイナーがその特徴や要素を自由に選択・開発することを禁じるデザインも、保護の対象から除外される。

2-3 新規性、独自性喪失の例外

デザインが、出願日または優先権が主張されている場合は優先日に先立つ12ヶ月の間に、以下の何れかの者によって開示されていた場合には、新規性および独自性は害されない（意匠法令第8条）。

- ①意匠創作者もしくはその権利承継人
- ②それらの者の承認を得た第三者
- ③意匠創作者もしくは権利承継人との関係を悪用する第三者

2-4 不登録事由に該当しないこと

公序良俗や一般的道徳原則に反する意匠は、保護を受けられない（意匠法令第9条）。

3 出願前調査

下記のウェブサイトから、調査が可能である。

トルコ特許庁 (TPI) (英語。入力はトルコ語) : <http://online.tpe.gov.tr/eng/>

利害関係人は、類似または同一の登録の存在を調べるために、TPI の情報部局のサービスを利用することができる。

4 出願から権利取得までの手続

4-1 手続概要

- ①出願人が TPI へ出願する。
- ②TPI が出願書類について、方式審査を行う。
- ③登録査定、登録公告 (出願日から 30 ヶ月以内)
- ④自然人または法人または関係専門機関は TPI に対して、異議申立を行うことができる (登録公告後 6 カ月以内)
- ⑥異議申立がない、または異議申立が拒絶された後、登録意匠への保護が開始する。

4-2 出願日

出願日は、出願人が出願書類を、TPI または授権した当局へ提出した日である。但し、方式審査後、TPI が欠陥なしとの結論を下した後に有効となる。

欠陥がある場合、付与される出願日は、欠陥の種類に応じて決定される。

①願書、および②意匠の図面、図案、書画、写真または同様の表現の提出に関する欠陥の補正の場合は、補正日が出願日として認められる。

説明書の追加、出願手数料の納付、意匠創作者の表示等その他の欠陥の所定期間内の補正の場合は、願書の提出日が出願日となる。

4-3 必要書類

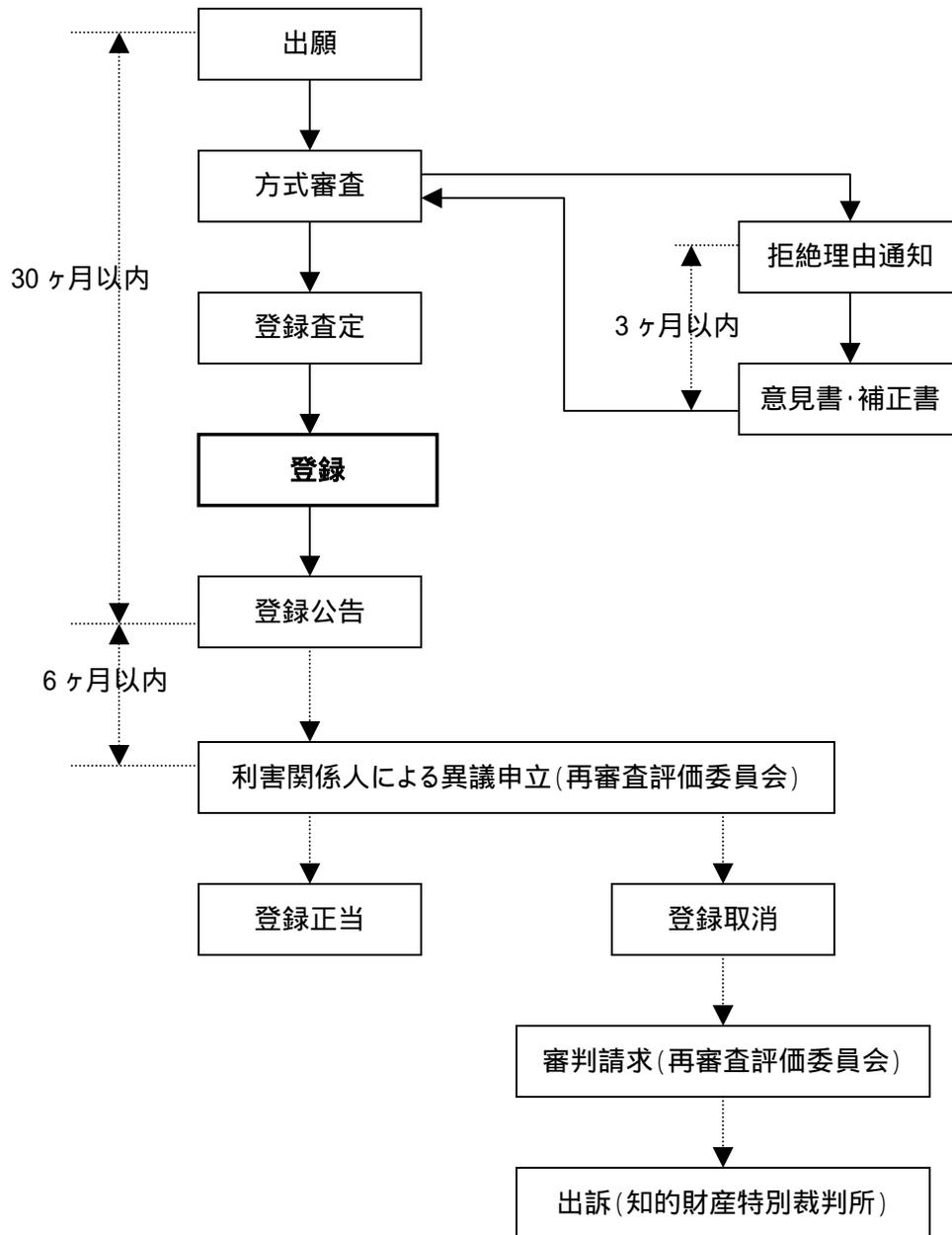
意匠を取得するには、TPI または同庁が授権した当局へ、下記事項を構成する出願を提出しなければならない (意匠法令第 25 条、第 26 条)

(1) 願書

願書は TPI のウェブサイトから入手できる (但し、トルコ語のみ)。願書には、意匠創作者の身元に関する情報を表示しなければならない。出願印が意匠創作者または単独の意匠創作者でない場合は、意匠出願権を意匠創作者からどのように取得したか、願書に記載しなければならない (意匠法令第 26 条)。

第4章 意匠権の取得

図：意匠の出願から権利取得まで



(2) 意匠の図面、図案、書画、写真または同様の表現であって複製に適しており、具体的特徴をすべて表示するもの

(3) 意匠の説明書、および意匠が一体化されるもしくは使用される物品の一覧

(4) 出願手数料の納付を示す書類

TPI における全ての処理および出願には公的手数料の料金表が適用される。TPI は料金表を定期的に改定しており、通常、毎年 1 月 1 日に始まる各会計年度の当初に改定する。公的手数料は処理前に TPI に納付しなければならない。代理人手数料は公的手数料に含まれず、別途代理人に支払わなければならない。現在のところ、代理人業務に適用される最低料金または限度額を定めた料金表はない。

4-4 優先権の主張

トルコは工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟しており、条約加盟国で先出願された内容に基づき、優先権主張を伴って出願できる。出願人が優先権を主張するには、自己の出願と同時に主張を提出する。優先権主張が出願日から 3 ヶ月以内に裏付けられないならば、主張は無効とみなされる（意匠法令第 29 条、第 31 条）

トルコで開催される博覧会、もしくは国際博覧会に関するパリ条約の加盟国で開催される公的な博覧会において、意匠が一体化されもしくは使用されている製品を出品したパリ条約加盟国の自然人または法人は、最初の出品日から 6 ヶ月以内に出願すれば、優先権を主張できる（意匠法令第 29 条）。

4-5 方式審査

TPI は、下記の方式要件の充足性を審査し、満たさない出願を拒絶する（意匠法令第 32 条）。

- ①意匠の定義に該当するか否か（意匠法令第 3 条）
- ①出願に必要な書類が要件を満たしているか（意匠法令第 26 条）
- ③複合出願の場合は、意匠に一体化されまたは使用されている製品が、全て同一の副分類または同一の組物もしくは構成製品に属するか否か（意匠法令第 28 条）

TPI は出願人に対し、欠陥の補正のために 3 カ月を認める。所定の期間内に欠陥が補正されなかった場合、TPI は出願を拒絶する（意匠法令第 33 条）。

4-6 登録査定

欠陥がない、または欠陥が補正された出願は、TPI または TPI が授権した機関において、願書の提出日を出願日として、意匠権を付与される。但し保護を受けられるのは、公告後、出願に対する異議申立がない、または異議申立が拒絶された後からである。

4-7 登録公告

方式審査を経て出願日を付与された出願は、出願日から 30 ヶ月以内に意匠登録簿に掲載され、公報に公告される（意匠法令第 34 条）。

第4章 意匠権の取得

出願人は出願時に、出願日から公告までの期間の延長を請求することができる（意匠法令第35条）。

公告後6カ月以内に異議申立がない、または異議申立が拒絶された後、登録意匠への保護が開始する。

5 複合出願

意匠が一体化されもしくは使用される製品が、すべて同一の副分類または同一の組物もしくは構成製品に属する場合は、追加手数料の支払いを条件として、1件で2つ以上の意匠を出願することができる（意匠法令第28条）。

6 利害関係人による異議申立

自然人または法人または関係専門機関は、登録公告後6カ月以内に、異議を明確に説明した書面をもって、意匠登録の無効を請求することができる。異議申立手数料は、当該請求が審査される前に納付しなければならない。TPIは、同庁が定める期間内に追加文書、証拠書類および根拠の提出を請求できる（意匠法令第37条）。

根拠を付した異議申立は、意匠権者が見解および意見を提出できるよう、意匠権者に通知される。

7 再審査評価委員会に対する不服審判請求

TPIの決定に不服がある場合は、TPIの再審査評価委員会に審判請求することができる。

8 出訴

8-1 再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴

再審査評価委員会の行政決定に不服がある場合は、知的財産特別裁判所に出訴できる。

8-2 無効訴訟の提起

以下のことが証明された場合、登録意匠は裁判所により無効を宣言される（意匠法令第43条）

- ①保護に適格でないこと。
- ②意匠が、意匠権を受ける権利、雇用関係における的確性、大学職員の創作による意匠、

雇用契約以外の契約による適格性について定めた各規定を満たさず、実際には他人に帰属すること。

③抵触する意匠があり、後日公衆が入手可能となったが、出願日は先の日付を有する場合。

無効訴訟は、①については何人も、②については権利者が、③については先の権利者によってのみ、請求することができる（意匠法令第 44 条）。

訴訟手続にかかる期間は、裁判所の業務量に応じて、約 8～18 カ月間である。人口の少ない地域では業務量が少ないため迅速に行われるが、大都市では日数がかかる。第 1 審判決に対する上訴には、約 10～16 カ月間を要する。控訴裁判所はこの上訴期間の短縮に努めている。

弁護士報酬は、地方の弁護士で約 5,000 米ドル以上、標準的な国際弁護士で約 20,000 米ドルを要する

9 権利取得の効果

9-1 保護期間

意匠権の保護期間は 5 年であり、5 年ごとの更新により最長 25 年間の保護を受けられる。

登録意匠を更新するには、保護が終了する月の最終日の 6 ヶ月前以内に、意匠権者もしくは意匠権者から授権された者が請求し、申請書および更新手数料納付の領収書原本を添えて提出しなければならない（意匠法令第 36 条）。

前述の期限内に請求が間に合わなかった場合、保護が終了する月の最終日に続く 6 ヶ月以内に追加手数料を支払えば、請求を提出することができる（意匠法令第 36 条）。

9-2 権利取得により付与される権利

意匠権者は、意匠の実施に関する排他的権利を有する。第三者は、意匠権者の同意を得ることなく、意匠が組み込まれまたは施された製品を製造、市販、販売、提供、輸入、商品化し、またはそれらの目的で在庫保有することはできない。

第5章 商標権の取得

1 保護対象

1-1 保護対象

商標法令第 556 号（以下、「商標法令」という）は、商標保護の原則、規則および条件を定めている（商標法令第 1 条）。

商標法令は「商標」を、「商標またはサービスマークを意味し、証明標章および団体標章を含む」と定義している（商標法令第 2 条）。

商標は、ある事業体の商品およびサービスを他の事業体の商品およびサービスから識別が可能な、視覚的に表示可能なあらゆる種類の標識によって構成され得るとして、広義に解釈されている。商標法令は、商標となり得る標識の例として、視覚的な表示が可能で、印刷によって複製が可能な、意匠、意匠、文字、数字、商品包装の形等の字句を列挙している（商標法令第 5 条）。図形、ロゴ、スローガン、色彩、匂い等も、識別性を有していれば商標となり得る。

1-2 保護適格者

保護適格者は「トルコ協和国領土内に居住する者もしくは商工事業体を有する自然人および法人、またはパリ条約もしくはベルヌ条約もしくは世界貿易機関設立協定の規定による出願の資格を有する者」だが、これに該当しない自然人または法人でも、相互主義に従ってトルコ国民に法的保護または事実上の保護を与えている国の国民、法人であれば、トルコ国内で保護を受けられる（商標法令第 2 条）。

但し、トルコ国内に居住しない出願人は、トルコの代理人を通じて商標を出願しなければならない（商標法令第 80 条）。

2 登録要件（不登録事由に該当しないこと）

商標法令が定める以下の不登録事由（登録拒絶の絶対的根拠）に該当する標識は、商標として登録できない（商標法令第 7 条）。

- ①第 5 条の規定に適合しない、自他商品・役務の識別力が無い標識
- ②同一または類似の種類の商品またはサービスについて、先に登録されたまたは登録出願された商標と、同一または混同を生じるほど類似している商標

- ③種類、特徴、品質、用途、価格、原産地表示のため、または商品生産もしくはサービス提供の時期その他商品・サービスの特徴を指定するために、取引業界で使用される標識または表示のみで構成される商標
- ④職人、専門家または業者の特定集団を識別するために使用されるか、現行の確立した商慣習において慣用的になっている標識および名称のみで構成される商標
- ⑤製品の性質に起因し、技術的成果を得るために必要であるか、製品に実質的価値を与える製品の形状を組み込んだ標識
- ⑥商品・サービスの性質、品質、生産地または原産地表示などについて、公衆を欺くような性質を有する商標
- ⑦管轄庁により承認されておらず、パリ条約第 6 条の 3 に照らして拒絶される商標
- ⑧パリ条約第 6 条の 3 に規定するものを除き、管轄当局により承認されておらず、特に歴史的・文化的に公共性のある記章、紋章または紋章盾を組み込んだ商標
- ⑨商標権者により使用を認められていない、パリ条約第 6 条の 2 に定める周知標章
- ⑩宗教的象徴を組み込んだ商標
- ⑪公序良俗および是認されている道德律に反する商標

但し、出願商標が登録に先立ち使用されており、登録出願する対象の商品・サービスについて、そうした使用を通じて識別力を得ている場合は、①③⑤の規定に基づき商標出願を拒絶することはできない（商標法令第 7 条）。

3 出願前調査

以下のウェブサイトから、調査が可能である。

トルコ特許庁（TPI）（英語。入力はトルコ語）：<http://online.tpe.gov.tr/eng/>

4 出願から権利取得までの手続

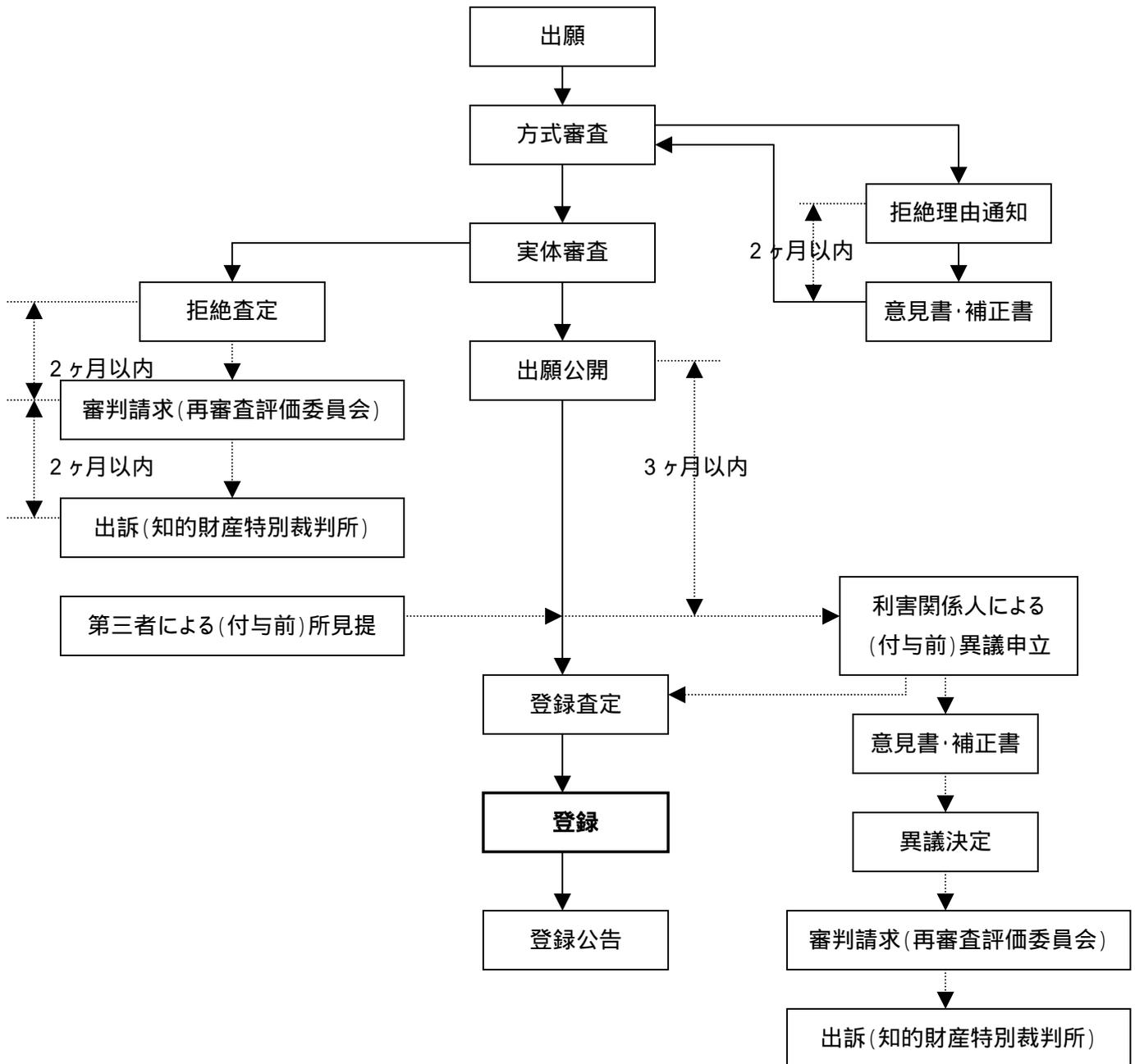
4-1 手続概要

- ①出願人が TPI へ出願する。
- ②TPI が出願書類について、方式審査を行う。
- ③TPI が出願を公開する。
- ④第三者は TPI に対して、所見を提出できる（出願公開後）
- ⑤第三者は TPI に対して、異議申立を行うことができる（出願公開から 3 ヶ月以内）
- ⑥登録査定、登録、登録公告

4-2 出願日

第5章 商標権の取得

図：商標の出願から権利取得まで



出願日は、出願人が出願書類を、TPI または同庁が授権した当局へ提出した日である。但し、出願日は、出願条件遵守の審査において欠陥がないと結論された後に有効となる（商標法令第 29 条）。

4-3 必要書類

商標権を取得するには、下記事項を構成する出願を提出しなければならない（商標法令第 23 条）。

(1) 願書

出願人の身分を証明する情報を含まなければならない。

(2) 複製に適した商標見本

(3) 商標が使用される製品またはサービスの一覧

(4) 出願料納付を証明する領収書原本

出願料は、商標出願時に納付しなければならない。

(5) 分類手数料納付を証明する領収書原本

(6) 委任状（代理人が指名されている場合）

(7) 署名一覧（出願人が法人である場合）

(8) 出願人の事業活動を証明する書類一式

4-4 優先権の主張

トルコは工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟しており、条約加盟国で先出願された内容に基づき、優先権主張を伴って出願できる。出願人が優先権を主張するには、登録出願とともに優先権宣言を例出する。優先権が出願日から 3 ヶ月以内に実証されない場合には、優先権宣言は無効とみなされる（商標法令第 28 条）。

トルコで開催される博覧会、もしくは国際博覧会に関するパリ条約の加盟国で開催される公的な博覧会に出品したパリ条約加盟国の自然人または法人は、出品日から 6 ヶ月以内に
出願することを条件に、優先権を主張することができる（商標法令第 25 条）。

4-5 方式審査、実体審査

TPI は職権によって、以下を審査する

(1) 出願書類が要件を満たしているか（商標法令第 23 条、第 29 条）

欠陥がある場合、TPI は出願人に対し、規定の期間内に補正するよう請求する。TPI は

第5章 商標権の取得

「出願人の身分を証明する情報」が完全もしくは部分的にかける場合、または「複製に適した商標見本」「商標が使用される製品またはサービスの一覧」および「出願料納付を証明する領収書原本」のいずれかが未提出の場合は、出願を拒絶する（商標法令第30条）。

(2) 出願人が保護適格者に該当するか（商標法令第3条、第31条）

(3) 不登録事由（登録拒絶の絶対的根拠）に該当しないか（商標法令第7条、第32条）

(4) 優先権宣言が提出されている場合、優先権主張の要件を満たしているか（商標法令第25～27条、第29条）

但し、優先権主張の要件を満たさないことの結果は、出願についての優先権の喪失に限られる（商標法令第31条）。

4-6 出願公開

方式審査により不備が判明しなかった場合、TPI は当該出願を関係公報に公告する（商標法令第33条）。

4-7 登録査定

欠陥がないと認められる場合、不備が補正された場合、所定期間内に異議申立がない場合、または商標登録に対する異議が最終的に拒絶された場合、TPI は商標権付与を決定する。

4-8 登録公告

TPI は、登録した商標を商標登録簿に掲載し、公衆の閲覧に供する（商標法令第37条）。

5 異議申立の請求

5-1 第三者による（付与前）所見提出

出願公開後、製造業者、生産者、サービス提供者、商人または消費者を代表する自然人もしくは法人または集団は TPI に対して、その出願が不登録事由について定めた商標法令第7条の要件に適合しない旨の意見書を提出できる。但し、これらの者は、TPI における手続の当事者にはなれない、すなわち、商標出願に異議を申し立てることはできない（商標法令第34条）。

5-2 第三者による（付与前）異議申立

(1) 異議申立の理由、適格者

第三者は、出願公開から3ヶ月以内に、以下の何れかの理由に基づき、その理由を記載し

た書面によって異議を申し立てることができる（商標法令第 35 条）。

不登録事由（登録拒絶の絶対的根拠）に該当する（商標法令第 7 条）

申立人は、無権原の出願者が、出願を行ったり登録を受ける権利を有さないこと、を証明する必要がある。不登録事由一覧は先述のとおり。※42 ページ参照。

不登録事由（登録拒絶の相対的根拠）に該当する（商標法令第 8 条）

以下の異議申立適格者が、以下の各々の場合に異議申立を行うと、出願は拒絶される。

申立人は、自らが無権原の出願者よりも先に当該権利を設定および使用していた、法律上正当な所有者であることを立証する必要がある。

出願人または商標権者	出願商標が、登録商標または出願日の先行する商標と同一であり、同一の商品・役務区分について保護を求めている場合。 出願商標が、登録商標または出願日の先行する商標の同一または類似であるとの理由で、および、区分がこれらの商標が対象とする商品・役務区分と同一または類似であるとの理由で、公衆に混同を惹起するおそれがあり、そのおそれにこれらの商標を連想させる可能性を含む場合。
商標の所有者	自らの代理人または代表者が、自分の承諾を得ず正当性を有さないまま彼らの自身の名義で登録出願した場合。
未登録商標の所有者または取引上使用される別の標識の所有者	標識の権利が、登録商標出願日前または優先日前に取得された場合。標識が、その所有者に後続の商標の使用を禁止する権利を付与された場合。
登録商標または出願日の先行する商標の所有者	自らの商標が知名度を有し、その識別性や知名度が、出願された商標の正当な理由を伴わない使用によって不当に利用されるまたは害される場合。他の場合と異なり、同一または類似の区分に限らず、全区分で登録を拒絶される。
該当する権利者	出願された商標が第三者の名称もしくは写真を含む場合、または第三者の著作権もしくは産業財産を害する場合

団体商標または証明標章と同一または類似の出願商標は、異議申立により、その団体標章または証明標章の期間満了日から 3 年間は登録されない（商標法令第 8 条）。

登録未更新の商標と同一または類似の出願商標であって、その未更新の商標と同一または類似の商品・サービスを登録対象とするものは、異議申立により、期間満了日から 2 年間は登録されない（商標法令第 8 条）。

出願において悪意の証拠がある

悪意の立証は困難である。周知商標の付された製品がトルコ市場でもよく知られており、商業に従事する思慮分別のある者ならこれを知り得た事実を証明する証拠を、裁判所に提出する必要がある。具体的には、トルコ市場に対する販売およびトルコの当事者との取引

第5章 商標権の取得

の証明は、有力な証拠となり得る。

(2) 異議申立の審査

TPI は、異議申立の審査中、TPI が適切とみなす場合は必要とみなす範囲で、当事者に意見書の提出を求めることができ、提出された意見書と答弁書を相手方当事者に送達することができる（商標法令第 36 条）

6 再審査評価委員会に対する不服審判請求

TPI の決定により不利益を被る当事者は TPI に対して、決定通知日から 2 ヶ月以内に、不服審判を書面で請求できる。不服申立書手数料は、不服申立書の提出時に納付する（商標法令第 49 条）。

TPI の担当部署は、不服申立の内容が事実かつ正当である判断する場合は、TPI の決定を更正できる。担当部署が不服申立を受理できないと判断した場合、その申立は、実体的事項について所見を付すことなく、再審査評価委員会へ送付される（商標法令第 50 条）。

再審査評価委員会は不服申立を審査し、最終的な行政決定を提示する（商標法令第 51 条、第 52 条）。

7 出訴

7-1 再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴

再審査評価委員会の行政決定について不服がある場合は、決定通知後 2 カ月以内に、アンカラにある知的財産特別民事裁判所に出訴することができる（商標法令第 53 条）。

7-2 無効訴訟の提起

以下の場合、登録商標は裁判所により無効を宣言される（商標法令第 42 条）。

- ①登録商標が、商標登録拒絶の絶対的根拠に該当する場合。
- ②登録商標が、商標登録拒絶の相対的根拠に該当する場合。
- ③登録商標が、登録後 5 年以内に、正当な理由なく使用されない、またはその使用が継続して 5 年間中止した場合。
- ④商標権者の行為を通じて、商標が商品または役務について一般名称になった場合。
- ⑤商標権者または商標権者に授権された者による使用の結果、登録対象の商品または役務の性質・品質・生産場所および原産地表示について、公衆に混同の恐れがある場合。
- ⑥商標が、専門規則に違反して使用される場合。

被害者・国家の公訴間または関係庁は知的財産特別民事裁判所に対して、当該商標の登録日から 5 年以内に、無効を請求することができる（商標法令第 42 条）。

トルコではしばしば、外国商標の無断登録が第三者によって行われてきた。外国製品の販売代理業者も、手厚い保護を受けたいとの思いから善意で登録し、後になって後になって当該商標の正当な所有者との間で問題になることがよくある。

以前所有していた権利に基づいて無効を主張する場合は、当該商標の以前の所有者およびその使用の事実を証明する証拠を提出する必要がある。自らの商標の周知性を根拠に無効を主張する場合には、周知性の事実に関する証拠を裁判所に提出する必要がある。

訴訟手続にかかる期間は、裁判所の業務量に応じて、約 8～18 カ月間である。人口の少ない地域では業務量が少ないため迅速に行われるが、大都市では日数がかかる。第 1 審判決に対する上訴には、約 10～16 カ月間を要する。控訴裁判所はこの上訴期間の短縮に努めている。

弁護士報酬は、地方の弁護士で約 5,000 米ドル以上、標準的な国際弁護士で約 20,000 米ドルを要する

8 権利取得の効果

8-1 保護期間

付与された商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、10 年ごとに更新できる（商標法令第 40 条）。

登録商標を更新するには、保護が終了する月の最終日の 6 ヶ月前以内に、商標権者もしくは商標権者から授権されたが申請し、更新手数料を支払う必要がある。特許庁は上記期間内に登録満了について商標権者に通知するが、その伝達漏れがあった場合に責任は負わない（商標法令第 41 条）。

前述の期限内に申請が間に合わなかった場合、保護が終了する日に続く 6 ヶ月以内に追加手数料を払えば、申請できる（商標法令第 41 条）。

8-2 権利取得により付与される権利

商標権者は、自己の承諾なく第三者が下記の行為を行うのを防止する権利を有する（商標法令第 9 条）。登録商標により付与される権利は、その商標の登録公告日から第三者に対

第5章 商標権の取得

する対抗力を有する。

- ①登録商標の対象である商品・役務と同一の区分における、登録商標と同一の標識の使用
- ②登録商標と同一または類似であるとの理由で、および、登録された商標または標識が対象とする商品・役務と区分が同一または類似であるとの理由で、公衆に混同を惹起するおそれがあり、そのおそれにこれらの商標と標識を連想させる可能性を含む場合の、標識の使用
- ③登録商標の対象である商品・役務とは異なる区分に係る、登録商標と同一または類似の標識だが、正当な理由がなく使用することによって、登録商標の識別性もしくは知名度を不当に利用もしくは害することになる場合の使用

以下の行為は禁止することができる（商標法令第9条）

- ①標識を商品またはその包装に付加すること
- ②標識により商品を販売申出、市場化もしくはそれらの目的で在庫保有すること、または標識によりサービスを提供申出もしくは提供すること
- ③標識により商品を輸出または輸入すること
- ④業務書類および広告で標識を使用すること

商標権者に与えられる保護は、商標登録の公告日から、第三者に対する拘束力を有する。商標出願日後に生じる問題については、補償を請求できる。ただし、出願公開から生じる権利は登録公告により付与される権利の中に含まれるとみなされる。裁判所は、登録が公告されるまでは、訴訟の実体的事項を判断することができない（商標法令第9条）。

9 周知商標の認定

トルコは、パリ条約第6条の2およびTRIPS協定第16条に定める周知商標を認め、保護している。

9-1 周知商標の種類

商標法令は、周知商標を2種類に区別している。

(1) 分野周知商標

「分野周知商標」について、同一または類似の商品・役務区分において他者が出願した場合、商標登録拒絶の絶対的根拠（商標法令第7条）に相当する。

(2) 一般周知商標

「一般周知商標」について、他者が当該商標の知名度を損なう恐れのある出願を行なった場合は、同一または類似の区分に限らず、商標登録拒絶の相対的根拠（商標法令第 8 条）に相当する。

該当する登録商標または出願日の先行する該当商標の所有者は、自らの商標が知名度を有し、その識別性や知名度が、出願された商標の正当な理由を伴わない使用によって不当に利用されるまたは害される場合、異議申立を行うことができ、全区分において登録が拒絶される（商標法令第 8 条）。

但し、上記 2 種の分類に関する明文の判断基準は存在せず、現行の慣行に従って分類される。

9-2 認定を受ける方法

周知商標の認定を受ける方法には 2 つある。

(1) TPI への申請

1 つは、TPI に申請書を提出し、周知商標であることの証明に必要な情報を提供したうえで、その商標が周知商標であるとの認定を求めることができる。

TPI が公表している判断基準は以下のとおり。

- ①商標の登録・使用期間に関する詳細な履歴情報
- ②商標登録（国内・国際登録）の地理的地域および範囲に関する情報
- ③商標が使用されている商品・役務の市場浸透度、市場シェア、年間売上高
- ④プロモーション期間、継続性、対象地理的地域、プロモーション予算、媒体または対象消費者集団など、商標関連の広告宣伝活動の詳細
- ⑤メディアで商標について言及するなど、商標のプロモーションに貢献する活動（広告宣伝を除く。）
- ⑥商標の知名度を指摘する裁判所の事実認定または決定、商標を保護するための裁判・司法手続（完結済み・係属中の訴訟、異議申立を含む）およびその件数に関する情報および証拠
- ⑦商標の独創性および識別力に関する情報
- ⑧何らかの PR がなされている場合、商標の知名度に関する調査およびその結果
- ⑨商標権者に関する情報（規模、従業員数、売上高、利益、流通網および取引経路、支店、販売店または代理店、輸出量および市場支配度など）
- ⑩商標が製品の種類とみなされているか、一定の品質または地位を示しているか、それを有するものとみなされているか。
- ⑪製品および商標権者に関する資料または裁定

第5章 商標権の取得

- ⑫商標の金銭的評価および商標が商標権者の決算書で資産として計上されているか。
- ⑬商標が知名である期間に関する情報、その知名度を理由とする商標の権利侵害、商標の不正使用が生じているか、それが周知商標の所有者に損害を与えているか。
- ⑭商標が使用されている製品の性質により、商標が権利侵害のリスクにさらされているか。
- ⑮周知商標の地位確立を支援するようなその他の情報および資料

申請の累積数によって左右されるが、TPO は年 2 回周知商標を認定することがある。周知商標であるとの決定がなされた後、その決定は登録商標の公報で公告される。

認定された周知商標のリストは、以下のウェブサイトでも参照することができる。

トルコ特許庁（トルコ語）：<http://online.tpe.gov.tr/protectionmark/index.jsp>

※プルダウンから「Tanınmış Marka」を選択。

TPI が申請を拒絶した場合は、知的財産特別民事裁判所で異議を申し立てることができる。

(2) 民事裁判での主張

もう1つは、民事裁判手続によって、他の請求を裏付けるために周知商標の地位を主張する方法である。たとえば、周知商標の不正登録の無効を求める訴訟を提起すると、民事裁判所が裁判中に周知商標であるとの判断を下すことがある。

(3) 民事裁判例

①BARBIE（原告）対 BARBY（被告）事件

控訴裁判所民事裁判官室 11 が、被告が出願中である「BARBY」商標が、原告の登録済み「BARBIE」商標との混乱および不正競争を生じさせると判決した事件。

裁判所は、証拠および専門家委員会が提出した報告書を基に、以下の点を指摘した。

- ・「BARBIE」商標は、商標法令に基づき原告名義で登録されている商標の基本的かつ単一の要素を構成する、商標法令第7条第1項i号および第8条第4項にいう、トルコ国内外における周知商標である。
- ・パリ条約第6条(a)項およびTRIPS協定第16条3項によれば、周知商標と同一もしくは類似の語句または表現は、種類の異なる商品に付す場合でも、他者の名義で登録することができない。
- ・原告の商標「BARBIE」と被告が出願中の商標「BARBY」の文字は、配列は異なるとはいえ、スペルおよび外観がよく似ており、混乱を招くおそれがある。また、原告の商標が有名であり、両者に類似性が見られることから、原告の登録後に被告が提出した登録申請は、種類の異なる商品を対象とするものであっても、認められないとするのが相当である。

- ・被告は、争点となっている語句「BARBY」を使用すれば、不当極まりない利益を得る可能性があり、かかる使用は原告の評判を傷つける恐れがある。

裁判所は、以上の指摘を根拠として訴えの一部を認め、再審査評価委員会の決定を取り消し、以下の判断を下した。

- ・被告の出願中の商標「BARBY」は、登録手続きが完了していないため、登録簿からの抹消請求は認めない。

- ・原告の商標と同一または類似した商標として「BARBY」を登録または登録出願することは不正競争に該当するため、認められない。

- ・被告が不正競争を行った事実を証明する証拠は、これまでのところ提出されていない。

②SURPRISE（原告）対 SÜRPRİZ（被告）事件

登録済み商標「SURPRISE」の権利者が、当該商標の周知性の確認、および第三者による類似の登録済み商標「SÜRPRİZ」の無効および取消を請求した事件。

控訴裁判所民事裁判官室 11 は、「SURPRISE」商標の周知性を理由に、「SÜRPRİZ」商標が「SURPRISE」であるとの混乱を招くと判決した。

原告は 1989 年にトルコで「SURPRISE」を登録。その後、被告は 1989 年および 1990 年にトルコで「SÜRPRİZ」を登録し、当該商標を付した製品をトルコ市場で販売した。

原告は、被告の行為が商標法令第 8 条 b 項違反であると主張し、商標「SÜRPRİZ」の取消、不正競争の禁止、商標「SÜRPRİZ」を付した製品の回収を求めた。

これに対して被告は、反訴を申し立て、原告は商標法令に定めた出訴期間 5 年以内に提訴しなかったため原告の提訴する権利は消滅していると主張し、反訴の範囲内で原告の商標「SURPRISE」の無効および取消を請求した。

専門家らは、「SURPRISE」は 1963 年にオーストラリア、1972 年にはイタリアで各々登録されていたことから、周知商標とみなされると結論した。

商法の定めによれば、事業者は思慮分別ある行為を取らなければならない。従って商標「SÜRPRİZ」の所有者は、思慮分別ある事業者として周知商標「SURPRISE」を知っていたものと考えられ、その周知性を利用するため自社製品の商標に「SÜRPRİZ」を選んだものと思われる。

控訴裁判所は、商標「SURPRISE」の登録がトルコで行われる以前に他の国々で行われてい

第5章 商標権の取得

たこと、「SURPRISE」商標の周知性を理由として、商標「SÜRPRİZ」は取り消すべきであるとした第一審裁判所の判決を支持した。

9-3 保護期間

認定された後、その商標は、周知商標の地位を失うまで無期限に周知商標として維持される。周知商標の地位を維持するための特別な要件はない。

10 国際出願（マドリッド協定議定書による出願）

マドリッド議定書加盟国への出願・登録を基礎として、トルコを指定国に選択して出願することができる。トルコ特許庁が出願を受理した後の審査手順は、直接出願の場合と同じである。

11 商号

トルコ商法は、第42条から第53条に商号について規定している。同法は「商号」を、「商人の事業にかかわる行為および文書で使用される名称」と定義している。

各商人は、開業から15日以内に自己の商号を商業登記簿に登録する必要がある。登記された商号の使用権はその所有者に帰属する。

11-1 商号と商号の衝突

自己の商号を第三者に使用されている事業体は、当該第三者による商号使用の禁止を求め、不当に使用されている商号が登記済みである場合は、その商号の変更または登記簿からの抹消を求めるべきである（商法第54条）。こうした要求に加えて、自己の商号を不当に使用されている者は、損害が生じていれば損害賠償を求めることができる。

11-2 商号と商標の衝突

事業体が提供する商品・役務の識別を目的とする「商標」と異なり、「商号」は事業体の識別を目的としている。このように商標と商号の目的は異なるため、ある事業体を使用する商号が同時に他者の登録商標である可能性があり、それには該当する商号と商標が同一分野における活動を示す場合も含まれる。

登録済み商標を含む商号の所有者は、当該商標を、自らの事業体を他から識別する目的で使用することはできても、商品・役務を識別する目的で使用することはできない。トルコ控訴裁判所は1990年2月15日、第三者の登録商標によって形成される商号を所有する者

であっても、当該商標の登録が無効にならない限りは、当該商標を商品について使用することは出来ない旨、判決した。

第6章 地理的標識の登録

1 保護対象

1-1 保護対象

地理的標識法令第 555 号（以下、「地理的標識法令」）の目的は、自然物、農産物、鉱産物、工業製品および手工芸品を保護することである。

地理的標識法令は「地理的標識」を、「原産の場所、地域、地方または国に特有の特別な品質、評判その他の特徴を備えている製品の原産地を示す標識」と定義している（地理的標識法令第 3 条）。

1-2 保護適格者

保護適格者は「トルコ協和国領土内に居住する者もしくは商工事業体を有する自然人および法人、またはパリ条約もしくはベルヌ条約もしくは世界貿易機関設立協定の規定による出願の資格を有する者」だが、これに該当しない自然人または法人でも、相互主義に従ってトルコ国民に法的保護または事実上の保護を与えている国の国民、法人であれば、トルコ国内で保護を受けられる（地理的標識法令第 2 条）。

1-3 出願適格者

出願適格者は、以下のとおりである（地理的標識法令第 7 条）。

- ① 該当する製品の生産者である自然人・法人
- ② 消費者団体
- ③ 対象物および地理的側面から関連のある公共機関

2 地理的標識の種類

「地理的標識」は、以下のとおり 2 つに分類される（地理的標識法令第 3 条）。

2-1 原産地呼称

製品が製造された場所、地区または地域の名称は、以下の各項に該当する場合に「原産地呼称」と定義される。

- ① ある製品が、地理的境界が規定されている場所、地区、地域または例外的には国で製造されている。
- ② ある製品の品質や特徴が、その場所、地区または地域に固有の自然要因または人的要因に本質的または排他的に起因している。

③ある製品の生産、加工および作成が、その場所、地区または地域の規定の境界内で行われている。

2-2 地理的表示

製品が製造された場所、地区または地域の名称は、以下の各項に該当する場合に「地理的表示」と定義される。

- ①ある製品が、地理的境界が規定されている場所、地区または地域で製造されている。
- ②ある製品が、特定の品質や評判など、その場所、地区または地域に起因する特徴を有すること
- ③ある製品の生産、加工または作成の各活動のうち少なくとも一つが、その場所、地区または地域の規定の境界内で実施されている。

3 登録要件（不登録事由に該当しないこと）

地理的標識法令は、地理的標識として登録できないものを、以下のとおり列挙している（地理的標識法令第 5 条）。

(1) 地理的標識法令第 3 条の定義に該当しない名称および標識

地理的標識の定義である「地理的標識とは、原産の場所、地域、地方または国に特有の特別な品質、評判その他の特徴を備えている製品の原産地を示す標識」に該当しない場合。

(2) 当該製品の普通名称となっている名称

生産または販売の出所にかかわる地域または地方に関連する名称であっても、その製品の一般的名称となっている場合は、登録できない。

関連する地域または地方で生産される製品の一般的名称として公衆が使用する地域・地方の名称は、その製品の普通名称とみなされる。ある名称が普通名称であるか否か判断される際は、その原産地域の公衆および一般消費者による使用が考慮される。

(3) 製品の原産地について公衆の誤解を招くおそれがある、動植物の品種名または類似の名称

(4) 公序良俗および一般の道徳律に反する標識

(5) 保護対象とならない、または保護期間が満了している名称 トルコ共和国の領土内で使用を認められない名称および標識

地理的標識法令第2条で言及する国（パリ条約・ベルヌ条約・WTO加盟国）において、使用を認められていない名称および標識

4 出願から権利取得までの手続

4-1 手続概要

- ①出願人がTPIへ出願する。
- ②TPIが出願書類について、審査を行う。
- ③TPIが出願を公開する。
- ④利害関係人はTPIに対して、異議申立を行うことができる（出願公開から6ヶ月以内）。
- ⑤登録

4-2 必要書類

出願人は、TPI または同庁が授権した当局に対して、以下の書類を提出する（地理的標識法令第8条）

(1) 願書

出願人を特定する情報を記載する。

(2) 製品の名称および原産地呼称または地理的表示

(3) 製品の説明

製品の物理的・化学的・微生物学的特性を説明する技術情報と資料、新材料について必要があれば。

(4) 地理的地域の定義、情報および地理的境界線を明確に示す情報と資料

(5) 製品の生産技術

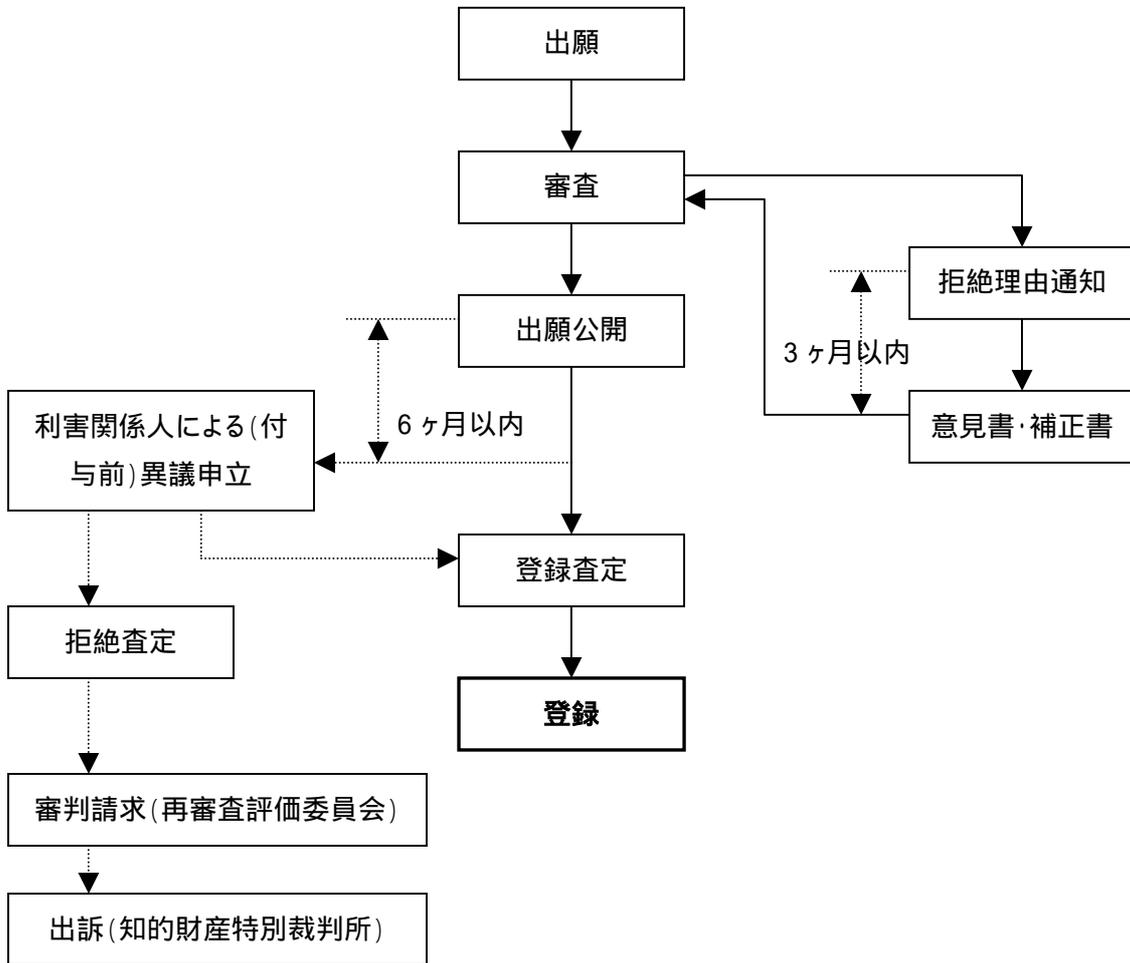
(6) 登録を求める標識について、製品が第3条の規定（地理的標識の定義）に適合している旨の証拠

(7) 登録を求める標識が登録された場合の使用方法の詳細情報

ラベル貼付、表示など

(8) 出願手数料の納付を示す書類

図：地理的標識の出願から権利取得まで



(9) 原産地名または標識の使用に関する情報

4-3 審査

出願後、TPI は以下について審査する（地理的標識法令第 9 条）。

- ①出願人が必要書類をすべて提出しているか（同じ法令第 8 条）
- ②登録を求める標識が地理的標識の定義に該当するか（同法令第 3 条）
- ③不登録事由に該当しないか（同法令第 5 条）
- ④出願する資格がある者によって出願されたか（同法令第 7 条）

TPI は必要な場合、当該目的物について専門知識を有する 1 つまたは複数の公的機関、大学または独立の民間機関に出願審査を要請し、技術情報を検証することができる（地理的

第6章 地理的標識の登録

標識法令第9条)

TPI は、上記要件が満たされていないと判断した場合、3 ヶ月以内に不備を是正するよう出願人に通知する。期間内に不備が是正されない場合、TPI は当該出願を拒絶する（地理的標識法令第10条）。

4-4 出願公開

要件を充足していると認められた出願は、官報と、発行部数が最上位の全国紙2紙、地方紙1紙に公開される（地理的標識法令第9条）。出願人の身元、製品の名称、原産地呼称または地理的表示の情報、登録名の使用条件など、出願に関するすべての情報が記載される。

公開後、出願は登録簿に仮登録される。

4-5 登録

異議申立が行なわれなかった場合、または TPI が異議申立について出願人に有利な決定を下した場合、当該地理的標識は、公告日から遡及的に有効となり、登録簿に登録される。

異議申立があり、形式または範囲について出願が変更された場合は再公告される。登録は、再公告日から有効となり、登録簿に登録される。

5 利害関係人による異議申立

利害関係人は TPI に対して、出願公開から 6 ヶ月以内に、以下の理由で書面で異議を申立てることができる（地理的標識法令第11条）。

- ①出願に必要書類が貼付されていない。
- ②登録を求める標識が地理的標識の定義に該当しない。
- ③不登録事由に該当する。
- ④出現人に出願する資格がない。

TPI は、出願人に対して異議申立を通知する。TPI は異議申立を受けて、当該目的物について専門知識を有する1つまたは複数の公的機関、大学または独立の民間機関に対して、異議申立の審査を要請することができる（地理的標識法令第11条）。

TPI は、上記期間が実施した審査に基づき、当該異議申立を承認または却下できる。

6 再審査評価委員会に対する不服審判請求

TPI の審査・評価に基づく異議の承認または却下に関する決定に不服がある場合は、TPI の再審査評価委員会に審判請求することができる。

7 出訴

7-1 再審査評価委員会の決定に不服がある場合の出訴

さらに、再審査評価委員会の行政決定に不服がある場合は、知的財産特別裁判所に出訴できる。

再審査評価委員会および知的財産特別裁判所における再審査の範囲は、異議申立書においてなされる主張によって決まるため、後で主張する機会を失うことにならないよう、極力多くの主張事項を異議申立書に記載するとよい。

7-2 無効訴訟の提起

以下のことが証明された場合、地理的表示の登録は、地理的標識の出願資格保有者が主張した場合に、無効とすることができる（地理的表示法令第 21 条）。

- ①地理的表示が地理的標識法令に定める保護の条件を満たしていないこと。
- ②出願権が登録された権利者以外の者に帰属すること。
- ③管理義務が十分に履行されていないこと。

8 登録の効果

8-1 保護期間

地理的表示の登録は、登録条件が維持されている限り、無期限に有効である。

8-2 登録により付与される権利

地理的標識を出願する資格をもつ者、および保護された保護された地理的標識の使用権を有する者は、第三者が下記の行為を行うのを防止する権利を有する（地理的標識法令第 15 条）。

- (1) 登録された製品と類似もしくは同等の製品について、登録名を直接・間接に営利目的で使用すること、または登録名の評判を不当に利用するような方法でその名称を使用すること。

(2) 語句としては実際の地理的場所を示しているが、原産地について誤った印象を与えるような方法で名称を使用すること、翻訳名を使用すること、または「～式」「～種」「～法」「～産」などの表現その他同様の記述を伴って名称を使用すること。

(3) 製品の生産地、性質または基本的な特徴に関して、包装、宣伝資料または製品に関する文書に、誤ったまたは誤解を招くような表示を使用すること。

(4) 原産地について誤った印象を与え得る容器に製品を入れ包装すること、または公衆に誤解を与えるようなその他の慣行を実践すること。

ただし、登録した地理的標識に製品の普通名称が含まれている場合に、普通名称の使用が差し止められることはない（地理的標識法令第16条）。

地理的標識は、登録された仕様を満たす商品と組み合わせる場合にのみ、使用することができる。原産地呼称を使用するためには、生産、加工その他の工程の少なくとも1つが登録された原産地域内で行われていなければならない（地理的標識法令第17条）。

9 地理的標識と商標の関係

地理的標識を商標として登録することはできない。地理的標識の使用権者は、第三者が地理的表示を商標として出願することを防止できる（地理的標識法令第18条）。

過去に登録された商標を、地理的標識として登録することもできない。

第 編 模倣行為に対する救済

第 1 章 はじめに

1 知的財産権をめぐる状況

1-1 経緯概要

トルコでは、1995 年に知的財産関連法の抜本的改正および制定を行うまで、知的財産権侵害行為が極めて高い割合で行われていた。海賊版が占める割合は、音楽、書物、映画およびソフトウェア製品では 90 パーセントを超え、模倣品の占める割合も相当高かった。また模倣品の多くが闇取引を助長していた。

国際通貨基金（IMF）や経済協力開発機構（OECD）等の国際組織およびトルコのマスコミが報じた通り、「闇経済」すなわち「隠し所得経済」が経済全体の 50 パーセント近くにも及んでいたのは周知の事実であり、現在も 40 パーセント近くを占めると考えられている。脱税目的で、実際の支払額より少額を記載した明細書による取引も行われていたため、記録上の経済規模は実態を反映したものではなかった。

当時のトルコの基本法には、ほぼ全ての知的財産権侵害行為が定められており、民事上の損害賠償だけでなく刑事制裁も想定されていたが、記録に残らない経済の規模が極めて大きかったため、実態に照らして妥当な損倍賠償を得ることは先ず不可能であった。訴訟で勝っても、知的財産権を保護するために負担した実際の費用とはあまり関係のない、関税の最少額を基準に損倍賠償額が決められたため、訴訟により回収できる訴訟費用は微々たるものであった。

しかし 1995 年に新しい知的財産法が制定されてから、知的財産権をめぐる状況は一変し、権利者を保護する環境が整えられた。逸失利益を推計する損害賠償が認められるようになった一方で、刑事制裁は侵害行為に対する抑止的効果を伴う水準にまで厳罰化されたおかげで、トルコにおける知的財産権侵害行為は急速に減少した。例えば、ソフトウェアの著作権侵害行為は、5 年間で約 95 パーセントから約 50 パーセントまで減った。同様に模倣行為についても、統計が取られたわけではないが、減少したと一般に考えられている。

1-2 侵害物品の取り締まり実績

警察の 2000 年以降の記録によれば、トルコで押収された著作権侵害物品は 9,954,000 点、逮捕・起訴された違反者は 8,943 人に上ったという。こうしたニセモノのほとんどは、CD/VCD/DVD および帯封の付いてない本であった。また税関の記録によれば、2000 年から

第1章 はじめに

2005年の間に、権利者の申し立てまたは税関職員の職権に基づく措置により輸出入時に差し押さえられた著作権侵害品は、合計633点であった。このうち2000年の差押品は5点、2001年は22点、2002年は55点、2003年は85点、2004年は189点、そして2005年は277点であったという。また366点は既に没収されたことのある模倣品または著作権侵害品で、182点は複数の訴訟の対象物であった。

統計の結果によれば、模倣行為の一番多かった分野は商標および工業意匠で、最も多かった模倣製品はタバコ、繊維製品、香水、化粧品、眼鏡、電子製品、食品である。

こうした模倣品は、トルコで生産されたものもあれば、トルコ以外の国から輸入されたものもある。税関の模倣品処分担当部署によれば、模倣品の大半の輸入元は極東、中東諸国および欧州である。

1-3 侵害物品の第三国への輸出

侵害物品の第三国への輸出も多い。欧州税関で、知的財産権の侵害のため輸入差し止めとなったケースの仕出国（製品分野別）をみると、トルコは「食品・アルコールとその他の飲料」「香水・化粧品」「衣料・装飾品」「時計・宝石」「その他」の製品分野で上位1～5位となり、全体でも中国、タイ、香港に続き4位に入っている。

表： 欧州税関における製品分野別輸入差止の上位仕出し国（2005年）

製品分野／順位	1	2	3	4	5
食料品・アルコールとその他の飲料	トルコ 16%	ロシア 12%	ウクライナ 10%	中国 8%	スイス 6%
香水・化粧品	ブルガリア 22%	中国 17%	香港 10%	マケドニア 10%	トルコ 5%
衣料・装飾品	中国 38%	タイ 11%	トルコ 9%	香港 6%	モロッコ 6%
a) スポーツウェア	中国 48%	香港 6%	タイ 6%	トルコ 6%	モロッコ 6%
b) その他の衣料	中国 28%	タイ 17%	トルコ 14%	香港 7%	モロッコ 5%
c) 装飾品（バッグ、サングラス等）	中国 42%	タイ 8%	アルジェリア 7%	モロッコ 7%	香港 5%
電化製品	中国 48%	香港 24%	UAE 6%	トルコ 4%	ブルガリア 3%
コンピュータ機器（ハードウェア）	中国 73%	香港 6%	韓国 6%	米国 6%	日本 2%
音楽CD、ゲーム、ソフトウェア、DVD等	中国 22%	タイ 20%	インドネシア 10%	香港 7%	マレーシア 6%

時計・宝石	中国 35%	香港 14%	タイ 8%	アフガニスタン 4%	トルコ 4%
玩具・ゲーム	中国 63%	香港 10%	米国 8%	タイ 4%	スイス 2%
その他	中国 56%	香港 8%	タイ 6%	トルコ 5%	米国 5%
タバコ	中国 27%	セネガル 6%	ウクライナ 5%	UAE 5%	コスタリカ 2%
医薬品	インド 75%	エジプト 7%	中国 6%	タイ 4%	アルゼンチン 1%
EU 合計	中国 38%	タイ 10%	香港 8%	トルコ 7%	米国 4%

出所：欧州委員会ウェブサイト

背景として、①アジアと欧州にまたがる地理的特性、②1996年に発効した関税同盟により、欧州向け輸出が無税であること、③税関の汚職問題、④中国製模倣品に加えてトルコ製模倣品も輸出されていること、などが考えられる。

2 法的救済の種類

トルコにおける模倣被害に対する主な救済手段は、①税関での通関手続の停止、②民事訴訟、③刑事訴訟の3種類である。産業財産権者は自らの裁量で、こうした救済措置の全部または一部を、単独または同時に利用することができる。

模倣品がトルコへ輸出入している場合には、①税関での通関手続の停止を検討し得る。トルコ国内で模倣品が製造されている場合には、民事・刑事訴訟の検討が必要になってくる。

表：民事訴訟と刑事訴訟の比較

	民事訴訟	刑事訴訟
効果	証拠の確定・保全 予防的差止 侵害の認定 侵害の禁止・防止 原状回復 損害賠償 侵害品の押収・破棄 所有権の確認 判決の公告	証拠の押収 禁固 罰金 事業施設の閉鎖・商業活動の禁止 侵害品の破棄
証拠の押収	証拠押収・仮処分とも警察の同行なし。仮処分の際は、事前に裁判所から模倣業者に通知が行くため、逃亡される恐れも。	警察が侵害品を押収。
審理期間	長	短

第1章 はじめに

費用	高	低
----	---	---

出所：トルコの特許法律事務所等へのヒアリングによりジェトロ作成

3 関連政府機関

3-1 関税局、税関当局

関税局は、トルコ全域の全ての税関事務所を統括・監督する機関として、税関で適用される実施規則を決定するため、水際におけるニセモノ対策について極めて重要な役割を担っている。また、税関手続における模倣品の処分に関する EU 指令の適用等、国内法制定に関する責任も負っている。

住所：Başbakanlık Gümrük Müsteşarlığı, Hükümet Meydanı,
06100 Ulus, Ankara, Turkey

ウェブサイト（英語）：<http://www.gumruk.gov.tr/english/>

各税関当局は、模倣品の捜索および一時的押収、権利者に対する通知、ならびに当該模倣品の処分に関する裁判所命令または権利者の許可が出るまでの間、当該模倣品を保管する義務および権限を有する。

3-2 知的財産特別裁判所

知的財産特別民事裁判所および刑事裁判所は、知的財産に関する一切の司法問題および訴訟に対する特別管轄権を付与された機関である。トルコの政府機関の決定と行為に関する訴訟は原則として特別の行政裁判所が管轄を有するが、TPI の決定と行為については、例外的に知的財産特別裁判所の管轄に服する。

知的財産特別裁判所は、イスタンブール、アンカラ、イズミルという 3 つの大都市圏に設置されている。設置のない区域では、第 1 審裁判所が知的財産権特別裁判所の役割を果たし、特別裁判所の特別規則が適用される。

知的財産特別裁判所は、「裁判官公訴官高等会議」という独立した機関によって設置される。裁判官は、裁判手続の過程で独立して職権を行い、かかる行為について裁判官公訴官高等会議に対して責任を負う。

住所：Hakimler ve Savcılar Yüksek Kurulu Başkanlığı,
Adalet Bakanlığı vasıtasıyla Konya Yolu Üzeri
06330 Etiler, Ankara, Turkey

3-3 法務省（公訴官）

各裁判所の管轄区域には公訴官がおり、知的財産権侵害も含めた犯罪および重罪の捜査および訴追を行う。公訴官は急迫した場合、知的財産権の侵害が疑われる現場の捜査押収命令を下すことができる。公訴官は、自らの出す指示を遂行する上で、警察および治安部隊と緊密な連携を図る。また権利侵害者を告訴し、刑事裁判を受けさせる権限を有する。

公訴官は、司法機関である法務省を代表する立場にあるが、独立して職権を行う。ただし法務省は、公訴官の決定を覆す権限を有する。法務省は、裁判官公訴官高等会議に2名の代表者を参加させているため、同会議の決定に影響を及ぼすことができる。事実、同会議は事務、書類整理、書類保管等の管理業務上、法務省の資源を使用している。また同会議は完全に独立した立場にはなく、政治的な影響力を受けることもあると一般に考えられている。

第2章 模倣行為に関する証拠収集

1 証拠収集の必要性

知的財産権の行使は、権利者が適切な措置を求めて、管轄の行政または司法当局へ申し立てを提起することによって行われる。

権利者は、模倣行為者を相手取って民事訴訟を提起する場合、自らの権利と主張の正当性を立証する責任を負う。刑事手続においても、刑事当局に捜査を開始してもらうには、捜査の必要性を証明する証拠を提示しなければならない。

2 証拠収集の代行依頼先

権利者は、自らが入手した情報だけでは法的措置を求めるのに不十分であったり、限界があるといった場合、特許・法律事務所や調査会社に代行を委ねることができる。

弁護士は依頼主の権利者に代わって、証拠を収集する権限を有するが、調査会社については、民間の調査会社による調査を規制する法律が定められていないため、法律的権限は明らかではない。

3 証拠収集の方法

収集する証拠は、最新かつ模倣行為を示唆するものであるに留まらず、争う余地のない確定したものであることが重要である。裁判所に提出したときに、裁判官を納得させ、被告による権利侵害行為に疑う余地がないことを明らかにしなければならないためである。そうした証拠は、下記の方法で集めることができる。

3-1 明細付き商業送り状（インボイス）による購入

模倣品と権利侵害者に関係がある事実を証明するため、権利侵害品を権利侵害者から明細書付きで購入し、裁判で証拠として用いる方法が考えられる。但し、明細書が争う余地の無い証拠品として用いられるには、製造番号と製品を特定するような情報が記載されていなければならない。

3-2 公証人による購入

購入の際に明細書を入手できない場合は、公証人に委任状を提出し、購入してもらう方法

がある。公証人は、一般の購入者のふりをして権利侵害品を購入し、この売買現場を目撃したとして、売買の一切を公式の報告書にまとめて交付する。この報告書は、民事手続においても刑事手続においても確定証拠として用いることができる。この方法には 2、3 時間かかる。

以上の方法のほか、知的財産特別民事裁判所による現場調査（※81 ページ参照）と、刑事上の申し立てに基づく捜査（※99 ページ参照）がある。

第3章 当事者間による解決

1 警告

権利者は権利侵害者に対して、登録した自らの権利に対する侵害行為の停止を求める警告書を送付することで、解決を図ることができる。

警告書の送付方法について、法律上に具体的要件の明記はないが、正式なものほど警告書の有効性が高まる。最も有効性が高いのは公証人の署名付き警告書であり、もしこれに権利侵害者が従わない場合、権利者が法的措置を開始したのと同じ効力をもつと見なされる。より迅速な通知を行う必要がある場合には、警告書を書留郵便で送る方法もある。

トルコ国外から国内の権利侵害者に送付された警告書は、トルコ国内から送付されたトルコ語の警告書よりも、有効性が低い。法律事務所と弁護士を通じて警告書を送付すれば、有効性は極めて高くなる。

権利侵害者が公証人の署名付き警告書の送達を受けても侵害行為を停止しない場合、民事上の暫定的差止命令が出されるか、刑事上の捜査押収命令の手続が開始されれば、多くの場合、権利者侵害者に権利者が提示した和解条件を受け入れさせることができる。

2 和解

紛争当事者は、裁判手続の開始前でも開始後でも、民事または刑事手続のどの段階においても、友誼的な和解ができる。

民事訴訟においては通例、原告が自らの請求の一部を放棄し、被告が原告の放棄した請求の残りの請求を受け入れて、和解が成立する。民事手続法には、民事手続における和解について特段規定を定めていない。しかし、民事手続における和解は両当事者間の合意の一種であり、かかる合意はいつでも行うことができる。

和解を利用すれば、紛争を迅速に解決でき、諸費用も抑えられるため、裁判官はしばしば民事手続中に、両当事者に対し和解を促す。

第4章 税関における水際措置

1 保護対象

知的財産権に関する各法令は、税関における権利侵害品の輸出入時の差し押さえについて定めている（特許法令第 152 条、意匠法令第 66 条、商標法令第 79 条、地理的標識法令第 35 条等）。

詳細は、関税法第 4458 号（1999 年 10 月 27 日）（以下、「関税法」という）と、トルコ関税規則第 24771 号（2002 年 5 月 31 日）（以下、「関税規則」という）の第 105 条から第 111 条に定められている。

1-1 保護対象の権利

- ①特許権
- ②実用新案権
- ③意匠権
- ④商標権
- ⑤地理的標識
- ⑥著作権

税関は、知的財産権を侵害する物品について、当該物品が模倣商標を付されたもしくは著作権を侵害するという明白な証拠が存在する場合、権利者もしくはその代表者からの要求、または職権に基づき、輸出入の通関手続を停止する（関税法第 57 条第 1 項）。

関税法第 57 条には商標権と著作権についてしか明記が無いが、実施規則第 106 条に 6 つの知的財産権の全てについて明記がある。

知的財産権者は、申請する権利の所有者であることを証明する各文書を提出しなければならない。

1-2 模倣品の定義

関税規則は、模倣品を「法律上正当な商標と根本的な部分で同一または識別不可能な商標を無許諾で付すことにより、登録済みの知的財産権を侵害している物品（包装を含む）」と定義している（関税規則第 105 条）。

以下の物品は、関税規則に基づき、通関および自由流通・輸出・再輸出が許可されない。

第4章 税関における水際措置

- ①表示が別か一緒かを問わず、無許諾で商標が付された標章
- ②表示が別の、模倣品の商標が付された包装資材

ただし、トルコへの旅行者の荷物に含まれていた販売を目的としない物品およびトルコ国内に並行輸入される物品の通関手続は、停止されない。

2 手続概要

- ①権利者が税関に対して、権利侵害疑義物品の通関手続停止を求める申請書を提出する。
- ②税関が申請書類と証拠を調べ、申請の受理または却下決定する。
- ③権利者は税関の決定に対して、異議を申立てることができる。
- ④権利者は特別裁判所に対して、訴訟を提起する、もしくは仮処分を要求する。
- ⑤特別裁判所が判決を下す。

3 権利侵害疑義物品の通関停止の申請手続

保護対象の権利の所有者は税関に対して、権利侵害疑義物品の輸出入の通関停止を求める申請書を、権利侵害疑義物品が税関に到着する前でも後でも、提出することができる。

3-1 申請書の提出

申請書の様式は1種類のみで、対象となる全ての知的財産権について使用できる。申請は、差し止めを希望する地域の税関支署ごとに個別に提出する必要がある。

申請書には、申請者が以下のいずれかに該当する証拠について記載しなければならない。

- ①知的財産権者本人
 - ②使用権者（ライセンシー等）
 - ③授權書を保有する代表者
 - ④「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」に基づき、アポスティューユ（付箋）により証明された全権委任状を保有する弁護士
- 知的財産権の登録証がある場合には、貼付する必要がある。

申請の有効期限は最長30日であり、何度でも更新できる。

3-2 権利侵害疑義物品の到着前に申請した場合

税関当局は、権利侵害疑義物品が入ってきた場合、その旨を申請者に通知する。申請者が通関差止を申請すると、税関は審査し適切な決定を行う。

税関は申請を拒絶する場合、申請者に対して拒絶決定を理由を付して通知し、申請者はこれに不服を申立てることができる。税関が申立を認めた場合、通関手続を停止する決定が（以下、「手続停止決定」という）が出される。

手続停止決定は、税関当局から申請者および物品の所有者に対して、翌営業日中に送達される。申請者は、発見された物品の検品もしくは当該物品の一部持ち帰りまたはこれらの両方を行うことができる旨を通知される。

秘密の事情情報や商業上の秘密事項を除いて、訴訟開始に役立つ模倣品の所有者およびその購入者の身元や商号および住所に関する情報が、権利者に伝えられる。

3-3 権利侵害疑義物品の到着後に申請する場合

税関当局は、知的財産権者から事前申請を受けていない状態で侵害疑義物品を発見した場合、緊急を要し、権利侵害物品が税関内に入ってきていることが分かっていることが分かれば、権利者に対して所定の様式の申請書の提出を促すことがある。

但し、権利者への通知は税関当局の義務ではなく、該当する権利者またはその代表者が判明しない場合もあるため、事前に申請しておく方が保護を受けられる可能性が高い。

税関は、権利者に申請書の提出を促した場合、提出猶予期間として 3 日間、権利侵害物品の通関手続を停止することができる。

3-4 税関から侵害疑義物品について連絡を受けるための工夫

先述のとおり、税関から侵害疑義物品について連絡を受けられる確率は、権利侵害疑義物品の到着前に将来的な通関停止を求める申請書を提出しておく方が、高いと考えられる。それでも、単に申請書を提出しただけでは効果は望みにくい。

まず申請者は、税関から連絡を受ける連絡先をトルコ国内とすると、連絡がより円滑にいく場合がある。

さらに申請者は、将来的な権利侵害疑義物品の通関差止を求めるにあたり、税関当局が模倣品を特定しやすいよう、次のようなできる限り詳細な情報を税関に提出することが望ましい。

- ①物品が入手可能な場所、または物品の送付予定地
- ②貨物の到着予定日、または発送日

第4章 税関における水際措置

③コンテナの番号

④包装の詳細

⑤権限を有する輸出入業者と無権限の業者の身元

とはいえ、そうした情報を予め入手するのも容易ではない。

そこで、調査会社を通じて、以下のような工夫を講じている企業もある。

①知的財産権侵害疑義物品の発見の契機となることが多い、トルコ規格協会（以下、「TIS」という）に対する自社製品の真贋判定ポイントの説明の実施。TIS は、輸入品の一部をサンプルとして回収し、トルコ統一規格実施規則に定める規格を満たしているかを審査しているため。

②税関職員に対する自社製品の真贋判定ポイントの説明の実施。税関職員向けに、自社製品の真贋判定ポイントを解説するセミナーを実施する、欧米企業もある。

3-5 保証

所定の様式の申請書には、保証規定が定められている。申請者は申請書に記入することにより、申請に基づき実施された措置について税関が負担する支払責任または費用を保証することに、合意したことになる。

税関当局は権利者に対し、こうした補償の担保として保証状の提出を求める権利を有するが、現在の実務では保証状の提出は求められていない。

税関当局は、申請者の主張が裁判所に認められなかった場合に貨物の所有者が被る損失を保証する目的で、必要と判断した場合、貨物の運賃保険料込み価格相当額を保証金として税関に預けるよう、申請者に要求できる（関税規則第107条）。

また税関当局は稀に、申請の審査中に発生する鑑定料や超過勤務手当等を要求することがある。

4 職権に基づく権利侵害疑義物品の通関停止

税関は、疑義物品について模倣商標を付されたもしくは著作権を侵害するという明白な証拠が存在する場合、権利者や代理人からの要求がない場合でも、職権に基づき、通関を停止する。

手続停止決定は、税関当局から申請者および物品の所有者に対して、翌営業日中に送達される。

5 訴訟提起もしくは仮処分命令の要求

知的財産権者は、権利侵害疑義物品の通関手続停止の通知を受けてから 10 日以内に、①物品の所有者を相手取って、知的財産特別裁判所に訴訟を提起するか、②裁判所から差し止めのための仮処分命令を得る必要がある。

すなわち、①権利者が期限内に提訴しなかった場合、②権利者またはその代理人が特別裁判所に提訴したの証拠を税関に提出することを怠った場合、③裁判所による仮処分命令が税関に通知されなかった場合、④裁判所が仮処分命令を講じる必要がないと判断した場合には、通関停止の決定は取消され、通常どおり通関手続が行われてしまう（税関法第 57 条第 3 項）。

権利者は、仮処分命令を要求する際、命令を要求する権利および保護について利害関係があることを証明する十分な証拠を添える必要がある。裁判所は、権利者が提出した証拠を調べて、権利者が保護について正当な利害関係を有すると判断した場合に、仮処分命令を下す。

仮処分命令は、提訴の前後のいずれの時点でも要求できるが、提訴前に要求した場合は、裁判所が差し止めを決定した日から 10 日以内に提訴しなければならない。権利者がこの期限内に提訴しないと、仮処分命令は無効になる。提訴と同時に要求した場合は、その要求を訴状に組み入れなければならない。

権利者は裁判所に対して、侵害によって権利者が被った損害を補償する合理的な額の補償金の供託を侵害者に命令するよう、仮処分として要求することができる。

6 押収された権利侵害疑義物品の取り扱い

権利者が知的財産特別裁判所に提訴し、裁判所が物品を権利侵害品であると認定した場合、押収された物品について、①破棄、②品質の変更および所有者への返却、③国家への引き渡し（品質の変更を伴う）のいずれかの措置が講じられる。

押収されてから措置が講じられるまでの間は、裁判所に代わって税関が押収品を保管することが多い。

7 税関の決定に対する異議申立

第4章 税関における水際措置

税関当局の決定および行為は、あらゆる行政機関の決定および行為と同じく、不服申立の対象となる。その根拠法は行政手続法である。

7-1 知的財産権者による異議申立

申請について、税関当局から理由を付した拒絶決定の通知を受けた申請者は、異議を申立てることができる（関税規則第109条）。

7-2 権利侵害疑義物品の所有者による異議申立

他方、権利侵害疑義物品の所有者の異議申立の権利については、関税規則に定めがない。しかし、行政手続法によれば、税関当局の手続停止決定に対していつでも不服を申し立てることができる。

通関の手続停止決定による保留は、3日間または10日間と一時的であるため、不服申立は一般に行われていない。

通常、権利者またはその代表者もしくは代理人が、手続決定後直ちに、民事もしくは刑事またはその両方の手続を開始するため、司法手続の中で不服申立を行う方が実際的である。

具体的には、権利者が開始する措置に応じて、以下の2つの方法がある。

①権利者が民事手続を開始し、暫定的差止命令の決定を得ようとしている場合

押収品の所有者は、事案の主たる裁判所に対し、暫定的差止命令の決定に対する不服申立を提起することができる。

②権利者が刑事手続を取ろうとしている場合

第1審刑事裁判所に対し、刑事治安裁判所の没収の決定に対する不服申立を提起することができる。

第5章 民事訴訟

登録済みの産業財産権の権利者は、違法な侵害行為が発生している場合、民事訴訟を提起することができる。

契約法を根拠に発生する債権は、知的財産権を対象とする民事裁判の対象にはならない。未登録の産業財産権も対象外だが、不正競争を規制する規則を根拠に保護を求めることは可能である。

1 対象となる侵害行為

1-1 特許権の侵害

以下の行為は、特許権侵害とみなされる（特許法令第136条）。

以下のいずれかの行為が行われた場合、特許権者は、当該侵害からの救済を求めて、特別裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(1) 特許権者の承諾のない、特許製品の全部または一部の製造

付与された発明の一部分のみを使用して製造する場合でも、特許権の侵害が発生する。

(2) 特許権を侵害する模倣品の販売・流通・その他営業行為、またはそのような目的での輸入、または営業目的での在庫保有（当該物品の全部または一部が模倣品であることを知っている、もしくは知り得た場合）

侵害者の悪意は、権利者が立証しなければならない。当該製品が消費目的で処分される場合には、本規定は適用されない。

(3) 特許権者の承諾のない、特許方法の実施、特許方法を通じて直接的に取得した製品の販売・流通・その他営業行為、またはそのような目的での輸出

(4) 特許権者の許可のない、特許権者から付与された使用権もしくは強制実施権の拡大、またはそうした権利の第三者への譲渡

以下の場合、使用権の拡大に該当すると考えられる。

①地理的使用権の拡大。

使用権が特定地域について付与されている場合に、当該地域外で使用する。

②商品の種類に関する使用権の拡大。

使用権が特定の種類の商品について付与されている場合に、それ以外の商品に使用する。

③使用方法に関する使用権の拡大。

第5章 民事訴訟

使用権の使用方法が制限または指定されている場合に、それを超えて使用する。

④当該特許と他の特許との併用。

特許の単独での使用を指定されている場合に、他の特許と併用する。

(5) (1)～(4)の行為への加担や支援、あるいはそのような行為の奨励や助長

(侵害者の行為によって侵害が発生することを知っている、もしくは知り得た場合)

従業員は、侵害を目的としておらず、雇用契約から発生する債務を履行するために行うため、侵害行為に加担もしくはこれを奨励したと見なされることはない。

(6) 不法に所持されたり製造または販売された製品の入手方法と出所に関する情報提供の拒否

本規定は、最終消費者以外に適用される。但し、こうした情報提供の要請を、裁判所または他の公的機関が行う旨は定められていない。実務では通常、こうした情報提供の要請は、特許権者または使用権者が公正証書によって行う。

1-2 実用新案権の侵害

特許権侵害事案が、実用新案権についても適用される。

1-3 意匠権の侵害

以下の事項は、意匠権侵害とみなされる（意匠法令第48条）。

以下のいずれかの行為が行われた場合、意匠権者は、当該侵害からの救済を求めて、特別裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(1) 意匠権者の同意なく、同一または極めて類似した意匠を製造、生産、市場化、販売の申し出、販売、実施、輸入またはこれらの目的での在庫保有

(2) ライセンス契約により取得された権利の拡大、または第三者への移転

(3) (1)～(2)の行為に対して、いかなる形であれ加担、支援、奨励または助長すること

(4) 不法に生産され販売された製品の所有が判明した場合に、入手経路および入手方法を説明しないこと

(5) 権利の不正占有

1-4 商標権の侵害

以下の事項は、商標権侵害とみなされる（商標法令第 61 条）。

以下のいずれかの行為が行われた場合、商標権者は、当該侵害からの救済を求めて、特別裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(1) 商標法令第 9 条の違反

商標法令第 9 条については先述のとおり。※49 ページ参照。

トルコでは繊維業・衣服産業が盛んだが、トルコにおいてアパレル分野で多くみられる OEM 生産（日本企業が現地工場に対して、自社ブランドの商標を付した商品の製造・納品を依頼するシステム）を発注する場合も、注意が必要である。

トルコで製造業者が OEM 製品を製造する場合、商標権の取得に対する制限や要件は定められていない。しかし、登録済み商標を商標権者に無断で OEM 製品に使用すれば、商標権侵害に該当する。OEM 生産の発注前には、製品に付す自社商標がすでに第三者に取得されていないかを確認し、現地製造業者にトルコで取得した商標権の使用許諾を行うことで、トラブルを予防できる。

(2) 同一または混同を生じる類似商標の、商標権者の承諾のない使用

(3) 商標が盗用されている事実を知りながらまたは知り得た状態における、当該商標が付された商品の販売、流通、営利目的での使用または輸入、またはかかる目的での保有
侵害者の悪意は、権利者が立証しなければならない。

(4) ライセンス契約により取得された権利の拡大、または第三者への移転

以下の場合、使用权の拡大に該当すると考えられる。

① 地理的使用権の拡大

使用权が特定地域について付与されている場合に、当該地域外で使用する。

② 商品の種類に関する使用权の拡大

使用权が特定の種類の商品について付与されている場合に、それ以外の商品に使用する。

③ 使用方法に関する使用权の拡大

使用权の使用方法が制限または指定されている場合に、それを超えて使用する。

本規定において「移転」文言は広い意味に解釈するものとされている。いかなる形態であっても、商標権者に無断で商標を第三者に使用させれば、それにより商標権の侵害が発生する。

第5章 民事訴訟

(5) (1)～(3)の行為への加担や支援、あるいはそのような行為の奨励や助長（いかなる形態であっても）

(6) 登録商標または混同を惹起する類似商標が付された製品の所有が判明した場合に、入手経路および入手方法を説明しないこと

1-5 地理的標識の権利の侵害

第三者による以下の行為は、登録済み地理的標識から生じる権利の侵害とみなされる。

以下のいずれかの行為が行われた場合、地理的標識を出願する資格所有者は、出願公開後、当該侵害からの救済を求めて、特別裁判所に民事訴訟を提起することができる（地理的標識法令第24条）。

(1) 登録名称の名声を利用するような形で当該名称を使用したり、登録製品に類似するもしくは紛らわしい製品に登録名称を直接および間接に営利目的で使用すること

(2) 語句としては実際の地理的場所を示しているが、原産地について誤った印象を与えるような方法で名称を使用すること、翻訳名を使用すること、または「～式」「～種」「～法」「～産」などの表現その他同様の記述を伴って名称を使用すること。

(3) 製品の産地、性質または基本的な特徴に関して、包装、宣伝資料または製品に関する文書に、誤ったまたは誤解を招くような表示を使用すること。

(4) 製品の産地に関して誤った印象を与えるような包装または表示を行なうこと、または公衆に誤解を与えるようなその他の慣行を行なうこと。

(5) (1)～(4)の行為に対して、いかなる形であれ加担、幫助、教唆または助長すること

(6) 不法に生産され販売された製品の所有が判明した場合に、入手経路および入手方法を説明しないこと

2 侵害に対する救済の種類と内容

2-1 暫定的措置の承認申請

産業財産権者は、権利の保護を目的として暫定的措置の承認申請を行なうことができる。

暫定的措置には、証拠保全と予防的差止命令があり、裁判所によって侵害行為が迅速かつ効果的に禁止されるため、実務上申請が行われることが多い。

(1) 証拠の確定・保全の申請

証拠紛失や証拠収集が難しくなる恐れがあると立証できる場合、権利者は知的財産特別民事裁判所に対して、権利侵害の有無を確認し、権利侵害行為の証明に関する証拠の保全を申請することができる（特許法令第 150 条、意匠法令第 62 条、商標法令第 75 条、地理的標識法令第 33 条）。

申請は、法律の解釈が誤っているとして拒絶されることもある。しかし、権利侵害の事実が確認された場合に備えて、民事上の予防差止命令と併せて申請すると、多くの場合承認されて迅速に処理される。

かかる申請を裁判所が認めた場合、管轄民事裁判所が現場調査を行い、証拠品を押収する。証拠品が高額な場合は、裁判所がこれを押収できるよう、申立人が証拠品を購入しなければならないこともある。そして、裁判所から指名を受けて調査にあたった専門家が、調査結果を報告する。

民事裁判所に現場調査を申請するだけで、模倣行為者に対する早期警告のような効力が生じる。しかし、申立を受けた民事裁判所が、実際に現場調査を行うか否かは定かではないため、さほど利用されていない。

かかる証拠の確定および保全のための申請は、裁判所の業務量に応じて実行に移される。人口の少ない地域では、請求を行った当日または請求後数日以内に行われるが、イスタンブール等の大都市では数週間を要することもある。

かかる申請に要する弁護士報酬の目安は、約 1,000～3,000 米ドルで、裁判所の手数料は約 100 米ドルである。専門家が指名されている場合の専門家への報酬の目安は、専門家の能力に応じて約 200～400 米ドルである。

この請求手続によって確定した証拠について、他の裁判所が審査または審議することはできない。しかし、当該裁判所の決定に不服を申立てることはできる。

(3) 予防的差止命令の請求

産業財産権者は裁判所に対して、侵害者に対して予防的差止を命令するよう請求できる（特許法令第 151 条、意匠法令第 63 条、商標法令第 76 条、地理的表示法令第 32 条）。

この請求は、証拠保全の申請と併せてもしくは単独で、訴訟の提起前又は提起時に提出することができる。

第5章 民事訴訟

差止命令発令の要件は、明らかな侵害の存在、および回復不能な損害の恐れである。権利者は請求の条件として、権利侵害の事実もしくは可能性を証明する必要がある。必ずしも、侵害行為が開始されている必要はなく、侵害につながり得る行為が開始された程度であっても侵害が発生する恐れがあれば、発令される可能性はある。申請にあたっては、争う余地の無い証拠の提出が求められるが、模倣品の提出で足りるとされることもある。

予防的差止命令の範囲は、以下のとおりである。

- ①権利侵害行為の停止
- ②税関・自由港・自由貿易地域を含むトルコ国内での、侵害製品の差し押さえ
- ③補償されるべき損害賠償の保証の提供

但し、最終消費者が私的利用目的で所有する製品は、押収できない。

裁判所は通常、専門家を指名して侵害の可能性について意見を求めた上で、勧告意見に従って予防的差止命令を発する。

予防的差止命令の申請は、優先的に迅速に処理されることもあるが、通常およそ3週間から2カ月間を要する。

申請に要する弁護士報酬の目安は、関与する問題および弁護士の能力に応じて、約3,000～10,000米ドルである。裁判所の手数料の約50米ドル、専門家報酬は約1,000米ドルである。

申請者は通常、不当な予防的差止命令が出された場合に被告および第三者に対して発生する賠償責任を担保する目的で、相当額の保証金を預託しなければならない。また、被告は理論上、予防的差止命令を取り消してもらうため保証を提供することができるが、これが実際に裁判所に容認されるのは極めて稀である。

2-2 侵害認定訴訟の提起

意匠・地理的標識について権利者は、侵害認定訴訟を提起できる（意匠法令第49条、地理的標識法令第25条）。特許・実用新案・商標については、法令上に侵害の有無を判断する訴訟について規定がなく提訴できない（商取引法第58条第1項に基づき不正競争に関する訴訟を提起することは可能）。

侵害認定訴訟は、侵害行為そのものは中止されたが、その影響が引き続き生じている場合に、影響を発生させた行為が侵害にあたるか否かの判断を、裁判所に求めるものである。通常、侵害の禁止・防止を求める訴訟と併せて提起され、侵害認定訴訟単独で提起される

ことは稀である。

提訴を受けて裁判所は、現場調査および証拠品の押収を行い、裁判所から指名された専門家が現場調査で発見した事項について報告する。人口の少ない地域では申請日当日またはその数日後に実施されるが、イスタンブール等の大都市では数週間を要することもある。

弁護士報酬の目安は、約 1,000～5,000 米ドルで、裁判所の手数料は約 100 米ドルである。専門家が指名されている場合、その報酬の目安は、約 200～400 米ドルである。

2-3 侵害の禁止・防止を求める訴訟の提起

意匠・地理的標識について、権利者は侵害行為の禁止・防止を求めて提訴できる旨、法令に明記されている（意匠法令第 49 条、地理的標識法令第 25 条）。特許・実用新案・商標について、法令には「禁止」についてしか明記がないが、「防止」を求める訴訟についても提訴できると推測される（特許法令第 137 条、商標法令第 62 条）。

侵害の「禁止」を求める訴訟は、知的財産権の継続的な侵害を防止する目的で、侵害行為が継続中に起こすことができる。原則として、侵害行為の停止後は提起できないが、停止後も侵害による悪影響が引き続き生じており、かつ侵害者が侵害行為を解消できる場合には、提起できる。

侵害の「防止」を求める訴訟は、将来的に予想される権利の侵害を、予め排除しておくため、侵害のおそれが存在する場合に起こすことができる。

侵害の禁止・防止を求める訴訟は、侵害認定訴訟、現状回復訴訟と併せて提起されることが多い。

訴訟手続にかかる期間は、裁判所の業務量に応じて約 8～18 ヶ月である。人口の少ない地域では迅速に行われるが、大都市では日数がかかる。第 1 審判決に対する上訴には、約 10～16 カ月要する。控訴裁判所はこの上訴期間の短縮に努めている。

弁護士報酬の目安は、地方の弁護士で約 5,000 米ドル、標準的な国際弁護士で 20,000 米ドル前後である。

2 4 原状回復請求訴訟の提起

権利者は、既に行われた侵害行為によって発生した違法な事態を解消する目的で、事態が継続している限り、現状回復請求訴訟を提起することができる。

第5章 民事訴訟

単独で提起することもできるが、通常、侵害の禁止・防止を求める訴訟と併せて提起し、費用を抑える。

原状回復請求訴訟を提起した場合、訴訟手続に要する期間および弁護士報酬および裁判所手数料は、侵害の停止・防止訴訟に要する期間および費用とほぼ同じである。

2-5 損害賠償請求訴訟の提起

権利侵害によって損害・損失を被った権利者は裁判所に対して、損害や損失の保証を求めて損害賠償請求訴訟を提訴できる。

特許・実用新案・意匠・商標については、各々の法令が①金銭的損害、②精神的苦痛、③信用の喪失という3種類の損害に対する行為を定めている。他方、地理的標識法令は、道義的な損害賠償について定めていない点が異なる（地理的標識法令第25条、第26条）。

(1) 金銭的損害に対する損害賠償の算定

損害賠償額は、実際の損失額（積極的損害）と逸失利益の額（消極的損害）から算定する（特許法令第140条、意匠法令第52条、商標法令第66条）。

実際の損失額

実際の損失額とは、権利者の保有する財産の減少分を意味する。財産の減少は、負債の増加や収入の減少によっても発生する。

特許法令および商標法令は、消費者の混同に起因して発生した損害の賠償についても定めており、それらは実際の損失について算定する。消費者の混乱による損害には、こうした混乱の解消・包装の変更・イメージの刷新・広告等のため、権利者が要した諸費用等が含まれる。但し、この種の損失は、信用の喪失とは全く異なるものである。

逸失利益の額

権利者は逸失利益の額について、以下の3つの法定の算定方法の中から、1つを選ばなくてはならない（特許法令第140条、意匠法令第52条、商標法令第66条）。

・侵害者による不正な競合がなければ、権利者が実現し得た可能性がある利益を基準とする方法。ただし、製品から利益が発生するには、特許や商標の他にも多くの要素が関係するため、立証は困難である。

・侵害者が侵害行為によって実際に実現した利益を基準とする方法。ただしこの方法では、

侵害者が特許または商標を使用して生産した商品の売上高を基準とし、侵害者の収入を計算しない。侵害者の収入は、特許の使用によって得られた利益を基準にして計算する。

・侵害者が、合法的なライセンス契約によって当該権利を使用していれば、支払われていたはずのライセンス料を基準とする方法。この方法を採用する場合は、調査を行い先例のライセンス料を把握する必要がある。

(2) 精神的苦痛に対する道義的な損害賠償の算定

権利者は、侵害者が侵害行為について瑕疵がある場合にのみ、精神的苦痛に対する損害賠償を求めることができる。精神的苦痛に対する損害賠償の目的は、権利者が営業上および個人的に被った損失を取り戻すことにある。

(3) 信用の喪失に関する損害賠償

権利者は、侵害者が劣悪な製造や不適切な販売を行う等して、当該権利の評判が損われた場合には、金銭的損害および精神的苦痛に対する損害賠償とは別途、追加補償を請求することができる（特許法令第 142 条、意匠法令第 54 条、商標法令第 68 条）。

権利者は追加補償を請求する場合、自らの製品の信用が損なわれた事実を立証しなければならない。

こうした損害賠償の算定にあたっては、侵害者の帳簿や記録を専門家に検査してもらい、会計の専門家を指名し損害賠償額を算定してもらう必要がある。複雑な手続を踏むことから、侵害行為の禁止を命ずる判決の申し渡しが遅くなることがある。当該訴訟を提起した場合、訴訟手続に要する期間は、裁判所の所在地や業務量により異なるが、約 8～18 ヶ月である。上訴には約 10～16 ヶ月を要する。

よって、信用の喪失に関する損害賠償の手続は、侵害の防止・禁止を求める訴訟とは別途、開始するとよい。

弁護士報酬の目安は、地方の弁護士で約 5,000 米ドル以上、標準的な国際弁護士であれば約 20,000 米ドルである。事案が複雑になるほど、弁護士報酬も高額になる。裁判所手数料は、請求合計額の 5.6 %である。専門家およびその他に要する諸費用は、約 1,000～3,000 米ドルである。

2-6 押収の請求

産業財産権の所有者は裁判所に対して、当該権利を侵害する製品または輸入品、および保

第5章 民事訴訟

護対象の権利を伴う製品を製造するため、侵害者が使った器具、機械等の手段の押収を求めることができる（特許法令第137条、意匠法令第49条、商標法令第、地理的標識法令第25条）。

但し、商標権者が商標権侵害の場合に押収を請求するには、法令に定める下記の刑罰行為が発生している必要がある（商標法令第61A条）

商標権者の正確な身元について虚偽の陳述をすること、または製品もしくはその包装に適正になされている商標権の表示を無権限で削除すること、または商標出願権または商標権を保有する者であると自己を偽って名乗ること。

②無権限で商標を移転し、商標に担保を設定し、または何らかの移転の権利を行使する目的でかかる行為を行い、差押え、もしくは関連規定もしくは使用権で定められた権利の執行を目的としたその他の措置を実施すること。

法律に基づき正当に保護される商標権との間に関連性が存在するような印象を与える目的で、自他を問わず生産され販売に供される製品、その包装、もしくはその営業上の書類、宣伝資料に使用すること。

正当な権利者ではないにも関わらず、刊行映像物媒体上に、正当な商標権との間に関連性が存在するような印象を与える記載、表示または表現を使用すること。

権利の保護期間が切れた後もしくは商標権が無効になった後もしくは商標権が終結した後も、当該事項をなすこと。

2-7 所有権の確認の請求

産業財産権の所有者は裁判所に対して、押収された製品の所有権を有する旨の確認を、請求することができる。

裁判所が当該請求を認め、権利者に対して製品と手段の所有権の引渡しを命じた場合であって、権利者が金銭的損害に対する損害賠償の支払いも併せて請求している場合は、当該損害賠償の支払額から押収製品の価額が応じて減額される。ただし、精神的苦痛や信用の喪失に関する損害賠償を請求している場合は、減額されることはない。

2-8 破棄の請求

刑事手続の場合と異なり民事手続においては、裁判所が職権で押収品の破棄命令を出すこ

とは無いため、押収品の破棄を希望する権利者は、裁判所に対して明確に、破棄を請求する必要がある。

特許・実用新案・意匠・地理的標識の権利所有者は、以下を請求することができる（特許法令第 137 条、意匠法令第 49 条、地理的標識法令第 25 条）。

- ①押収された製品および手段の変形（可能な場合、製品を他の製品や手段に転換する）。
- ②更なる侵害行為の防止に必要な場合は、押収された製品および手段の廃棄（特許法令第 137 条、意匠法令第 49 条、地理的標識法令第 25 条）。

商標権者は、以下を請求することができる（商標法令第 62 条）。

- ①押収された製品または手段からの商標の排除
- ②侵害行為の防止に必要な場合は、押収された製品と手段の廃棄

裁判所が出した権利侵害品の破棄命令の執行は、執行官補佐人の立ち会いの下行わなければならない。これには刑事裁判所から破棄命令が出されている場合の公訴官だけでなく、当事者の代理人も立ち会うことができる。

2-9 裁判所決定の公告の請求

裁判所の判決が最終となった場合、勝訴した産業財産権者は、裁判所が侵害者に対して下した決定を、日刊紙・ラジオ・テレビその他の媒体を通じて、公衆および関係者に公告するよう請求することができる。公告にかかる費用は、侵害者側が負担する（特許法令第 147 条、意匠法令第 59 条、商標法令第 72 条、地理的標識法令第 25 条）。

公告の性質と範囲は、裁判所が判決において特定する。公告の請求権は、判決が最終となった後 3 カ月以内に行使しない場合は無効となる（特許法令第 147 条、意匠法令第 59 条、商標法令第 72 条）。

3 当事者適格

3-1 産業財産権者

産業財産権の登録簿に登録されている者である。

3-2 使用権者

使用権者は、産業財産権が侵害されている場合、裁判所に訴訟を提起することができる。ただし、使用権が排他的であるか否かによって、訴訟を提起する権利の内容が異なる（特許法令第 148 条、商標法令第 73 条、意匠法令第 60 条等）。

第5章 民事訴訟

(1) 排他的使用権者

当該権利の所有者が利用可能な全ての法的手続を、当該使用権者本人の名で開始することができる。

(2) 非排他的使用権者

法的手続を開始する権利を有さない。ただし、侵害が発生した場合、非排他的使用権者は使用許諾者に対し、公証人を通じてその旨を通知し、必要な手続の開始を要求できる。使用許諾者が当該通知の受領後 3 カ月以内に手続の開始を拒否または開始しない場合、非排他的使用権者は手続を開始する権利を得る。その場合、使用権者は、手続を開始したことを使用許諾者に知らせる。もし知らせなかったために損害が発生した場合は、使用権者が損害に対する責任を負うことになる。

使用権者が複数いる場合は、当該複数の使用権者全てが、それぞれ単独で以下に説明する権利を有する。

3-3 留置権および用益権の所有者

留置権および用益権の所有者は、保有する対物的権利を保護するため、裁判を提起することができる。

4 訴訟手続

4-1 手続概要

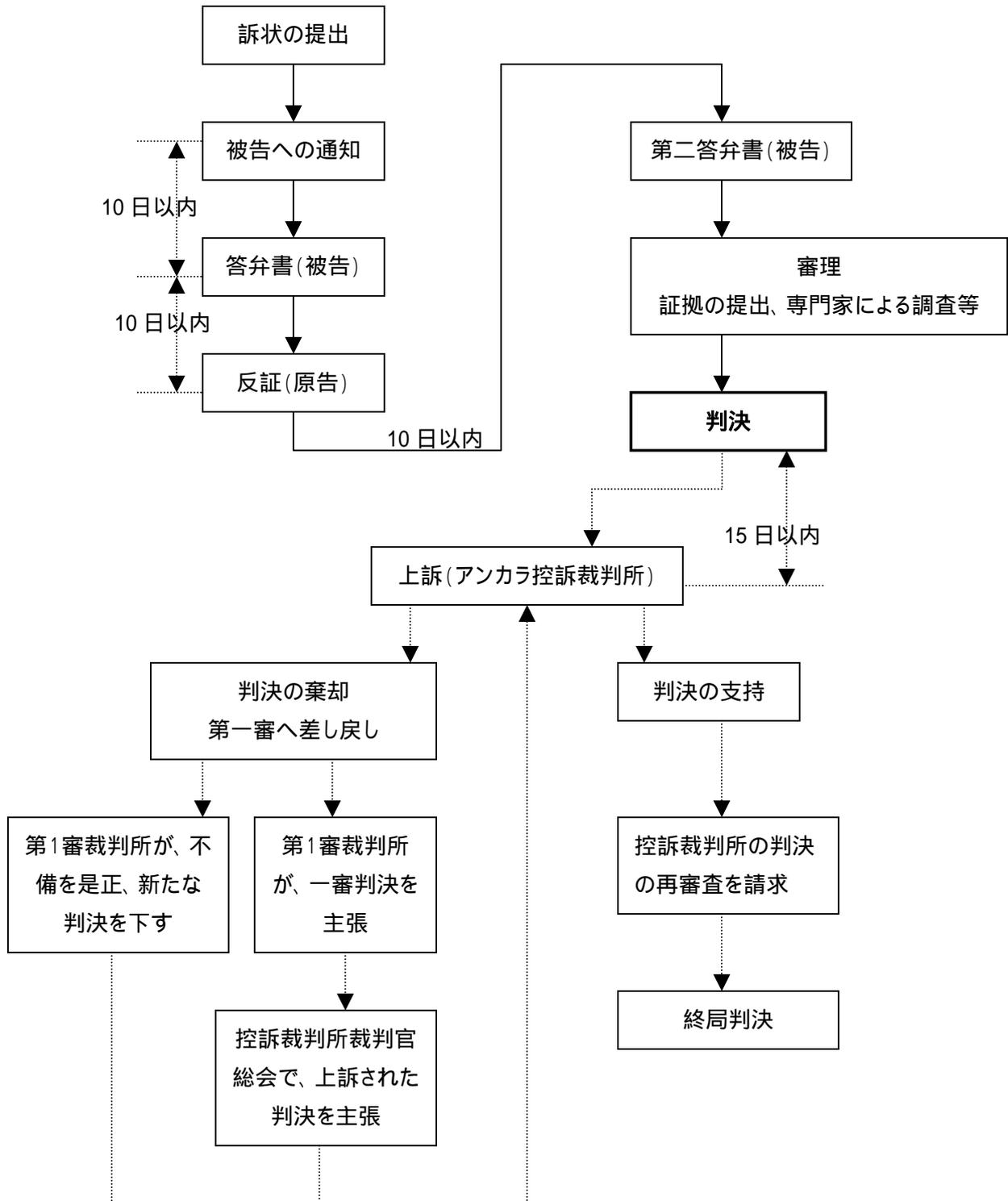
- ①原告が管轄裁判所に訴状を提出する。
- ②被告が原告の主張に対する答弁書を提出する。
- ③原告が被告の抗弁書に対する反証を提出する。
- ④被告が原告の反証に対する第二訴答を提出する。
- ⑤両当事者が、証拠リストおよび証拠を提出する。
- ⑥裁判所が証拠を吟味し、必要があれば専門家が調査を行ない、判決を下す。

4-2 訴状

原告は、訴状に以下を事項を記載して、管轄裁判所へ提出する。

- ①原告およびその代理人の氏名および住所
- ②被告の氏名および住所
- ③係争事項
- ④係争の発生原因となった出来事の説明
- ⑤証拠

図： 民事訴訟手続



第5章 民事訴訟

⑥法的根拠

⑦請求趣旨申立または裁判所に求める救済

⑧原告の署名、を記載する。

4-3 被告による答弁書

被告は訴状の通告から 10 日以内に、答弁書を提出して、原告の主張を容認または否認、新たなもしくは反対の事実を主張することができる。この 10 日間の期限は、被告が期限内に申請すれば、延長することができる。

4-4 原告による反証

原告は答弁書の通告後 10 日以内に、被告の答弁に対して、反対訴答を提出することができる。

4-5 被告による第二答弁書

被告は反証の通告後 10 日以内に、原告の答弁に対して、第二訴答を提出することができる。

4-6 審理（調査）

訴状提出後、審理が始まる。両当事者は出廷し、原告は主張事項を、被告は防御事項を証明する。この際に両当事者の主張が審査され、真実か否かが確認される。

4-7 裁定

審理後、裁定が行われる。裁判官は、原告の主張および被告の防御ならびに両当事者から提出されたもしくは集めた証拠を審査し、両当事者の相違点を明確にする。

両当事者の訴状が互いに提出された後、裁判官は両当事者に対し、各々の証拠を漏れなく全て提出するよう命ずる。両当事者はこのときに証拠を提出しなければ、後で裁判官が証拠を追加する必要があると考えない限り、証拠を追加して提出することができない。

4-8 判決

裁判所は、証拠・両当事者の合意・法に照らして、請求の許容性について公正かつ適切な決定を下し、請求を認めるかまたは否認する。裁判官が判決できるのは、請求の範囲内に限られる。

5 非侵害の宣言的判決訴訟

第三者は裁判所に対して、意図する行為が登録済みの産業財産権を侵害しない旨の確認を

求めて、宣言的判決を請求することができる。

請求者は、意図する行為を裁判所およびその他の当事者に明らかにする必要がある、その情報を基に裁判所が判断を下す。

請求者は、特許・実用新案・意匠・商標の権利者に対して、提訴する旨の送達を事前に行う必要がある。但し、地理的標識について提訴する場合は、送達は不要である。

訴訟手続にかかる期間は、裁判所の業務量に応じて、約 8～18 カ月である。人口の少ない地域では業務量が少ないため迅速に行われるが、大都市では日数がかかる。第 1 審判決に対する上訴には、約 10～16 カ月間を要する。控訴裁判所はこの上訴期間の短縮に努めている。

弁護士報酬は、地方の弁護士で約 5,000 米ドル以上、標準的な国際弁護士で約 20,000 米ドルを要する。

6 提訴管轄

各法令は、提訴管轄について以下のように定めている（特許法令第 137 条、意匠法令第 49 条、商標法令第 63 条）。

6-1 権利者による第三者に対する手続の提訴管轄

管轄裁判所は、以下の 3 つである。救済申立者は自らの意志に応じて、いずれか選択して、訴訟を提起することができる。

- ①原告の居住地にある裁判所
- ②侵害行為が行われた場所にある裁判所
- ③侵害行為の影響が見られる地にある裁判所

原告がトルコの非居住者である場合は、原告の登録簿に登録された授權代理人の所在地にある裁判所が管轄裁判所になる。かかる代理人の登録が取り消されている場合は、トルコ特許庁の所在地にある裁判所が管轄裁判所になる。

6-2 第三者による権利者に対する手続の提訴管轄

管轄裁判所は、被告の居住地にある裁判所である。原告または権利者がトルコの非居住者である場合は優先的に、原告の登録簿に登録された授權代理人の所在地にある裁判所が管轄裁判所になる。

第5章 民事訴訟

複数の裁判所に管轄権の可能性がある場合は、当該手続が最初にとられた裁判所を管轄裁判所とする。

7 上訴

知的財産権特別裁判所の決定は、第1審裁判の決定の通知から15日以内に上訴することができる。

7-1 上訴状の提出

上訴するには、第1審裁判所に対して、上訴状を提出しなければならない。

提出を受けた第1審裁判所は、上訴状が期日までに提出されているか、上訴された決定内容が上訴の対象となるかを審査する。上訴状が期日までに提出されていない、もしくは第1審裁判所の決定が上訴の対象とはならない場合、第1審裁判所は上訴を却下する。上訴状が期日までに提出されており、第1審裁判所の決定が上訴の対象となる場合、第1審裁判所は上訴状を控訴裁判所に送る。

7-2 控訴裁判所による審理・判決

控訴裁判所は、第1審裁判所の判決を審理し、当該判決を支持または棄却することができる。

控訴裁判所は、上訴人の主張する上訴理由に拘束されないため、上訴人が主張する根拠以外を理由として、第1審裁判所の決定を覆すことができる。ただし、当事者の一方のみが上訴を提起する場合は、上訴人の利益に反するような形で、第一審裁判所の決定を棄却することはできない。

棄却の場合、第1審裁判所に差し戻される。第1審裁判所で差し戻し審が開始される前に、控訴裁判所にその判決の再審理を行うよう求めることもある。

7-3 第一審裁判所における再審理・判決

控訴裁判所が第1審裁判所の決定を覆した場合、第1審裁判所は、控訴裁判所の決定に従い、指摘された箇所を修正して新たな判決を下すことも、上訴された自らの決定を主張することもできる。

後者の場合、当該決定が終局判決とみなされ、もう一度上訴することができる。ただしこの場合の上訴は、控訴裁判所の総合法律委員会が審理を行う。

7-4 控訴裁判所における再審理

控訴裁判所が第 1 審裁判所の決定を支持する判断を下した場合、上訴人は 15 日以内に控訴裁判所の決定の再審査を請求することができる。控訴裁判所の決定に対する再審査が要求されなければ、第 1 審裁判所の決定が確定する。

控訴裁判所が、第 1 審裁判所の決定に対する再審理の請求を拒否した場合、当該第 1 審裁判所の決定が確定する。

第6章 刑事訴訟

登録済みの産業財産権の権利者は、違法な侵害行為が発生している場合、刑事訴訟の開始を検察官に訴え出ることができる。

契約法を根拠に発生する債権は、知的財産権を対象とする刑事裁判の対象にはならない。未登録の産業財産権も対象外だが、不正競争を規制する規則を根拠に保護を求めることは可能である。

1 対象となる侵害行為、刑事罰の内容

以下に列挙する重罪のいずれかを犯した者は、刑事処罰の対象となる（特許法令第 136 条、意匠法令第 48A 条、商標法令第 61A 条、地理的標識法令第 24A 条）。

- ①禁固
- ②罰金
- ③1年以上の期間の事業施設の閉鎖、商業活動の禁止
- ④侵害製品およびその生産に使用された機械の押収および破棄

なお、罰金については法令上、旧トルコリラの金額が記載されているが、2005年1月から100万旧トルコリラを1新トルコリラとする新通貨が発行されたため、本書では新トルコリラ（以下、「YTL」という）の金額で示すこととする。

刑罰の対象者は自然人であることを要するが、関連法には法人の責任も定められている。法人は、関与する業務の実施において以下の重罪が犯された場合、諸費用および金銭的損害に対する連帯責任を負う。

1-1 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の侵害

(1) 権利者の身元または出願者の保護出願資格について、虚偽の申告をする行為

1年以上2年以下の禁固および300YTL以上600YTL以下の罰金に処せられる。

(2) 法律に基づき正当に製品またはその包装に付された権利を示す符号や標識を、無権限で除去する行為

1年以上2年以下の禁固および300YTL以上600YTL以下の罰金に処せられる。

(3) 出願する資格または権利の所有者であると、自己を偽って名乗る行為。

1年以上2年以下の禁固および300YTL以上600YTL以下の罰金に処せられる。

(4) 無権限で、移転する行為、担保を設定する行為、または移転の権利のいずれかを利用したり、担保を設定したり、差押えその他関連規定および使用権により定められた権利の執行を目的としたその他の措置を実施する行為。

1年以上2年以下の禁固および300YTL以上600YTL以下の罰金に処せられる。

(5) 自他を問わず生産または販売する製品・包装・営業上の書類・宣伝資料に、保護を受ける特許との間に関連性が存在するような印象を与えたり、権利者ではないのに新聞および宣伝広告に保護を受ける特許との間に関連性が存在するような趣旨の記載・表示・表現を使用するような印象を与えたり、保護期間満了・無効・終結後も新聞および宣伝広告に保護を受ける特許との間に関連性が存在するような趣旨を記載・表示・表現を使用している印象を与えるような標識を付する行為。

2年以上3年以下の禁固および600YTL以上1,000YTL以下の罰金に処せられる。

1-2 地理的標識の権利の侵害

(1) 権利者の身元または出願者の保護出願資格について、虚偽の申告をする行為

1年以上2年以下の禁固および300YTL以上600YTL以下の罰金に処せられる。

(2) 法律に基づき正当に製品またはその包装に付された権利を示す符号や標識を、無権限で除去する行為

1年以上2年以下の禁固および300YTL以上600YTL以下の罰金に処せられる。

(3) 出願する資格または権利の所有者であると、自己を偽って名乗る行為。

2年以上4年以下の禁固および600YTL以上1,000YTL以下の罰金に処せられる。

(4) 自他を問わず生産または販売する製品・包装・営業上の書類・宣伝資料に、保護を受ける特許との間に関連性が存在するような印象を与えたり、権利者ではないのに新聞および宣伝広告に保護を受ける特許との間に関連性が存在するような趣旨の記載・表示・表現を使用するような印象を与えたり、保護期間満了・無効・終結後も新聞および宣伝広告に保護を受ける特許との間に関連性が存在するような趣旨を記載・表示・表現を使用している印象を与えるような標識を付する行為。

2年以上4年以下の禁固および600YTL以上1,000YTL以下の罰金に処せられる

2 刑事罰を科すための要件

2-1 罪刑法定主義

犯罪行為を処罰するには、対象行為および当該行為に課せられる刑罰が、法律で定められ

第6章 刑事訴訟

ていなければならない。

2-2 犯罪構成事実

犯罪行為、作為不作為の動機、および当該動機に基づく事態の発生を表す。

2-3 違法性

法準拠の原則と表裏一体のもので、違法性が阻却されるような要素が一切存在しない状況が必要である。

(1) 特許権の範囲の限界

以下の行為は特許権の範囲外にあるため、違法行為に該当しない（特許法令第75条）。

- ①産業的または商業的目的に欠け、私的目的に限られる行為
- ②特許発明を実験目的で使用する行為
- ③大量生産ではなく、薬局で処方箋により個人向けに薬品を調合する行為およびこれに関連する行為
- ④パリ条約加盟国の船舶、宇宙船、航空機または陸上輸送車両の製造または運行における、またはかかる必要性を満たすための特許発明の使用。ただし、かかる運行手段が一時的または偶然にトルコ共和国内にあることを条件とする。
- ⑤国際民間航空条約第27条に定められた行為で、国営航空機に関する場合。

特許権は、特許権者または特許権者の承諾によって、保護対象の製品がトルコで販売された後は消尽し、以降に当該製品について行なわれた行為にまでは及ばない（特許法令第76条）。

特許権者は、他者がトルコにおいて特許出願日から優先日の間に、善意で当該特許にかかる発明を実施したか、もしくは実施するために重大かつ有効な準備に取りかかった場合は、当該他者がそれまでと同じ方法で当該特許の対象である発明を引き続き実施すること、またはかかる発明を実施するために準備に取りかかることを妨げる権利は有さない（特許法令第77条）。

(2) 商標権の範囲の限界

商標権者は、第三者が事業を行う中で、商標権者の氏名もしくは住所、商品の種類、品質、数量、意図された目的、価額、製造地、製造時期もしくはその他の特徴、またはサービスの種類、質、数量、意図された目的、価額、提供地、提供時期もしくはその他の特徴を使用する場合、かかる使用が産業界または商業界における適正慣行に則って行われていれば、

禁止することができない（商標法令第12条）。

商標権は、商標権者または商標権者の承諾によって、保護対象の製品がトルコで販売された後は消尽し、以降に当該製品について行なわれた行為にまでは及ばない（商標法令第13条）。

2-4 有責性

(1) 特許権の侵害

特許権に関する違法行為が刑罰の対象とされるのは、原則として故意に行われた場合である。しかし、合法的な取引の結果特許に基づき得られた権利に関する違法な取引、および模倣品の販売は、過失による場合も刑罰の対象となる。

故意と過失には同じ刑罰が科せられるが、裁判官は過失の侵害者に対して、故意の場合よりも軽い刑罰の適用を指示することもある。

(2) 商標権の侵害

商標に関する違法行為が刑罰の対象とされるのは、原則として故意に行われた場合である。故意とみなすには、違反者による間接的な意図でも足りる。たとえば、業者が周知商標が付されたハンドバッグを明細書なしで購入した場合、当該業者には間接的な意図があったとみなされる。

刑法によれば、周知商標の侵害の場合は、違反行為の責任を問うには、違反者に当該商標を利用する意図または当該商標の識別性を損なう意図があったことを要する。

一方、合法的な取引の結果商標に基づき得られた権利に関する違法な取引、および模倣品の販売は、過失による場合も刑罰の対象となる。

故意と過失には同じ刑罰が科せられるが、裁判官は過失の侵害者に対して、故意の場合よりも軽い刑罰の適用を指示することもある。

3 訴追請求者

3-1 産業財産権者

登録済み産業財産権の所有者であって、当該権利の侵害を受けた者は、刑事処罰の対象となる侵害行為に列挙された全ての重罪について、訴追請求権を有する。ただし、特別な場合には、他の一部の行政当局も訴追請求権を有する。

第6章 刑事訴訟

3-2 トルコ特許庁(TPI)

以下の侵害行為が行われた場合、TPI も訴追請求権を有する。

- ①商標権者の正確な身元について虚偽の情報を提供する。
- ②法律に基づき正当に製品またはその包装に付された商標権を示す標識を、権限を有さないのに削除する。
- ③商標出願権または商標権の所有者であると自己を偽って名乗る。

3-3 その他

以下の侵害行為が行われた場合、商工会議所、海商会議所、株式市場、商工会議所連合、商取引法人および消費者協会も、刑事訴追を請求することができる。

- ①商標権者の身元について虚偽の情報を提供する。
- ②保護を受ける産業財産権の法律上正当な所有者ではないのに、または権利の保護期間満了後、無効後または終結後も、保護を受ける産業財産権との間に関連性が存在するような印象を与える標識を付する行為が行われた場合

4 手続

4-1 手続概要

- ①訴追請求権を有する者が検察庁に対して、訴追請求状を提出する。
- ②産業財産権者が公訴官に対して、捜査押収命令を請求する。
- ③公訴官から授権された警察が、被疑者の事業所の捜査および証拠品の押収を実施する。
- ④公訴官が知的財産特別刑事裁判所に対して、刑事訴訟を提起する。
- ⑤裁判所が審理し、判決を下す。

4-2 訴追請求状の提出

訴追請求権を有する者は中央検察庁に対して、侵害者に対する刑事訴訟の開始を求めて、訴追請求状を提出することができる。

訴追請求状の提出可能期限については、以下のとおり定められている。

①特許権・実用新案権・意匠権侵害の場合

侵害行為「および」侵害者が判明した日から2年以内（特許法令第73条、意匠法令第48条、地理的標識法令第24A条）。しかし、侵害行為「または」侵害者が判明した日と解すべきである。

②商標権侵害の場合

侵害行為「または」侵害者が判明した日から2年以内（商標法令第62A条）。

訴追請求状が取り下げられた場合は、刑事手続も中止される。訴追の継続、撤回または取り下げは、訴追請求者の裁量で行われる。

4-3 捜査押収命令の請求

権利侵害者が模倣品を扱っていた事実が確認されると、権利者は公訴官に申立書を提出することができる。通常、公訴官は権利者に対して、証拠として模倣品の提出を求めるが、場合によっては商標登録証の謄本が添えられた単なる申立書の提出だけでも、捜査命令を出すことがある。申請が拒否された場合は、不服申立を行なうことができる。

4-4 警察による捜査・押収

公訴官は申し立てを受けて、①刑事裁判所から捜査命令の発給を受けるか、②職権に基づき警察に捜査押収命令を下すか、いずれかを選択する。

後者の場合公訴官は、当該捜査から 24 時間以内に、管轄の刑事裁判所に捜査押収命令を送付して、その承認を得なければならない。刑事裁判所による決定は極めて迅速である。

警察に出された当該命令は、捜査を請求した者の弁護士に直接手渡され、必要であればその後直ちに警察によって被疑者の事業所の捜査が行われる。警察は、公訴官から付与された権限を行使し、現場を探索し、模倣品を発見した場合には押収する。押収品は、刑事手続が開始するまで裁判所の管理下に置かれ、裁判所から命令が出されるまで保管される。

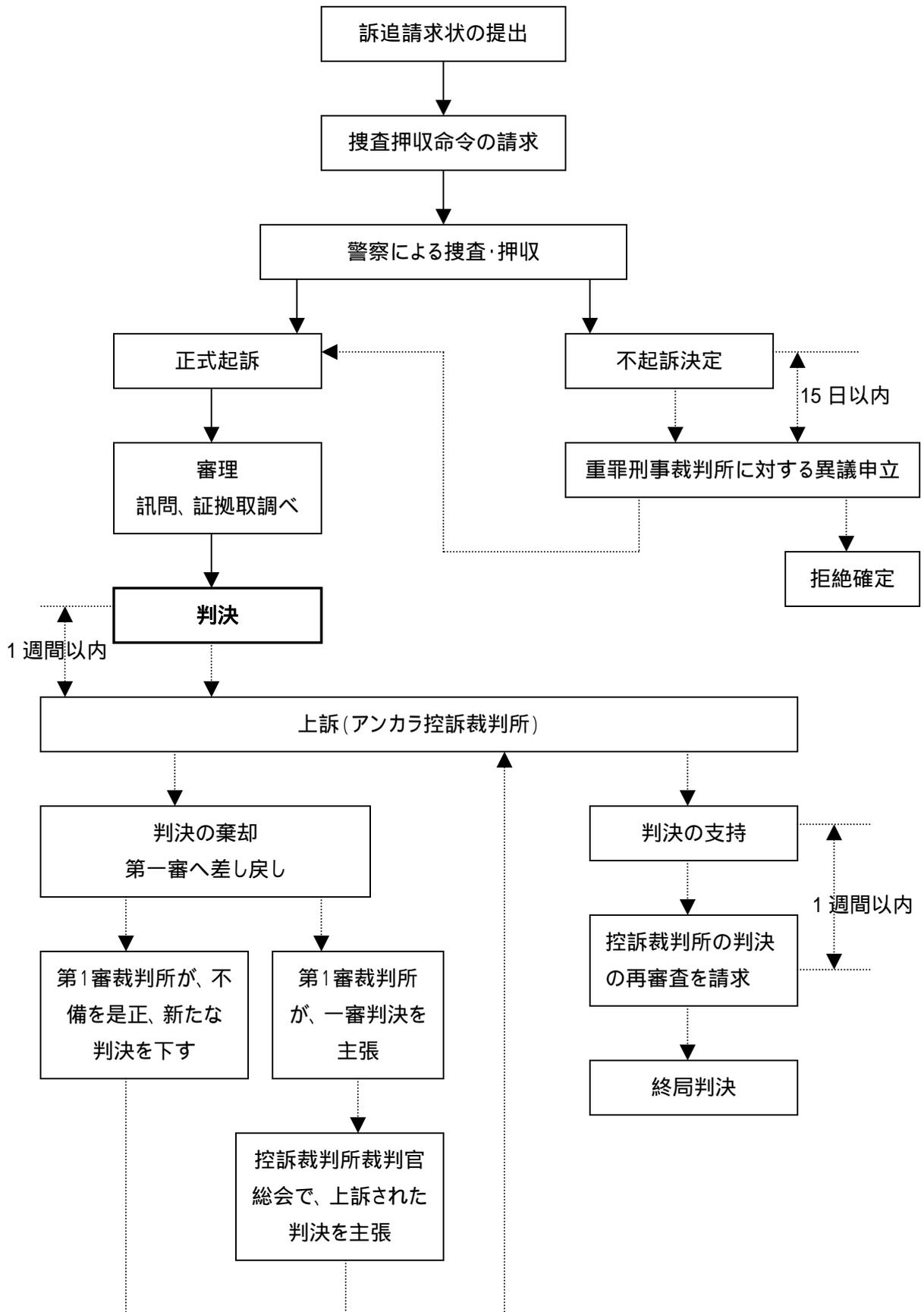
刑事手続は民事手続よりも迅速に行なわれ、申し立て提起後数時間で、捜査と押収が行われることもある。また、刑事手続の過程で集められた証拠は、民事手続でも援用できる。

但し、この方法にはリスクも伴う。捜査の結果証拠が見つからないと、捜査を受けた業者が、捜査は裁判手続の濫用であるとして民事上の賠償を求めてきたり、不実の犯罪の申立であると主張してくる恐れがある。不実の犯罪申立は刑事上の犯罪であり、かかる申し立てを行った者は、法的に訴追されることもある。捜査前に、争う余地の無い証拠を入手しておくことにより、こうしたリスクを軽減することができる。

得られた証拠によって、刑事上の正式起訴もしくは不起訴が決定される。複数の権利侵害行為が起訴に至らなかった場合、刑事上の申し立てを提起した目的は競合他社による権利侵害行為の停止であったと主張し、独占禁止当局に対して、制限的取引慣行を根拠に独占禁止違反の申し立てを提起することができる。

第6章 刑事訴訟

図： 刑事訴訟手続



刑事上の捜査押収手続（申請から押収まで）にかかる費用の目安は、実際の困難の程度、捜索時間、押収の規模、裁判所および侵害行為現場の所在地より異なるが、約 1,500～米 5,000 米ドルである。

4-5 公訴官による正式起訴

公訴官は、犯罪と被疑者が特定され、捜査中に収集した証拠によって犯罪の可能性が明らかになった場合、管轄の知的財産特別刑事裁判所に対して起訴状を提出し、被疑者を正式に起訴しなければならない。

起訴状には、被疑者の身元、被疑者に帰すべき犯罪、その犯罪に適用する法令、証拠、捜査の結果を記載する。公訴官はあらゆる制裁の適用を求めなければならない。

4-6 審理

裁判所が刑事告訴を認めた場合、正式な刑事裁判が開始される。

裁判所は審理日程を決め、関係当事者を召喚する。

(1) 産業財産権者による訴訟への参加

産業財産権者は出廷して自らの請求事項を確認するとともに、当該問題を友好的に解決する意思の有無を申し述べる。

トルコでは陪審制度は取られておらず、裁判官が全ての起訴事案を処理する。

権利者は公訴官側の当事者として、起訴事項の証明に加わる権利を有する。権利者は、裁判所に参加要求書を提出し、認められた場合、検察官の隣で訴追を支援できる。ただし、訴追は訴訟参加人の義務ではないため、訴訟参加人が出廷しない場合も審理は継続される。

(2) 被告の訊問

被告は出廷の上、審理を受けなければならない。ただし、裁判所はこれと異なる扱いを命ずることもある。召喚された被告は、証拠を提示し、自らを防御する主張を申し述べる。被告は具体的には、身元を確認され、起訴状が読み上げられ、首席裁判官による訊問が行われる。訊問中、証人は法廷の外で待機する。

(3) 証人および専門家の尋問

被告の訊問後、裁判当事者の証人および専門家は、首席裁判官から尋問を受ける。陪席裁判官および公訴官は、首席裁判官の許可があれば、被疑者および被告弁護人を訊問することができる。

第6章 刑事訴訟

裁判所は審理の間に、予備審問を事案の解決に必要な回数だけ行う。審理は原則として1回しか行われぬ。ただし、一時的に審理が中断される場合、証拠を訴訟手続記録に残しておかなければならない。

裁判所は証拠として、被告人の供述（犯罪の認知）、証人の証言、訴訟参加人の陳述、提出された証拠書類、専門家の報告を吟味する（刑事訴訟手続法）。

4-7 判決

訊問および証拠取調べの後、両当事者に対して、以下のいずれかの判決が申し渡される。

①無罪放免

被告が有罪であると断言するに足る証拠が無い場合

②有罪

③却下

被疑者の死亡、大赦、訴追請求の取り下げ、訴追請求期限の徒過、出訴期限または前払金などにより、訴訟が解消される。

判決文は、後日郵送で被告および被告弁護人に送られる。裁判官は刑事訴訟において、以下のいずれかの決定を下す。

刑事訴訟手続にかかる期間は、第1審裁判だけで約12～18カ月である。

弁護士報酬は、手続に要する期間および事案の複雑さに応じて、約5,000～20,000米ドルである。裁判所の手数料および諸費用は、特別な場合に裁判の当事者が任意で負担しない限り、州が負担する。

4-8 破棄

判決確定と、裁判所の執行官および公訴官は、裁判当事者の代理人と協力して、適切な方法で侵害品を破棄し、公式記録に破棄の事実を記録する。

5 不起訴決定に対する不服申立

公訴官が不起訴を決定した場合、権利者・その他の関係者は、不起訴の決定通知を受けてから15日以内に、重罪刑事裁判所に対して不服を申立てることができる。

裁判所は、不起訴が法令に反していると判断した場合、公訴官に訴追の開始を命令する。

裁判所の決定は最終決定として訴追請求者と公訴官の両方を拘束し、更なる上訴はできない。

6 上訴

訴追請求者または被告は、知的財産特別裁判所の判決について、以下の方法等をとることができる。

6-1 第一審裁判所への不服申立を通じた上訴

第一審裁判の決定通知から 7 日以内に、第一審裁判所に対して不服申立を提起することができる。当該判決は是正されるか、上位機関へ移送される。

6-2 控訴裁判所への上訴

第一審裁判所の決定通知から 7 日以内に上訴を提起する。提起された上訴は公訴裁判所が審理し、一審判決について、支持または棄却の判断を下す。

上訴手続には約 18～24 ヶ月を要する。

棄却の場合は第一審裁判所に差し戻され、第一審裁判所は指摘された瑕疵を修正するか、一審判決の正しさをなお主張するかを選択する。

第 編 関連法の活用

第1章 不正競争法

1 保護対象

登録済み産業財産権および未登録の産業財産は、産業財産に関する各種法令とは別に直接適用される不正競争法によって、保護される。

トルコ商法は第4章に、不正競争を取り締まる一般規定（不正競争法）を設けている。同法の目的は、不正競争から個人の商業活動・蓄財・投資を保護することである。

「不正競争」とは、「商業活動において、欺瞞的行為等の誠実の原則に反する行為によって、競争を濫用すること」と定義される。

また「誠実の原則に反する行為」とは、「第三者の商品、製品および販売活動等の商業活動に混乱を招くような行為、および第三者が使用する名称、商標、表示、標識およびこれらに類する宣伝資料の濫用により混乱を招くような措置を講じる行為」である（商法第57条第5項）。

2 救済措置

不正競争のために、自らの顧客、評判、事業またはその他の経済的な利益を損なわれた者は、裁判所に訴訟を提起し、以下の事項を請求することができる。

- ①不法行為の確認
- ②不正競争の禁止
- ③不正競争から生じた経済的な状況の解消
- ④損害の補償
- ⑤債権債務法第49条に定められた状況にある場合、精神的苦痛に対する損害賠償

第2章 著作権法

作品の所有者の著作権は、「文学的および美術的著作物に関する法律第 5846 号」（以下、「著作権法」という）に基づいて保護される。

ただし、商標法令でも、「当該権利者から異議申立がある場合は、登録出願された商標は、第三者の名称または写真を含む場合、もしくは第三者の著作権または産業財産を害する場合は、登録されない」と定めている（商標法令第8条）。

1 保護対象

著作権法は、保護対象物を3つに分類しており、コンピューター・プログラムは、1つめの分類である「科学的小および文学的著作物」として指定されている。ただし、コンピューター・プログラムを、著作権法と特許法令のどちらに基づき保護するかという点では、争いがある。

2 救済措置

トルコ著作権は、著作権を幅広く保護しており、以下の救済措置を定めている。

2-1 民事的救済

著作権者は、以下を求めて訴訟を提起する権利がある。

- ①侵害行為の禁止・防止
- ②金銭的な損倍賠償による補償

著作権者は、著作権の対象である作品が無権限で上映・放映・複製された場合、著作権使用許諾契約を締結していれば得ていたであろう著作権料の3倍に相当する損害賠償を、請求することができる。

また損害賠償は、不法行為または権利侵害行為が原因で発生した利益の返還を求めて、請求することもできる。

2-2 刑事的救済

著作権が侵害された場合、2年以上4年以下の禁固と、35,000～105,000米ドル相当の罰金に処せられる。

また、以下の行為も、著作権侵害行為と同一または類する刑事処罰の対象となる。

- ①著作権侵害製品の営利目的での保有もしくは取り扱い。

第2章 著作権法

- ②権利者ではない者による著作権の行使。
- ③コンピューター・ソフトウェアの保護措置を回避・破壊する道具または機器の所有。
- ④無権限の著作物の複製。

第3章 薬事法

「医薬品製造に関する法律第1262号」は、医薬品の販売について定めている。

医薬品の販売には厚生省の許可が必要であり、かかる許可は、医薬品に使用される商標についても必要となる。医薬品は、一般に宣伝広告をしてはならないが、医療従事者を対象とした販売活動であれば、制限規則の遵守を条件に認められる。

医薬品の販売許可は、新薬の開発で薬物・毒物検査および臨床試験における生成および提出が必要な場合に、適用される通常の許可規則に基づき取得することができる。

他方、新薬の段階で許可が出ている後発医薬品は、当該新薬と基本的に同じ効能であり、対生物作用に変わりないことが証明されれば、許可申請手続の短縮が認められる。

TRIPS 第39条は加盟国に対して、新薬の販売許可を認める条件として、新薬の安全性や有効性を証明する試験データ等の提出を求める場合は、当該データを不公正な商業的使用および開示から保護する義務を課している。これを「データ独占権」という。

トルコの2005年人用医薬品許可規則は、新薬の最初の許可に対して認められるデータ独占権の期間を、2001年1月1日以降を対象に6年間と定めている。2005年1月1日以降に許可された新薬には6年間のデータ独占期間が認められるが、後発医薬品にはかかる申請が認められない。

2004年には法改正によって、米国の「ボーラー条項」に類する、後発医薬品の申請に例外的扱いを認められた。これにより後発薬品の製造者は、オリジナル薬の特許期間満了前に、販売許可の取得に必要な全ての試験を行い、許可を得られるようになった。

第 編 使用許諾契約

使用権付与手続は、特許、商標、工業意匠等の各種法令により定められている。ただし使用許諾契約は、必要があれば、私人間契約に基づく債務として、債権債務法の適用を受けることがある。

第1章 使用許諾の付与

1 特許権の使用許諾

特許を出願・実施・使用する権利は、トルコ領域の全部またはその一部で有効な、使用許諾契約の対象物とすることができる（特許法令第88条）。

1-1 排他的使用権と非排他的使用権

使用許諾は、排他的または非排他的とすることができる（特許法令第88条）。

表：排他的使用権と非排他的使用権の差異

	権利者(使用許諾者)による使用	権利者による当該使用権者以外への使用許諾	使用権者から第三者への移転・二次的使用許諾	使用権者による司法手続の開始
排他的	契約で定めない限り×	×	契約で定めない限り×	契約で定めない限り
非排他的			契約で定めない限り×	×(使用許諾者へ要求しても開始されない場合)

(1) 排他的使用権

権利者（使用許諾者）は、契約上で当該権利を明示的に留保してある場合以外は、自ら商標を使用できず、該当する排他的使用権者以外の者に同一の使用権を付与することはできない。

排他的使用権者は、商標権の侵害を受けた場合、契約で別段の定めがない限り、商標法により商標権者に認められたあらゆる司法手続を、当該使用権者本人の名で、開始することができる。

(2) 非排他的使用権

契約で別段の定めない場合、使用権は非排他的使用権とみなされる。

権利者（使用許諾者）は、当該商標を自身で使用でき、該当する非排他的使用権者以外の者に同一の使用権を付与することができる。

非排他的使用権者は、司法手続を開始する権利を有さない。ただし、侵害が発生した場合、公証人を通じて使用許諾者に対してその旨を通知し、必要な手続の開始を要求することができる。使用許諾権者が、かかる通知の受領後 3 カ月以内に、手続の開始を拒否または開始しない場合、非排他的使用権者は手続を開始する権利を得る。

時の経過により救済が不可能になるような重大な損害の場合、使用権者は裁判所に対し、予防的差止命令を請求できる。使用権者は手続を開始した場合、その旨を使用許諾者に知らせる。

1-2 使用権者による使用権の移転・二次使用権の付与

契約で特段の定めを置かない限り、排他的使用権者・非排他的使用権者のいずれも、使用権から発生する権利を移転したり、二次使用権を付与することができない。使用権者は、使用許諾契約の規定に違反した場合、司法手続を開始され、登録知的財産権から発生する権利の主張を受けることになる。

1-3 特許権者による使用許諾の申出

特許権者および使用権者は、特許付与に関する公告日から 3 年以内に、当該特許を実施する義務を負う（特許法令第 96 条）。

使用しない場合、特許権者は特許庁に対して、当該発明の使用に関心がある相手に対して使用を許諾する旨の意志を表示することができ、この申出は公衆に閲覧される（特許法令第 94 条）。

1-4 強制実施権

(1) 付与要件

強制実施権は、特許権者による使用許諾の申出がなされておらず、以下のいずれかの状況または状態が発生した場合に、付与される（特許法令第 99 条）。

①特許発明を実施に供し得ないこと（特許法令第 96 条）

特許権者・使用権者が、特許付与に関する公告日から 3 年以内に、特許の実施義務を履行しない場合、利害関係者は、以下を理由として、強制実施権の付与を請求できる。

- ・請求時における当該特許の不実施。
- ・当該特許の実施が、正当もしくは法にかなった理由がなく、遅れていること。
- ・当該特許の実施が、正当もしくは法にかなった理由がなく、3 年間継続的に中断されていること。

②特許発明の主題が、先行特許に従属する場合（特許法令第 79 条）

第1章 使用許諾の付与

特許発明が、先行特許を実施せずには実施し得ない場合は、これを理由とし、かつ先行特許とは異なる産業の目的に資することまたは重要な技術改良が実現されることを証明すれば、先行特許の強制実施権の付与を請求できる。

③公益性がある場合（特許法令第103条）

閣僚会議は、公益性を理由として、特許または特許出願に関する発明の強制実施を決定できる。発明の実施、利用の促進・普及、改良が、公衆衛生または国防上、極めて重要かつ有用な場合には、公益性があるとみなされる。

(2) 強制実施権の取得

①トルコ特許庁（TPI）の調停による強制実施権の取得

強制実施権の申請を行おうとする者は、まず TPI に対して、当該特許の契約に基づく使用権を取得できないか、調停を申請する。

TPI は申請から 1 ヶ月以内に、調停申請書および添付書類を受けて適切な調査を行った上で、以下の要件が満たされていると判断すれば、調停を認める。

- ・実際に強制実施権を付与する必要性が認められる状況にあること。
- ・申請者が支払能力を有すること。
- ・発明実施に必要な手段が全て揃っていること。

TPI による調停の結果、特許の主題である発明の使用権を付与する契約が当事者間で締結されたら、使用権者には発明の実施を開始するための期間が認められる。その期間は、1 年を超えてはならない。

調停手続を終了するには、以下の条件を満たす必要がある。

- ・両当事者により合意される使用権は、排他的なものでなければならず、これを強制実施として付与することを妨げるものであってはならない。
- ・調停申請者が、発明実施に必要な機器または設備および原材料を保有していること、および主題の発明実施を開始するための期間が必要であることが証明された文書が提出されていること。
- ・調停申請者が予想される期間内に発明の実施を開始しない場合に発生する賠償責任を担保するため、法定の金額の保証を提供すること。
- ・規則に定められたかかる目的の場合に必要な手数料を支払うこと。

TPI は、両当事者が提出した書類に基づき、上記の要件が満たされており、両当事者に当該特許を直ちに実施する意図が見られると判断した場合、調停手続を終了させ、調停によ

り付与された使用権を特許登録簿に記録する。

②裁判所の決定による強制実施権の取得

TPI が調停の申請を認めない場合、または TPI による調停手続中に両当事者が使用許諾契約の締結で合意しない場合、強制実施権の付与を裁判所に求めることができる。

裁判所は、強制実施権の付与を求める申請書の写しおよび当該申請書に添付された全ての書類の写しを、特許権者に送付する。特許権者は、受領日から 1 カ月以内に、これらの文書に対する異議を申し立てることができる。ただし、強制実施権の付与申請が TPI が調停の申請を認めなかったために提起されている場合は、異議申立期間は 2 週間以内である。

特許権者から異議申立があれば、裁判所はその旨を強制実施権の申請者に通知し、1 カ月以内に申請の拒否または強制実施権の付与を決定する。

強制実施権の付与決定には、当該使用権の範囲、使用料、使用期間、使用権者が提供する保証、実施開始日、および当該特許の効果的かつ重要な実施方法が含まれる。

2 意匠権の使用許諾

意匠出願権または意匠権は、トルコ領域の全部またはその一部で有効な、使用許諾契約の対象物とすることができる（意匠法令第 41 条）。

使用許諾は、特許権の場合と同様、排他的または非排他的とすることができる（意匠法令第 41 条）。※108 ページ参照。

3 商標権の使用許諾

登録商標に対する権利は、商標が登録された商品および役務の全部または一部について、使用権を付与することができる（商標法令第 20 条）。

原則として、あらゆる種類の商標が使用許諾契約の対象物となる。ただし保証商標は、技術規則に明示されたものであれば誰でも使用できることから、使用許諾契約の対象物にすることはできない。

使用許諾は、特許権の場合と同様、排他的または非排他的とすることができる（商標法令第 21 条）。※108 ページ参照。

第2章 使用許諾の制限

1 使用地域

使用権は通常、特定の一地域または複数地域について付与される。かかる特定地域内では、使用許諾者は保有する知的財産権から発生する排他的権利を、使用権者に対して主張しないことを約束する。

使用許諾契約で対象となる特定の地域が指定されていない場合、使用権者は契約締結国内で当該使用権を行使する権利を有する。使用権の範囲が特定の地域に限定されている場合、使用許諾者は当該地域内で使用許諾製品の生産および販売を行わなければならない。

特定地域がトルコ全体である場合、使用権者から製品を購入した顧客は、当該製品を国外で販売することができる。使用許諾者はかかる行為を妨げることができない。

特許法令は消尽原則を定めており、特許権は、保護対象の製品が特許権者またはその同意を得た他者によってトルコで販売されると、以後当該製品について行われた行為には及ばない（特許法令第76条）。

2 使用対象

使用許諾契約の主題は、異なる多数の市場対象について付与することができる。使用許諾者は、特定の分野に限定し、商品分野を分類する権利を有する。

使用権者は、指定された使用対象についてのみ使用することができる。従って、使用許諾者は、他の使用対象について、他の使用権者に、他の使用権をいくらかでも付与することができる。また使用対象を限定すれば、使用許諾者は容易かつ確実に使用料を集めやすくなる。

3 政府の承認

使用許諾契約は、私法に基づく契約の一種である。よって、使用許諾契約の条件は、契約当事者が決めることができる。つまり、使用許諾契約に対する政府の承認を得る必要はない。ただし、上述の通り、「公益性に基づく強制実施」は、閣僚会議が決定する。

4 登録簿への記載

産業財産の出願または権利の使用許諾行為は、自発的または強制的を問わず、出願または権利に影響を与えるものは、登録簿へ記載した日から、善意の第三者に対して拘束力を有し行使することができる（特許法令第 92 条、商標法令第 60 条、商標法令第 39 条）

5 使用料

使用料に対する制限はない。しかし、使用料は使用許諾契約における最も重大な約束事の一つである。使用料の支払方法には、一回払いおよび売上高払いの 2 種類がある。

一回払いの場合、当事者が使用許諾契約において、契約締結時に一定金額を定める。ただし、一回払いは、使用権の対象物が契約締結後に大きな利益を上げた場合に、使用許諾者に不利になる。よって実際には、使用権に基づく製品の売上高に応じて使用料が決められている。売上高払いでは、使用許諾者は、使用権者の純売上高の総額から一定割合を受け取る。

第 編 営業秘密の保護

1 不正競争法に基づく保護

営業秘密の所有者は、当該秘密に対する排他的権利を有する。従って、営業秘密の所有者は、商法の一部として定められた不正競争法に基づき、保護を受けることができる。

保護対象は、営業秘密そのものだけでなく、営業秘密の所有者が得る利益であって不正競争により損なわれた利益も含まれる。

以下の行為は、誠実の原則に反し、不正競争行為に該当する。

①雇用者もしくはその顧客の製造上または営業上の秘密を、当該被用者の従業員、代理人またはその他の関係者に働きかけて、明らかにさせたり取得する行為（商法第 57 条第 7 項）。

②善意の原則に反して取得もしくは知った製造上、もしくは営業上の秘密から不当に利益を得ること、またはかかる秘密を第三者に明らかにすること（商法第 57 条第 8 項）

2 刑法に基づく保護

他者の秘密情報の開示およびかかる情報から不正な利益を得る行為は、トルコ刑法において、秘密保持義務に反する重罪と定められている。従って営業秘密に対する犯罪行為は、不法行為責任を問われる根拠となる。

3 民法・債権債務法上の人格権の保護規定に基づく保護

営業秘密は、人格権の経済的な一要素でもあるため、人格権の保護によっても、営業秘密は保護される。従って営業秘密は、公正取引法の他に、民法および債権債務法的人格権保護規定に基づく保護も受ける。

ただし、人格権の保護を根拠とした保護を受けるには、かかる行為が不正競争と見なされないことを要する。

[付録 1] 特許 願書

この欄はトルコ特許庁が記入します。

出願の年月日および時分		出願番号
特許願書 TPE-P-101		
1. 発明の表題		
2. 国際分類		
3. 出願人の情報		
3.1. 名称 (名・姓または商号)		
国籍		
住所		
電話 / ファクス		
3.2. 名称 (名・姓または商号)		
国籍		
住所		
電話 / ファクス		
3.3. 名称 (名・姓または商号)		
国籍		
住所		
電話 / ファクス		
4. 特許弁理士の情報		
特許弁理士の名称 (名・姓または商号)		
国籍		
住所		
電話 / ファクス		
5. 出願人または特許弁理士の参照番号		

発明について簡単に記述した表題 (商標に当たる用語を含まない) を記入してください。

分類が分かれば記入してください。

出願人は法人または自然人とします。自然人の場合は出願人のフルネームを記入し、法人の場合は正式な商号を記入してください。

国名・都市名および郵便番号も記入してください。

3 名超の出願人がいる場合、コンピュータを用いて 3.4 項以降を追加することができます。

法律第 551 号 (第 171 条) 海外に住所を有する出願人は、代理人を置かなければなりません。

弁理士を指名している場合、4 項に記入してください。

この欄の記入は任意です。

法律第 551 号 (第 45 条) 実用新案出願が先願に関連している場合、6 項に記入してください。

法律第 551 号 (第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条) 該当するものをチェックしてください。いいえの場合は 8 項に進んでください。

はいの場合は優先権に関する情報を記入してください。

法律第 551 号 (第 44 条)

発明者名を願書に記入する必要があります。出願人が発明者でない場合、複数の発明者がいる場合、出願人が出願権を発明者から取得した方法を記入しなければなりません。

発明者名の記入がないか、出願権を発明者から取得した方法の説明がない場合、出願の審査を行いません。

記入欄が不足する場合、コンピュータを用いて記入欄を追加することができます。

6. 先願に関する情報		
6.1. 実用新案 / 特許の先願		
番号		
日付		
7. 優先権の主張		
7.1. 出願で優先権を主張していますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
7.2. 優先権にかかわる出願の情報		
国名	出願番号	日付
7.3. 博覧会の展示から生じる優先権に関する情報		
国名 / 都市名	展示日	公式開催初日
8. 発明者の情報		
出願人は発明者ですか。		
はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
8.1. 発明者		
名・姓		
国籍		
住所		
8.2. 発明者		
名・姓		
国籍		
住所		
8.3. 発明者		
名・姓		
国籍		
住所		

実用新案の出願権を発明者または優先権者から取得した方法について説明してください。

9. 発明者 / 優先権者からの出願権取得に関する申告

- サービス契約
- その他の契約
- 移譲 / 移転
- 出願人と発明者が同一
- その他 (説明すること)

法律第 551 号 (第 42 条、第 43 条、第 53 条、第 159 条)

10. 願書の添付書類

10.1. 出願日確定のために必ず下記を提出してください。 *TPI

明細書		ページ		部	<input type="checkbox"/>
クレーム		部		部	<input type="checkbox"/>
図面		ページ		部	<input type="checkbox"/>
要約書		ページ		部	<input type="checkbox"/>

明細書と願書は英語、ドイツ語またはフランス語で記述できますが、出願から 1 カ月以内にトルコ語の翻訳を特許庁に提出しなければなりません。翻訳が提出されない場合、その出願は拒絶されません。

10.2. Diller

英語	ドイツ語	フランス語
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10.3. 願書と同時にまたは所定期限内に提出する書類 *TPI

優先権証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
手数料納付に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法律第 551 号 (第 55 条) 出願は 18 カ月以内に公開されます。早期公開を希望する場合は、その旨を明記してください。

11. 出願の早期公開

はい いいえ

12. 請求

この欄に署名してください。

私は、法律第 551 号に基づき、実用新案証の発行を請求します。

署名 日付 (日 / 月 / 年)

法律第 551 号 (第 42 条) 出願料は出願時または 7 日以内に納付しなければなりません (特に通知は行いません)。納付がなされない場合、その出願は撤回したものとみなされます。

記入済み願書と添付書類および出願料納付に関する書類を次の住所まで送付してください。

TÜRK PATENT ENSTİTÜSÜ
 Patent Dairesi Başkanlığı
 Hipodrom Cad. No:115
 06330-Yenimahalle –ANKARA

TPIの口座番号は次のウェブサイト参照 : www.turkpatent.gov.tr.

* TPI の記入欄ですので、記入しないでください。

[付録 2] 実用新案 願書

この欄はトルコ特許庁が記入します。

出願の年月日および時分	出願番号
実用新案願書 TPE-P-102	
1. 発明の表題	
2. 国際分類	
3. 出願人の情報	
3.1. 名称 (名・姓または商号)	
国籍	
住所	
電話 / ファクス	
3.2. 名称 (名・姓または商号)	
国籍	
住所	
電話 / ファクス	
3.3. 名称 (名・姓または商号)	
国籍	
住所	
電話 / ファクス	
4. 特許弁理士の情報	
特許弁理士の名称 (名・姓または商号)	
国籍	
住所	
電話 / ファクス	
5. 出願人または特許弁理士の参照番号	

発明について簡単に記述した表題 (商標に当たる用語を含まない) を記入してください。

分類が分かれば記入してください。

出願人は法人または自然人とします。自然人の場合は出願人のフルネームを記入し、法人の場合は正式な商号を記入してください。

国名・都市名および郵便番号も記入してください。

3 名超の出願人がいる場合、コンピュータを用いて 3.4 項以降を追加することができます。

法律第 551 号 (第 171 条) 海外に住所を有する出願人は、代理人を置かなければなりません。

弁理士を指名している場合、4 項に記入してください。

法律第 551 号 (第 45 条) 実用新案出願が先願に関連している場合、6 項に記入してください。

法律第 551 号 (第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条) 該当するものをチェックしてください。いいえの場合は、8 項に進んでください。

はいの場合は優先権に関する情報を記入してください。

法律第 551 号 (第 44 条)

発明者名を願書に記入する必要があります。出願人が発明者でない場合、複数の発明者がある場合、出願人が出願権を発明者から取得した方法を記入しなければなりません。

発明者名の記入がないか、出願権を発明者から取得した方法の説明がない場合、出願の審査を行いません。

記入欄が不足する場合、コンピュータを用いて記入欄を追加することができます。

6. 先願に関する情報		
6.1. 実用新案 / 特許の先願		
番号		
日付		
7. 優先権の主張		
7.1. 出願で優先権を主張していますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
7.2. 優先権にかかわる出願の情報		
国名	出願番号	日付
7.3. 博覧会の展示から生じる優先権に関する情報		
国名 / 都市名	展示日	公式開催初日
8. 発明者の情報		
出願人は発明者ですか。		
はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
8.1. 発明者		
名・姓		
国籍		
住所		
8.2. 発明者		
名・姓		
国籍		
住所		
8.3. 発明者		
名・姓		
国籍		
住所		

実用新案の出願権を発明者または優先権者から取得した方法について説明してください。

法律第 551 号 (第 42 条、第 43 条、第 53 条、第 159 条)

明細書と願書は英語、ドイツ語またはフランス語で記述できますが、出願から 1 カ月以内にトルコ語の翻訳を特許庁に提出しなければなりません。翻訳が提出されない場合、その出願は拒絶されません。

法律第 551 号 (第 55 条) 出願は 18 カ月以内に公開されます。早期公開を希望する場合は、その旨を明記してください。

この欄に署名してください。

法律第 551 号 (第 42 条) 出願料は出願時または 7 日以内に納付しなければなりません (特に通知は行いません)。納付がなされない場合、その出願は撤回したものとみなされます。

9. 発明者 / 優先権者からの出願権取得に関する申告

- サービス契約
- その他の契約
- 移譲 / 移転
- 出願人と発明者が同一
- その他 (説明すること)

10. 願書の添付書類

10.1. 出願日確定のために必ず下記を提出してください。

*TPI

明細書	ページ	部	
クレーム	部	部	<input type="checkbox"/>
図面	ページ	部	<input type="checkbox"/>
要約書	ページ	部	<input type="checkbox"/>

10.2. Diller

英語	ドイツ語	フランス語
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10.3. 願書と同時にまたは所定期限内に提出する書類

*TPI

優先権証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
手数料納付に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

11. 出願の早期公開

はい いいえ

12. 請求

私は、法律第 551 号に基づき、実用新案証の発行を請求します。

署名 日付 (日 / 月 / 年)

記入済み願書と添付書類および出願料納付に関する書類を次の住所まで送付してください。

TÜRK PATENT ENSTİTÜSÜ
Patent Dairesi Başkanlığı
Hipodrom Cad. No:115
06330-Yenimahalle –ANKARA

TPIの口座番号は次のウェブサイト参照 : www.turkpatent.gov.tr

* TPI の記入欄ですので、記入しないでください。

[付録 3] 特許・実用新案 官費

特許 / 実用新案 (2006 年 1 月 1 日現在)

(換算率 1 YTL = 0.714 US \$)

特許	実用新案	内容	金額 (YTL)
コード番号	コード番号		
01.01.01	01.02.01	出願料	49
01.01.02	01.02.02	1 優先権に基づく出願	125
01.01.03	01.02.03	2 優先権に基づく出願	194
01.01.04	01.02.04	3 優先権に基づく出願	295
01.01.05	01.02.05	4 優先権に基づく出願	396
01.01.06	01.02.06	5 優先権に基づく出願	446
01.01.07	01.02.07	6 優先権に基づく出願	541
01.01.08	01.02.08	7 優先権に基づく出願	638
01.01.09	01.02.09	8 優先権に基づく出願	742
01.01.10	01.02.10	特許明細書トルコ語翻訳のための期間申請料	419
01.01.11	01.02.11	特許明細書トルコ語翻訳のための追加期間申請料	454
01.01.12	-	調査報告書評価手数料	300
01.01.13	-	調査報告書作成手続き手数料	150
01.01.14	-	審査報告書作成手続き手数料	150
01.01.15	-	2 および 3 調査報告書作成手続き	100
01.01.16	01.02.12	追加期間申請料	79
01.01.17	01.02.13	原産国証明書発行料	79
01.01.18	01.02.14	特許証または実用新案証手数料	240
01.01.19	-	追加特許証手数料	230
01.01.20	01.02.15	譲渡手続き登録料	188
01.01.21	01.02.16	ライセンス手続き登録料	188
01.01.22	01.02.17	合併手続き登録料	138
01.01.23	01.02.18	ライセンス許諾申込登録料	44
01.01.24	01.02.19	相続・移転手続き登録料	188
01.01.25	01.02.20	質権設定手続き登録料	183
01.01.26	01.02.21	所有権変更登録料	70
01.01.27	01.02.22	住所変更登録料	30
01.01.28	01.02.23	実施証明書または不実施理由証明書の登録料	95
01.01.29	01.02.24	特許証または実用新案証の認証謄本発行料	62
01.01.30	01.02.25	特許または実用新案ファイルの閲覧料 (1 ファイルあたり)	7
01.01.31	01.02.26	出願変更申請料 (特許から実用新案に、またはその逆に実用新案から特許に変更する場合)	44
01.01.32	01.02.27	不可抗力による不払時の手数料	年金 (手数料 + 年金 + VAT) の 50 %
01.01.33	01.02.28	年金延滞料	年金支払額に 25 % 上乘せ
01.01.34	01.02.29	2 年目登録簿登録料	236
01.01.35	01.02.30	3 年目登録簿登録料	260
01.01.36	01.02.31	4 年目登録簿登録料	282
01.01.37	01.02.32	5 年目登録簿登録料	305

01.01.38	01.02.33	6年目登録簿登録料	325
01.01.39	01.02.34	7年目登録簿登録料	354
01.01.40	01.02.35	8年目登録簿登録料	371
01.01.41	01.02.36	9年目登録簿登録料	402
01.01.42	01.02.37	10年目登録簿登録料	416
01.01.43	-	11年目登録簿登録料	446
01.01.44	-	12年目登録簿登録料	493
01.01.45	-	13年目登録簿登録料	537
01.01.46	-	14年目登録簿登録料	582
01.01.47	-	15年目登録簿登録料	628
01.01.48	-	16年目登録簿登録料	697
01.01.49	-	17年目登録簿登録料	773
01.01.50	-	18年目登録簿登録料	832
01.01.51	-	19年目登録簿登録料	908
01.01.52	-	20年目登録簿登録料	978
01.01.53	-	PCT出願の国内段階出願料	385
01.01.54	-	PCT経由の国内段階出願の追加期間手数料	194
01.01.57	-	欧州特許請求公告手数料	315
01.01.58	-	欧州特許分冊公告手数料	472
01.01.59	-	欧州特許分冊トルコ語翻訳のための追加期間手数料	159
01.01.60	-	PCT出願のための追加期間手数料（33カ月後の国内段階に入った出願人用）	750
01.01.61	-	TPI調査報告書手数料	470
01.01.62	-	特許出願審査料	470
01.01.63	-	調査報告書をTPIが作成した特許出願の審査料	360
01.01.64	-	2または3審査報告書手数料	160

出所： <http://www.turkpatent.gov.tr/tpe/index.jsp?sayfa=907>

[付録 4] 意匠 願書

出願参照番号：		(この欄には記入しないこと)
---------	--	----------------

I. 出願人		個人： <input checked="" type="checkbox"/>	法人： <input checked="" type="checkbox"/>	TPI オーナー番号(*)
名・姓 (個人の場合)				
国籍		TR. ID 番号		
商号 (法人の場合)				
種類		登録国		
税務局		納税番号		
住所				
地方名				
都市名		郵便番号		
電話		ファクス		
郵送先住所				
<input type="checkbox"/> 追加ページに補足情報の記載がある (複数の出願人がいる場合、他の出願人の情報は追加ページに記載すること)。				

II. 弁理士		はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	弁理士登録番号
名・姓				
商号				
住所				
地方名				
都市名		郵便番号		
電話		ファクス		
委任状	添付：	TPI 確認：	POA 登録番号：	

III. 出願の種類	単独	<input checked="" type="checkbox"/>	複数	<input type="checkbox"/>	意匠の件数	1
IV. 公開延期の請求	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input checked="" type="checkbox"/>	はいの場合の期限 (月数)	
V. 優先権の主張	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input checked="" type="checkbox"/>		

私は、法律第 554 号第 6 条に基づき、本出願で提出する意匠が新規のものであることを宣誓します。

名・姓	日付	署名

VI. 意匠が使用される製品

番号	製品名	ロカルノ分類番号
1		

追加ページに補足情報の記載がある（意匠が本ページに収まらない場合、同一書式による追加ページに記載すること）。

VII. 創作者

すべての意匠が同一創作者に帰属する場合はチェックしてください。

名・姓	
住所	

追加ページに補足情報の記載がある（複数の出願人がある場合、他の出願人の情報は追加ページに記載すること）。

VIII. 意匠権：意匠権を取得した方法を明記してください。

サービス契約	<input checked="" type="checkbox"/>	その他の契約	<input type="checkbox"/>	移譲 / 移転	<input type="checkbox"/>
その他（説明すること）	<input type="checkbox"/>				

IX. 優先権の情報

すべての意匠に同一の優先権を主張：

国際協定による：	博覧会の展示権から発生：
優先権を生じる出願を提出済み：	博覧会の情報
国名	名称
日付	場所・日程
出願番号	最初の展示日

優先権に関する申告：外国で提出された最初の出願の出願人がトルコにおける出願の出願人と異なる場合、変更について明記してください。

意匠見本が出願に添付されている：

注：公開延期が請求されている出願についてのみ、見本が必要です。

名・姓	日付	署名

GÖRSEL ANLATIM SAYFASI

(各意匠の番号と画像番号を記入のうえ、次の8×8センチの余白で画像を用いて説明してください。)

意匠番号	1	画像番号	1

意匠番号	1	画像番号	2

意匠番号	1	画像番号	3

意匠番号	1	画像番号	4

名・姓	日付	署名
-----	----	----

[付録5] 意匠 官費

番号	内容	料金
3.01.01	単独出願料	75-YTL
3.01.02	複数出願料（意匠 5 件まで）	195-YTL
3.01.03	複数出願料（同一の複数出願に含まれる 6 件目以降の追加出願あたり）	40-YTL
3.01.04	基本登録料	80-YTL
3.01.05	公告料（白黒で公開される最初の掲載）	45-YTL
3.01.06	公告料（白黒で公開される 2 回目以降の掲載 1 件あたり）	20-YTL
3.01.07	公告料（カラーで公開される最初の掲載）	90-YTL
3.01.08	公告料（カラーで公開される 2 回目以降の掲載 1 件あたり）	50-YTL
3.01.09	公開延期料	50-YTL
3.01.10	不備是正の追加期間申請料（最大 1 カ月間）	50-YTL
3.01.11	1 回目更新料	460-YTL
3.01.12	2 回目更新料	920-YTL
3.01.13	3 回目更新料	1.400-YTL
3.01.14	4 回目更新料	1.850-YTL
3.01.15	1 回目更新料（5 年間の保護期間満了後 6 カ月間の追加期間付き）	700-YTL
3.01.16	2 回目更新料（5 年間の保護期間満了後 6 カ月間の追加期間付き）	1.400-YTL
3.01.17	3 回目更新料（5 年間の保護期間満了後 6 カ月間の追加期間付き）	2.100-YTL
3.01.18	4 回目更新料（5 年間の保護期間満了後 6 カ月間の追加期間付き）	2.800-YTL
3.01.19	移転登録料	250-YTL
3.01.20	ライセンス登録・更新登録料	460-YTL
3.01.21	相続・承継登録料	135-YTL
3.01.22	所有者住所変更登録料	30-YTL
3.01.23	所有権変更登録料	70-YTL
3.01.24	所有会社分類変更登録料	350-YTL
3.01.25	合併登録料	350-YTL
3.01.26	優先権登録料	100-YTL
3.01.27	証明書・抄本発行料	80-YTL
3.01.28	優先権証明書発行料	80-YTL
3.01.29	異議申立料（意匠 1 件あたり）	70-YTL
3.01.30	異議申立料（同一の複数出願に含まれる追加意匠 1 件あたり）	25-YTL
3.01.31	意匠の担保設定・差押公告料	100-YTL
3.01.32	権利放棄申請登録料	50-YTL
3.01.33	受領証発行料	30-YTL
3.01.34	線上審査申請料	1.500-YTL

出所： http://www.tpe.gov.tr/tpe/index_en.jsp?sayfa=602

[付録 6] 商標 願書

参照番号：	合計ページ数 (出願人が記入)	合計ページ数 (特許庁が記入)	この欄には記入しないで ください。

(1) 商標		商標見本 (この欄に7×7センチの商標見本を貼付してください。)
商標名		
ローマ字で記述した商標		
トルコ語の意味		
<input type="checkbox"/> 標章は共有商標であり、技術仕様書が添付されている。		
<input type="checkbox"/> 標章は証明標章であり、技術仕様書が添付されている。		

(2) 出願人	個人 <input type="checkbox"/>	法人 <input type="checkbox"/>	TPI オーナー番号(*)	
名称(商号または名・姓)				
国籍				
登録国			T.R.識別番号	
税務局			納税番号	
住所				
地方名				
都市名			郵便番号	
電話			ファクス	
<input type="checkbox"/> 複数の出願人がいる場合はチェックのうえ、他の出願人の情報を提出してください。				

(3) 弁理士	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	弁理士登録番号(**)	
名・姓				
商号				
住所				
地方名				
国名			郵便番号	
電話			ファクス	
委任状	添付 <input type="checkbox"/>	TPI 確認 <input type="checkbox"/>	POA 登録番号 (***)	

(7) 商品およびサービス			
支払者	弁理士 <input type="checkbox"/>	出願人	<input type="checkbox"/>
銀行名および支店名			
銀行領収書番号		銀行入金日	

(5) 出願に関する請求
<input type="checkbox"/> 私は、出願がなされた旨の front writing を請求します。(f 手数料の納付を要します。)

(6) 優先権の主張	いいえ <input type="checkbox"/>	はい(博覧会) <input type="checkbox"/>	はい(出願、登録) <input type="checkbox"/>
優先権証明書の認証謄本	添付 <input type="checkbox"/>	出願から 3 カ月以内に提出 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 複数の優先権を主張する場合、ここにチェックのうえ、他の優先権の情報を追加してください。優先権の件数：			
優先権に基づく出願情報	国名	出願番号	日付

名・姓	日付	署名

[付録 7] 商標 官費

番号	内容	料金
2.01.01	単一分類の登録出願	104-YTL
2.01.02	商標更新（期間満了前 6 カ月間）	509-YTL
2.01.03	商標更新（期間満了後 6 カ月間）	681-YTL
2.01.04	出願の撤回または限定	65-YTL
2.01.05	登録証の発行	417-YTL
2.01.06	移転の登録	387-YTL
2.01.07	ライセンスの登録 / 更新	511-YTL
2.01.08	相続の登録	254-YTL
2.01.09	質権の登録	397-YTL
2.01.10	商号変更の登録	100-YTL
2.01.11	住所変更の登録	30-YTL
2.01.12	特徴変更の登録	350-YTL
2.01.13	優先権の登録	105-YTL
2.01.14	登録証抄本 / 登録簿抄本の発行	104-YTL
2.01.15	出願分類一覧の編集	110-YTL
2.01.16	商標の放棄（全部または一部）	75-YTL
2.01.17	本国官庁がトルコである国際出願のための優先権証明書発行	140-YTL
2.01.18	特許庁決定に対する不服申立の審査	100-YTL
2.01.19	合併の登録	350-YTL
2.01.20	商標の担保権設定	350-YTL
2.01.21	ライセンス / 担保権 / 質権に関する登録簿登録抹消	60-YTL
2.01.22	商標公報に公告されている商標出願に対する異議申立の審査	100-YTL
2.01.23	受領確認書	30-YTL
2.01.24	繰上審査	3.171-YTL
2.01.25	マドリッド議定書に基づく出願手続き	199-YTL
2.01.26	国際登録から国内登録または国内出願への移行	185-YTL
2.01.27	2 分類の登録出願	204-YTL
2.01.28	3 分類の登録出願	304-YTL
2.01.29	3 分類超の登録出願（各追加分類あたり）	199-YTL
2.01.30	出願または登録の分割	400-YTL
2.01.31	誤記の訂正（商標規則第 24 条による）	30-YTL
2.01.32	商品またはサービスの分類一覧からの削除	

出所：http://www.tpe.gov.tr/tpe/index_en.jsp?sayfa=502

[付録 8] 税関申請書

1. 申請者の氏名および住所（肩書）		知的・産業財産権を侵害する物品の 通関手続き停止を求める申請書	
2. 申請者の地位 <input type="checkbox"/> 権利者 <input type="checkbox"/> 授権者 <input type="checkbox"/> 権利者の代理人 <input type="checkbox"/> 授権者の代理人		3. 申請する税関局	
4. 物品の詳細（種類、GTIP、銘柄、コンテナ数、原産国など） 物品に関するその他の情報が本書に_____ ページ添付されている。			
5. 物品の運送業者、輸入業者 / 輸出業者の詳細			
6. 物品の所在地または予定 仕向地	7. 物品の到着日または 出発日	8. 運搬手段の詳細	
9. 運び台または梱包の詳細			
10. 税関事務所との連絡担当者の氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号			
11. 私はここに、本申請の対象である私の権利（権利登録番号・・・）が 20_年_月_日 日まで有効であることを宣誓し、上記に詳細を記載した物品について 20_年_月_日 から 20_年_月_日まで通関手続きが停止されるか、差し押さえがなされることを求 めます。			
12. 私はここに、何らかの措置、手続き、請求および決定がなされることにより本 申請に関連して税関事務所が被るすべての損失を補償し、または上記物品の差し押 さえに伴い生じるすべての費用を支払い、かつ、税関法第 4458 号および税関規則 に定める知的財産、産業財産などの財産権に関するすべての規定を遵守することを 約します。			
氏名：		場所：	
署名：		日付：	

税関局の決定

<input type="checkbox"/> 申請を受理する。 決定の有効期間：	場所・日付： 氏名・捺印
<input type="checkbox"/> 申請を拒絶する。拒絶理由および異議申立手続きの詳細は、本書に添付されている。	場所・日付： 氏名・捺印

説明

1. 権利者、授権者またはこれらの代理人のみが申請することができる。
2. 各申請には次の書類を添付しなければならない。
 - a) 権利者が申請する場合、管轄機関によるその権利の登録証
 - b) 授権者が申請する場合、(a)に記載の書類に加え、申請者が授権されていることを証明する権限委任状
 - c) (a)および(b)に記載の者の代理人が申請する場合、(a)および(b)に記載の書類に加え、申請者が代理人であることを証明する権限委任状
4. 申請の対象である権利に関する詳細がすべての申請において登録証に添付されていないなければならない。
5. 各申請の有効期間は税関局が決定し、本書に表示される期間とする。

あ

悪意：47、77、79

い

異議：2、15、17、21～25、31～33、37、39～40、43、46～48、51～52、58、
60～61、72、75～76、105、111

え

営業行為：77

営業上：85～86、95、114

営業秘密：114

か

管轄：18、25、33、43、66～68、81、88、91～92、99、101

き

技術：12～15、17～22、24～26、29～30、33、36、43、58～59、110～111

強制実施：77、109～112

虚偽：6、86、94～95、98

拒絶：14、20、23、37、39～40、42～43、46～48、50～52、60、73、76、81

行政裁判所：66

け

警告：70、81

警察：10、63、65、67、98～99

刑事裁判所：66、76、87、98～99、100～102

こ

公告：17、21～22、24、27、31、33、36～37、39～40、43、46、49～50、52、60、
64～65、87、109

公証人：68～70、88、109

公訴官：66～67、87、98～99、101～103

控訴裁判所：26、41、49、52～54、83、91、92、93、103

混同：42、47～48、50、79、80、84

索引

さ

差止：64、65、70、72～73、76、80～82、109

産業財産権：1～2、4、7、65、77、80～81、85～87、90、94、97～98、101、104

し

実用新案：1～2、4、7、12～13、29～34、71、78、82～84、87、91、94、98

実用新案権：29、34、71、78、94、98

使用：12、14、26～27、35～36、38～40、43、45～55、57～62、67、72、77～80、
85～88、94～96、104～105、107～113

新規性：4、12～13、20～22、24、29～30、32～33、36

審査：2、7～8、15～18、20～27、31～33、37～40、43～46、48、53～54、58～61、
72、74、81、89、90、92～93、100

進歩性：13～14、21～24、29

審理：21、65、90、92～93、98、101～103

周知：2、43、47、49～54、63、97

出願：2、4～5、10～27、29～47、49～54、56、58～62、80、86、94～96、98、105、
108、110～111、113

証拠：17、24～25、40、47～49、51～53、58、65、68～69、71～72、74～75、
80～83、88、90、98～99、101～102

上訴：26、41、49、83、85、91～93、103

商標：1～3、5～7、11、35、42～55、62、64、71～72、74、78～87、91、94、
96～99、104～105、107～108、111、113

商標権：2、35、42～43、45～52、71、78～79、86～87、94、96～98、108、111

商標法令：1～2、42～43、45～53、71、79、81、83～87、91、94、97～98、105、
111、113

消尽：96～97、112

職務発明：12、29、35

せ

税関：63～66、71～76、82

そ

訴追：67、97～99、101～103

ソフトウェア：14、30、63～64、106

損害賠償：27、54、63、65、82、84～86、104～105

た

担保：84、82、86、95

ち

知的財産特別裁判所：16、31、38、40、44、59、61、66、75、103

地理的標識：56～62、71、80～84、86～87、91、94～95、98

地理的標識法令：56～62、71、80～84、86～87、94、98

調停：110～111

著作権：1～3、9、35、47、63～64、71、74、105～106

て

TPI：7～11、13、15、17～25、27、31～33、36～37、39～40、43～46、
48、51～52、58～61、66、98、110～111

と

登録：2～3、5～7、9～10、12～14、17、20～22、25～27、29～33、36～37、
39～43、45～62、70～72、77、79～80、87、90～91、94、97～99、104～105、
109、111、113

特許：1～5、7～8、10、12～37、43、49、52、54、66、68、71、77～78、81～87、
91、94～98、105、107～113

特許権：12、15、23、24～27、29、34、71、77、78、94、96、97、98、108～109、
111～112

特許法令：1～2、12～15、17～34、71、77、81、83～87、91、94、96、98、105、
108～110、112～113

TRIPS：2～4、50、52、107

は

破棄：65、75、86～87、94、102

発明：2、12～15、18～27、29～30、35、77、96、109～110

罰金：12、65、94～95、105

判決：26、41、49、52～55、65、72、83、85、87～88、90～92、98、102～103

販売：7、10、26、36、41、47、49～51、53、57、72、77～80、85～86、95～97、
104、107、112

ふ

不正競争：52～53、77、82、94、104、114

不服：25、33、40、48、61、73、76、81、99、102～103

索引

ほ

保証：74、82、84、110～111

む

無効：25、39～41、45、48～49、52～53、55、61、75、86～87、95、98

み

水際：66、71

民事裁判所：25、48～49、52、66、69、81

り

立証：47、68、77、79、81、84～85

る

類似：37、42、47、50～53、57、61、78～80

わ

和解：70

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル トルコ編

[著者]

Mehmet Gün & Co

Mehmet Gün、Selma Toplu Ünlü、Barış Kalaycı、Selin Sinem Yalıncaklı

日本貿易振興機構 経済分析部 知的財産課

[発行]

日本貿易振興機構 経済分析部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2007 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2007 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本冊子に掲載の諸費用の目安は、価格を保障するものではありません。実際の価格は依頼内容、事務所によって大きく異なります。